論 説

イギリスの国教会立法と司法の構造

~イギリスにおける政教関係の一断面~

石 村 耕 治

《内容目次》

はじめに

序説 イギリスにおけるイングランド国教会の所在

- 1 「国教会体制」で主役となったプロテスタント教会
- 2 イングランド国教会の誕生
- 3 アングリカン教会の信仰の特質
- 4 イングランドにおける「国教会体制」の意味
- 5 イングランド国教会法の法源
- 6 開花する多彩な信仰集団~ "寛容"の時代から "多様化"の時代へ
- 7 礼拝施設等の登録制度
- 8 議会制定法による特定教派の教会財産の維持・管理
- 9 信仰団体と登録制度
- 10 脱国教会体制への動向

I 今日のイングランド国教会組織の構図

- 1 イングランド国教会の聖職位階制
- 2 イングランド国教会の組織
- 3 イングランド国教会の財政基盤

Ⅱ イングランド国教会の聖職者の職位とその任用手続

- 聖職位階制・監督制のもとでの聖職者の種類 1
- 2 聖職者の叙任
- 3 パトロン制度とその変容
- 4 女性聖職者の叙任
- 女王関与の聖職者の任用 5
- 聖職者の任用と首相の関与

Ⅲ 世俗立法とイングランド国教会立法

- 1 今日のイングランド国教会法と議会制定法との関係
- 2 イングランド国教会総会議の沿革と立法権能
- 3 イングランド国教会にかかる立法手続の変容と立法状況

IV 世俗司法とイングランド国教会司法~世俗裁判所と教会裁判所

- 現代の世俗裁判所制度と司法制度改革の動向 1
- 歴史から見たイングランド国教会裁判所の興亡
- イングランド国教会司法における聖俗分離の段階的拡大 3
- 4 イングランド国教会裁判所の管轄の見直し

V イングランド国教会特別許可裁判所と特別許可所

- 教会法上の特別許可とは 1
- 主教区での特別許可と主教区裁判所
- 工事作業に対する政府規制と教会の特別許可との接点

VI イングランド国教会における準司法的・審判手続活用の拡大

- 主な分野における準司法的・審判手続の特徴 1
- 2 準司法的・審判手続の実際~聖職者戒規手続を例にして

VII もう一つの国教会としてのスコットランド教会の所在

- 1 スコットランドにおける今日の政教関係
- スコットランドの「国教会体制」の確立
- スコットランド長老制教会の裁治制度 3

- 4 スコットランド長老制教会の運営と機関
- 5 スコットランド長老制教会における権限行使の基本
- 6 コート [治会] に対する発案手続
- 7 スコットランド教会総会での執行
- 8 スコットランド教会総会での立法
- 9 今日のスコットランド教会司法

Ⅷ 国教会体制の下での教会法と国家法の関係

- 1 別格の教会法と国家法が融合する国教会体制
- 2 教会法と国家法の融合と聖俗分離の意味

IX 現代イギリスの教会司法と世俗司法との接点

- 1 イングランド国教会司法と世俗司法との接点
- 2 スコットランド教会司法と世俗司法との接点
- 3 非国教会等の自律的な裁断と世俗司法との接点

X 国教会に対する人権法の影響

- 1 人権法にいう「公的機関」とは
- 2 国教会は「公的機関」にあたるのか
- 3 人権法の適用拡大と信仰団体の今後

むすび

はじめに

イギリス(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 = The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland、1922年にこの名称を採択。略称 UK = 連合王国)は、ブリテン〔①イングランド(England)、②ウェールズ(Wales)、③スコットランド(Scotland)〕および④北アイルランド(Northern Ireland)の4つの非独立国からなる国家連合である。

国家連合における覇者としてのイングランドは、久しくローマ・カトリック教会(ローマ教皇庁)という超国家的な枠組みのもとにある国家であった。その後、国王へンリー8世(在位1509年~1509年)が、その枠組みから離脱し、イングランド国教会・アングリカン教会〔聖公会(Church of England, Anglican Church)〕を立ち上げた。それ以降、イングランドは、今日まで独自の「国教会体制(establishment)」を維持してきている。イングランド国教会は、プロテスタントであるが、カトリックの「聖職位階制・監督制(hierarchy・Episcopal pattern)」に基づく裁治システム(Synodical patterns)を採っている。

連合国家において、スコットランドもまた、今日まで「国教会体制」を維持してきている。1707年5月1日にスコットランドとイングランドは合邦法 [スコットランド議会が定めた Union with England Act 1707、イングランド議会が定めた Union with Scotland Act 1706〕を定め相互に批准し合邦した。続いて、スコットランド議会は廃止され、グレートブリテン連合王国(United Kingdom of Great Britain)が誕生した。この合邦に伴い、スコットランドの長老制のキリスト教会(Presbyterian Church of Scotland)は、合邦法の前文および合邦後にイングランド議会が定めた制定法 [正式法律名称:1707年プロテスタント宗教および長老制教会法(Protestant Religion and Presbyterian Church Act 1707)〕によって、スコットランドにおける国教会としての地位を保障された。スコットランド

教会は、プロテスタントであるが、「長老制 (presbyter[elder] pattern)」 裁治のもとでの「コート「治会(Courts)]」の什組み、すなわち「段階的 治会制(graduated series of courts) しあるいは「段階的合議制し、を採る ことを特色とする。したがって、同じくプロテスタントであっても、カト リックの聖職位階制「司教制、監督制」を取り入れたアングリカン教会 「聖公会」とは、裁治システムを異にする。ともあれ、この合邦により、 イギリスにおける今日の「一つの議会、二つの国教会(One Parliament. Two Established Churches) | の原型ができあがった。

イングランドでは、プロテスタントと自認するアングリカン教会を国家 の下に置くことにより、国王「女王」が大主教など高位聖職者の任免、信 仰の教理などに幅広く直接、ないしは議会の決議や議会制定法などを通じ て同教会に介入できる"国教会体制 (establishment)"がつくり上げられ た。こうした国王「女王」と国教会が表裏一体にかたちで国政をとりし 切った体制が久しく続き、ローマ・カトリックへの復帰や共和制などで一 時中断したことがあったものの、こうした体制下で起きた現象がイギリス 史実の中核を占める結果となったことは誰しも否定できない。

イングランドでは、"国教会体制 (establishment)"の下、世俗議会であ るイギリス議会「ウエストミンスター議会(Parliament of the UK)〕の上 院「貴族院(House of Lords)〕には、イングランド国教会の聖職者に対 して聖職議席が与えられている。内乱(Civil War)、クロムウェルによる 共和国政府の樹立の時代に、国教会聖職者は一時期議会から放逐されたこ ともあった。しかし、1660年の王政復古、1661年の聖職者法(Clergy Act 1661) の制定により、国教会の聖職者の議席は復活した。1874年以降、 聖職議員の数は26人とされている。

これに対して、イギリスにおけるもう一方の国教会であるスコットラン ド教会(Kirk, Church of Scotland)の聖職者は、イギリス議会での聖職議 席を有しない。ひとくちに"国教会体制"といっても、その中身が大きく

違う一例である。

教会立法については、イングランド国教会は、1919年以降、みずからの裁治権、とりわけ立法権能を行使する機関として国教会総会議(General Synod)〔ただし、1962年までは国教会総会(Church Assembly)〕を置いている。そして、自らの教会事項(internal[domestic] church[ecclesiastical] matters)に関する立法を、国教会総会議と世俗のイギリス議会〔ウエストミンスター議会〕とで分かち合うかたちで行っている。国教会総会議がつくる法は「measure」と呼ばれる。"国教会法"と邦訳しておく。今日、イングランドの教会法の分析においては、"議会制定法(acts of Parliament, statutes)"はもちろんのこと、これら"イングランド国教会法(measures of the Church)"の究明が欠かせない。

これに対して、もう一方の国教会であるスコットランド教会(Kirk)の 最高位のコート [治会(Court)]である総会(General Assembly)も、教 会事項(internal[domestic] church[ecclesiastical] matters)に関する教会 法(acts of the Church)をつくる立法権能を有している。双方とも、制定 した法は、性格的には"国家法 [国法](law of the land)"とされる。もっ とも、イングランド国教会が制定した法(measures)を発効させるには 世俗議会 [イギリス議会]の承認を要する。これに対して、スコットラン ド教会総会が制定した法(acts)の場合は、世俗議会 [イギリス議会ない しスコットランド議会(Scottish Parliament)]の承認を要しない。

つづいて、教会司法 [紛争処理権能] についてであるが、イングランド国教会は、司法についてもみずからの管轄権を有している。しかし、1858年以降、管轄事項の世俗裁判所へ大幅な移管により、今日、教会裁判所の大部分の任務は"教会の内部事項 (internal[domestic] church[ecclesiastical] matters)"、つまり、①国教会の教理(doctrine)・典礼様式 (ritual)・儀式 (ceremonial) などを遵守しない聖職者にかかる審査事案、②教会法や聖務規律を遵守しないことを理由とする聖職者の戒規

違反(discipline)事案、③特別許可事案(dispensations, faculty cases)に限定されている。また、たしかに、今日でも、カンタベリー大主教管区の特別許可所(Faculties)や主教裁判所(Consistory Courts・Commissary Court)をはじめとしたイングランド国教会内部に置かれた各種の教会裁判所は、世俗裁判所(secular[civil] courts)とすみ分けしながら、裁判管轄を分かち合っている。しかし、現代のイングランド国教会司法の姿は、国王〔女王〕の絶対的な権威を背景に民の生活を支配するために絶大な力を誇示した、かつての絶対王政の時代とは大きく異なる。確実に、世俗裁判所中心の時代に入っている。

一方、スコットランド教会の教会司法〔紛争処理権能〕についてであるが、最高位のコート(治会)である総会(General Assembly)は、下位のコート(治会)から同教会の内部事項にかかる不服申立て(appeals)があった場合、当該事項に対して司法〔紛争処理〕権限を行使できる。ただ、同じく国教会と言われながらも、スコットランド教会司法は、民の政治的な粛清などの史実とは縁が薄い存在である。時代的に強大な権限を振るったこともあるイングランド国教会司法とは異なる。スコットランドにおいても、確実に、世俗裁判所中心の時代に入っている。

とりわけ、近年、教会司法にインパクトを与えたのが、1950年ヨーロッパ人権条約(ECHR=European Convention on Human Rights and Fundamental Freedoms)の批准や、イギリス国内法である1998年人権法(HRA=Human Rights Act 1998)や2006年平等法(Equality Act 2006)をはじめしたさまざまな議会制定法である。国教会に対するこれら人権法関連諸法適用の今後の展開を注視しなければならない。

* * * *

国教会制度の存在、とりわけイングランドにおける国教会の裁治法制に 的を絞って言うと、その法源を、"世俗法〔国家法〕と教会法〔教会の自 律規範〕"との間に明確な線引きをした上で究明することはきわめて難し 44

い。言い換えると、イングランド国教会の教会法(ecclesiastical laws)の分析にあたっては、「厳格な国家〔政治〕と教会〔宗教〕との分離論〕を軸にこれを行うのであれば、逆に混乱に陥りかねない。いわば"アメリカ型の絶対的政教分離論〔「国家からの宗教〔教会〕の自由」と「宗教〔教会〕の国家からの自由」との憲法による制度的保障を機軸とした考え方〕"に馴らされ、たかだか200余年の歴史よりないアメリカをパラダイムとして、議論展開をするのは本質を見誤るおそれがあることを悟る必要がある。もっとも、これはイギリスに限ったことではないものと思われる。欧州各国の教会法〔宗教法〕の分析にあたっても、同じことがいえよう。

この拙論は、国教会立法と司法、とりわけイングランド国教会の立法と司法に光をあてて、もう一つの国教会であるスコットランド教会と比べながら、イギリスにおける政教〔もう少し的確な言い方をすれば、国家(state)と教会(church)〕関係を、法的断面から点検しようとするものである。ただ、アングリカン教会〔イングランド国教会〕や長老制教会〔スコットランド教会〕の裁治システムはともに、立法・執行・司法の権能を包括的に行使する聖的非分権的な仕組み(potestas iuristictionis seu regimis)になっている。このため、今日の世俗統治における三権分立(separation of powers)の考え方をそのまま当てはめてその仕組みを把握するのは難しいことを再度、指摘しておきたい。また、紙幅が限られているため、かなりの部分を短くし、また、できるだけ図説に努めたことを断っておきたい。

ちなみに、この拙論は、法律学の視角から分析である。できるだけ稚拙な政治論や主観的な推論を回避するように心がけた。実定的な法規範や教会規範、先例などを丹念に分析することに努めた。しかし、筆者は、イギリス法専門の研究者でなく、さらに、キリスト教、とりわけアングリカン教会 [聖公会] や長老制教会に格別、造詣が深いわけではない。素描であ

り、誤りも少なくないものと思われる。建設的な批判をいただきたい(1)。

序説。イギリスにおけるイングランド国教会の所在

今日、イギリス〔略称、連合王国(UK=United Kingdom)〕は、ブリテ ン〔①イングランド (England)、②ウェールズ (Wales)、③スコットラ ンド (Scotland)] および④北アイルランド (Northern Ireland) の4つの 非独立国からなる。この非独立国家連合は、中世以降さまざまに変容をと げ、現在のかたちにいたったものである。



Public use

これら非独立国家連合の合邦の根拠法を含めた経緯を、簡潔に図説する と、次のとおりである。

なお、筆者による先行的な文献研究としては、拙論「イギリス宗教法文献紹介 (1) 宗教法27号参照。

「図表 序-1] 4つの非独立国家合邦の経緯

ウェールズ: 1536年にウェールズ合邦法(Act of Union with Wales 1536 and 1543)にしたがい、自らの議会を廃止し、イングランドと合邦した。

スコットランド: 1707年にスコットランド合邦法(Act of the Union with Scotland 1707)にしたがい、自らの議会を廃止し、イングランドと合邦した⁽²⁾。

アイルランド: 1800年合邦法(Act of Union with Ireland 1800)によりイングランドと合邦した。その後、アイルランド自治法(Government of Ireland Act 1914)による自治領になった。しかし、民族派が反発、1919年に独立戦争が勃発した。その後、休戦協定に入るが、1920年アイルランド統治法(Government of Ireland Act 1920)によりアイルランドは南北に分割された。

北アイルランドは、1922年以降も、北アイルランド議会の選択により、 今日までイギリスに残留している^{(3)。}

今日の連合国家(UK)のかたちにいたるまで、イングランド、ウェールズ、スコットランドおよびアイルランドという4つの非独立国家の間では、その覇権をめぐり、合邦、分離を繰り返してきた。その背景には、"キリスト教派(Christianity)"間での覇権をめぐる争い、あるいは、特定のキリスト教派・教会をその国における"別格の存在(unique status)"の国教会として法認することで、あるいは逆に他のキリスト教派を異端として排斥することで、"教会[宗教]"を支配の道具として使いこなそうとした政治勢力の間で争いがあったことは誰しも否定できない。

⁽²⁾ ちなみに、1997年5月の国政選挙においてトニー・ブレア(Tony Blair)首相(当時)が率いた労働政権がとった地方分権化〔スコットランドやウェールズへの権限委譲・分権化(devolution)〕政策により、1999年にスコットランドにスコットランド議会(Scottish Parliament)、1998年にウェールズのウェールズ議会〔(Wales Assembly):正式名称(National Assembly for Wales, Cynulliad Cenedlaethol Cymru)〕が開設された。こうしたことから、イングランドも、現行の連合国家(UK)のイギリス議会[ウエストミンスター議会]とは別途に、独自のイングランド議会を持つべきであるとの主張もある。

⁽³⁾ 北アイルランドは、アイルランド島北東に位置するアルスター地方9州の内の6州からなるためアルスター6州とも呼ばれる。アイルランド島の6分の1を占める。一方、南アイルランドは、1938年にイギリス議会が独立を承認したことから、連合王国内の共和国となった。しかし、その後1949年に連合王国から脱退、アイルランド共和国(Republic of Ireland)として現在にいたる。1973年に当時のEC(現在のEU)に加盟した。詳しくは、後記本稿序説10(2)参照。

1 「国教会体制」で主役となったプロテスタント教会

イングランド、アイルランド (北アイルランド)、ウェールズ、お よびスコットランドにおける政治勢力間での争いの過程では、特定 のキリスト教派・教会を"国の教会"として公認する「国教会体制 (establishment)」の確立、あるいはその国の公認の教会であることをや める「脱国教会体制 (disestablishment)」の確立、が繰り返されてきた。 このバトルの結果、今日まで続いている"国教会体制"では、プロテスタ ント系の聖公会「イングランド国教会」と長老派「スコットランド教会」 が主役を演じることになった。

その経緯をまとめて、年代順に簡潔に図説すると、次のとおりである。

「図表 序-2」 各非独立国家における主要なキリスト教派と脱国教会 体制の経緯

- イングランド: 国王ヘンリー 8世 (Henry VIII: 在位1509年~1547年) が、ローマ・カトリック教会の枠組みから離脱し、「アングリカン教会 (Anglican Church)」を立ち上げ「イングランド [国] 教会 (Church of England) | を築き上げた。一時、カトリック教会への復帰など揺り 戻しもあったが、イングランドにおいては、今日まで、プロテスタン トを自認するアングリカン教会「聖公会」を軸足とした国教会体制を 維持してきている。
- アイルランド: 1869年アイルランド教会脱国教会体制法 (Irish Church Disestablishment Act 1869) を制定し、当時イングランドの支配下の アイルランドにあったアングリカン系の国教会「アイルランド聖公会 (Church of Ireland)〕の脱国教会化(disestablishment)を実施した。
- ウェールズ: 1914年ウェールズ教会法(Welsh Church Act 1914)の制 定、1920年施行により、プロテスタントであるアングリカン系ウェー ルズ国教会 [ウェールズ聖公会 (Church [of England] in Wales)] の脱 国教化を実施した。
- スコットランド:イギリス議会が定めたスコットランド教会法(Church of Scotland Act 1921) の下、プロテスタントである長老制スコットラ ンド教会(Presbyterian Church of Scotland)は、国教会としての地位 の確認を受け、今日まで存続している。もっとも、長老制スコットラ ンド教会はイングランドのようなかたちでの国教会ではない。

北アイルランド:かねてから、社会的に差別を受けていたカトリックと、プロテスタント主体の政府との間で対立が深刻化している。2001年に行われた調査では、北アイルランドの住民のうち、45.5%がプロテスタントであった。この中には長老制教会派、アイルランド・アングリカン〔聖公会〕、メソジストなどの信徒が含まれている。これに対してカトリック教徒は40.3%であった。その他の13.9%の住民は特定の教派、宗教・宗派に属していない(4)。

2 イングランド国教会の誕牛

連合国家における覇者としてのイングランドは、久しくローマ・カトリック教会(Roman Catholic Church)、ローマ教皇庁(*Curie romaine*、Roman (papal)Court)という超国家的な枠組みのもとにある1国家であった。その後、国王ヘンリー8世(Henry VIII:在位1509年~1547年)が、ローマ・カトリック教会の枠組みから離脱し、「アングリカン教会(Anglican Church)」を立ち上げ「イングランド〔国〕教会(Church of England)」を築き上げた⁽⁵⁾。

このように、イングランドでは、プロテスタント系のアングリカン教会 〔聖公会〕を国家の下に置くことにより "国教会(established Church)" とし、国王〔女王〕は、大主教など高位聖職者の任免、信仰の教理などに ついてまで幅広く直接、あるいは議会の決議や議会制定法などを通じて介

⁽⁴⁾ See, Population in Northern Ireland: breakdown by religious denomination, Census 2001; John Hickey, Religion and the Northern Ireland Problem (Gill & Macmillan, 1984).

⁽⁵⁾ ちなみに、原文「Church of England」に忠実に「イングランド教会」と邦訳すべきであるとの指摘もある(塚田理『イングランドの宗教〔新装第1版〕」(教文館、2006年)7頁参照)。ほかに、「イングランド聖公会」の訳もある。一方、イギリスにおいては、スコットランドの長老制(Presbyterian Church of Scotland)も、制定法(Church of Scotland Act 1921)によって、国教会(established Church)としての地位を認められている。この場合も、「Church of Scotland」を「スコットランド教会」と邦訳すべきか、あるいは「スコットランド国教会」と邦訳すべきかが問題となる。本拙稿においては、わが国で一般的に使われている表記や国教会の組織や国家と教会との相互関係などを斟酌にして、一方を「イングランド国教会」、他方を「スコットランド教会」と邦訳することにする。ちなみに、イギリスの教会制度の変容について、法律学プロパーの視角からのものではないが、邦文の分析として、前記塚田著の他、R.R.H. ムアマン・八代崇『イギリス教会史』(聖公会出版、1991年)、山代宏道『ノルマン征服と中世イングランド教会』(渓水社、1998年)、東出功『中世イギリスにおける国家と教会』(北大図書刊行会、2002年)などがある。

入できる仕組み、つまり "国教会体制 (establishment)" ができあがった。

3 アングリカン教会の信仰の特質

アングリカン教会は、プロテスタントのキリスト教派の一つに分類さ れる。一般に、プロテスタントの考え方について、わが国では、キリス ト教の原点に戻るという意味で、「福音主義」とも呼ばれる。プロテスタ ントの信仰の源流は、ドイツの教会改革者マルティン・ルター(Martin Luther: 1483~1546年) 修道十にあるとされる。プロテスタント信仰の特 徴を大きく3つに分けて、アングリカン教会の信仰と比べて、やさしく図 説すれば、次のとおりである。

[図表 序-3] プロテスタントの3大原理とアングリカン教会の信仰 の特質

①「信仰義認説(いわゆる「信仰のみ」):人は自らの修行や善行によっ ては救われるものではなく、信仰することによってのみ救われるとい う考え方である。魂の救済 (cure of Souls, cura animarum) がキリス ト教信仰の義であり、罪のゆるしを約束する贖宥状(いわゆる「免罪 符1)のようなものは信仰の義に反することになる。

《イングランド国教会の教え》基本的に信仰義認説にしたがっている。

②「聖書主義(いわゆる「聖書のみり」:信仰の基礎となるのは聖書のみ であるという考え方である。したがって、洗礼・聖餐「ミサ」・聖職 按手式・堅信礼・結婚・告解・抹油の7つのサクラメント(秘跡・聖 奠・聖典礼)のうち、聖書に裏打ちされた「洗礼」と「聖餐式」のみ を正式なサクラメントと認める。「結婚」のような典礼はサクラメント ではないとする。したがって、結婚の取消「離婚」や聖職者が結婚も ゆるされる。

《イングランド国教会の教え》基本的に聖書主義にしたがっている。

③「万人祭司説」:キリスト教徒はすべて平等であり、聖職者と平信徒の 間には分け隔てがないとする考え方である。したがって、ローマ・カ トリック教皇の首位権は認めない。

《イングランド国教会の教え》ローマ教皇の首位権は認めない。しかし、ローマ・カトリック教会からたもとを分かったという歴史的な経緯もあり、組織的には、カトリックの監督制・聖職位階制〔大主教・主教・司祭・執事〕や使徒承継の理論を受け継いでいる。

また、聖職者(宗教教師)は、神学を学んだり、司牧(牧師が信徒を導くこと)や説教の教育や修練をうけた専門家であるということにもなる。聖職者が結婚し、一般の世俗的な生活のなかで神に仕えることはゆるされる。また、女性も聖職叙任がゆるされることになる。

以上のように、アングリカン教会の信仰は、一方では、プロテスタントの①信仰義認説や②聖書主義を採り入れ、他方ではプロテスタントの③ 万人祭司説に従わずにカトリックの要素である聖職位階制・監督制〔司 教制〕も採り入れることで、キリスト教神学上は、保守的なローマ・カトリシズムと急進的なカルヴァン主義との"中道(*Via Media*、middle road)"をめざすものである⁽⁶⁾。

4 イングランドにおける「国教会体制」の意味

「国教会体制(establishment)」とは不確定な文言である。この文言に関し、教会(church)と国家(state)との関係において、具体的に何を意味するのかについて、さまざまな意見がある。イングランド国教会を例にして、おおまかにまとめてみると、次のようなことを意味する⁽⁷⁾。

⁽⁶⁾ See, S.C. Neill, Anglicanism (4th ed., Mowbray, 1993).

⁽⁷⁾ See, Richard Davies, "Church and State" 7 Cambrian Law. Review. 11-12 (1976) H. Chadwick, Church and State: Report of the Archbishop's Commission (Church Information Office, 1970); M.H. Ogilvie, "What is a Church by Law Established?," 28 Osgoode Hall Law Journal 179 (1990); Bernard Palmer, High and Mitred: A Study of Prime Ministers as Bishop-Makers, 1837-1977 (Cromwell, 1992); Vernon Bogdanor, The Monarchy and the Constitution (Oxford: Clarendon, 1995) c. 7; Frank Cranmer, "Church-State Relations in the United Kingdom: A Westminster View," 6 Ecclesiastical Law Journal 111 (2001); Ian Bradley, God Save the Queen: The Spiritual Dimension of Monarchy (Darton, Longman & Todd, 2002); an Leigh, "By Law Established?: The Church of England and Constitutional Reform?," (2004) Public Law 266; Report to Parliament by the Leader of the House of Commons and Lord Privy Seal by Command of Her Maiesty. The House of Lords: Reform (The Stationery Office, February, 2007).

「図表 序-4〕 イングランドにおける「国教会体制」の意味

- ①世俗の議会(Parliament)が、イングランド国教会総会議(General Synod)が定める国教会法(measures)を統制できる。
- ②国家が、国教会の大主教その他主要な聖職者を任命できる。
- ③26人の大主教や主教が世俗議会上院「貴族院(House of Lords)」に聖 職貴族(Lords Spiritual)として議席を有している⁽⁸⁾。
- ④国王「女王」がイングランド国教会の至高の裁治者(最高指導者)で あり、かつ、プロテスタント信仰の守護者(Defender of the Faith)で ある。

"establishment"という文言は、世俗裁判所の解釈では、一般的に、「あ る教会に対して、国家が、特別の法的地位を付与し、承認し、保護を与え ること」、「ある宗教ないし宗教団体に対して、国教ないし国教会としての 地位を付与すること |、これによって、「あらたな宗教ないしあらたな教会 を創設または設立すること | をさすという。また、"full establishment (完 全な国教会体制)"とは、「国教会を守護することを国家と国民に義務づ け、かつ、国教会に対して他の宗教と区別して排他的に法的保護を与える こと」を意味するという⁽⁹⁾。

別の法廷では、「ある教会が国教とされたということは、国家の1省庁 になったということではない。むしろ、国家が、その教会を真正なキリス ト教信仰を広める宗教団体であると認め、当該団体およびそこが出す布告 に対して一定の法的地位を付与し、かつ、一定の法的要件をみたす場合に は一定の民事制裁をかすことを認めることをさす」と判示する(10)。

⁽⁸⁾ もっとも、2007年2月に公表した『貴族院改革:改革(The House of Lords: Reform)』 案において、イギリス議会は、国教会からの聖職議員の数を16人に削減し、議員の 選任権を国教会側に委ねる提案をしている。ちなみに、2009年8月現在、イギリス (ウエストミンスター) 議会上院〔貴族院〕の議席数は747である。うち、世襲議員 (Hereditary Peers) の議席は92、一代限りの貴族議員(Life Peers)の議席は629、 聖職議員の議席は26である。一方、議会下院〔庶民院〕の議先は646である。Available at; http://www.official-documents.gov.uk/document/cm70/7027/7027.pdf [筆者ホームペー ジ(HP) 最終閲覧2009年9月30日、以下すべてのHPは同日に最終閲覧]

⁽⁹⁾ AG (Victoria) ex rel Black v. Commonwealth (1981), 146CLR 559, at 595~7 [High Court of Australia]; General Assembly of the Free Church of Scotland v. Lord Overton [1904], AC 515 (HL)

⁽¹⁰⁾ Marshall v. Graham, [1907] 2 K.B. 112 at 126.

すでにふれたように、1988年人権法(HRA)は、「公的機関(public authorities) には、思想、良心および信教の自由に対する権利を保障するよ うに強く求める。こうした世俗法環境の展開に照らしてみると、イングラ ンド国教会は、その"公的性格"を強く主張すると、逆に、自らの"自律" を阻害されるという不本意な結果を招くことにもなりかねない状況に置か れている。この点について、2009年9月現在、イギリスにおける最高位の 司法機関である議会上院上訴委員会(Appellate Committee of the House of Lords) は、2003年の Aston Cantlow Parochial Church Council v. Wallbank 事 件において、イングランド国教会の「国教たる地位(established nature)」 に関して、国教会の使命が聖的性格 (spiritual nature) を有している点、 言い換えると政府機関が持つ世俗的な使命とは異なる点に着眼して、イ ングランド国教会は人権法がストレートに適用になる「公的機関(public authority)」にはあたらないと判示している(11)。しかし、立憲君主政体に おけるイングランド国教会の存在からして、カトリックその他のキリスト 教派やイスラム教や仏教などの宗派と同じ存在ではないことは明らかであ り、この判決に示された解釈には異論もある(12)。

5 イングランド国教会法の法源

すでにふれたように、イングランドでは、国家教会体制(establishment)を敷いている。後に詳しくふれるように、今日、イングランド国教会は、国教会総会議(General Synod)を置いて、自前で国教会法(measure)を定める権限を有している。いいかえると、イギリスでは、国教会総会議とイングランド議会[ウエストミンスター議会・世俗議会]とが分かち合うかたちで国法の立法権能を行使し、イングランド国教会に関する教会法をつくっている。このことから、イングランド国教会に関する教会法の実

^{(11) [2003] 3}WLR 283. Available at: http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200203/ldjudgmt/jd030626/aston-1.htm.

⁽¹²⁾ この点についての詳しい分析については、本稿 X 参照。

証的な分析にあたっては、とりわけ次の典拠を精査するように求められる。

(1) イングランド国教会法の法源の種類

イングランド国教会法の法源(sources of church law)としては、次のようなものがあげられる。

[図表 序-5] イングランド国教会法の法源の種類

- ①公同祈祷書(The Book of Common Praver): アングリカン教会の教理
- ②国教会カノン/国教会法典(Canons of the Church of England):
 イングランド国教会の聖礼典・秘跡・聖奠〔洗礼(baptism)と聖餐(sacraments)〕・典礼様式(rites)・儀式(ceremonies)・統治〔裁治~立法・執行・司法〕組織などについて聖職者会議(Convocations)、総会議(General Synod)および〔総会議の前身である〕国教会総会(Church Assembly)が制定・公布した内部規範。いかなる国教会カノン(教会改革以前のカノンで、改革後も効力を有する部分を含む。)も、国王大権、国法・慣習等に反するあるいは相容れないものであってはならず、かつ、国教会カノンの公布に先だっては国王(女王)の裁可を要する(1533年聖職者服従法1条・3条、1969年教会会議裁治〔国教会〕法1条3項)。
- ③議会制定法(Acts of Parliament): 聖俗一致ないし聖俗分離をすすめるために世俗議会が定めた各種の世俗法。1998年人権法(HRA)などの世俗法を含む。もっとも、イングランド国教会体制の下、1919年に、国教会に対して独自の「国教会法(measures)」を制定する権限が付与されるまで、イングランド議会制定法が久しく、イングランド国教会形成における重要な教会法(ecclesiastical law)の役割を演じてきた。
- ④国教会法 (measures): 祈祷書、国教会カノンなどをもとに教会の政策や方針をもとにイングランド国教会総会議が自律的に定めた教会法 (ecclesiastical law)。国法 (law of the land) たる性格を持つ。
- ⑤命令 (orders)・規則 (rules): (a) 枢密院令 (orders in Privy Council/ 女王の個人的な承認を要しない枢密院勅令)、(b) 国教会カノン、議 会制定法または国教会法で付与された権限の範囲内で定められる規範 (statutory orders, rules)

ちなみに、主として国教会聖職者の職務基準の役割を果たす「イングランド国教会カノン」〔教会法典(Canons of the Church of England)〕は、は

54

じめは1964年に、次いで1969年に、国教会の聖職者会議(Convocations)が公布した。その後、総会議(General Synod)にこの分野の権限が移譲されたために、1970年からは総会議が公布した。国教会カノンは、形式的には内部規範たる性格を有する⁽¹³⁾。しかし、公布に先だち、主権を有する世俗議会の承認手続は要しないが、内務大臣通じて国王〔女王〕の裁可を受ける必要がある。また、国家的な行事・式典に深く関与する国教会(established church)が公布する規範である。このことから、そのなかに定められた聖礼典〔秘跡・聖奠〕・典礼様式・儀式、さらには教会の統治〔裁治〕の仕組みや運営などは、国教徒のみならず、異教徒や無神論者を含むイギリスの民一般にとっても無視しえない影響力を持つ。

また、これらの典拠のほかに、イングランドの変遷をつうじて積み重ねられてきた教会および世俗的な「コモンロー(common law)」がある。国教会裁判所では一定の拘束力を有する。しかし、国教会カノン、ウエストミンスター議会[世俗議会]がつくる法(acts)や国教会総会議(General Synod)がつくる法(measures)が、優先する。もちろん、コモンローは、イングランド国教会においては、「偉大な道徳力(great moral force)」として常に尊重される。

(2) 国教会法の適用および執行

国教会法の適用対象は、それぞれの法源により異なる。イングランド国教会法が、議会制定法のかたち、とりわけ一般法(public law)のかたちで制定されている場合には、一般の民にも広く適用になる。これは、イングランド国教会が、自由意志で信徒になれる、いわゆる「加入者教会(membership church)」とは異なる別格の宗教組織であることにもよる。一方、国教会カノンについては、適用対象は限定される。具体的には、国

⁽¹³⁾ See, Canons of the Church of England (Church House Publishing, 6th ed., 2000, Supplement 2005,). Available at: http://www.cofe.anglican.org/about/churchlawlegis/canons/whole.pdf.

教会の聖職者、信徒および従業者などが主要な適用対象といえる。

国教会法の執行は、後にふれるように、(1)国教会内にある司法組織つまり、①主教区(diocese)にある主教裁判所(Consistory Courts)や②大主教管区(Province)にある大主教裁判所(Provincial Court)、③教会留保事件裁判所(Court of Ecclesiastical Causes Reserved)、④特別許可裁判所(Courts of Faculties)および⑤各種委員会などを通じて確保される場合と、(2)世俗の司法組織、つまり、①世俗議会上院再審査委員会(Commission of Review, House of Lords)、②枢密院司法委員会(Judicial Committee of the Privy Council)ないし③各種世俗委員会などを通じて確保される場合とに大別できる。

6 開花する多彩な信仰集団~ "寛容" の時代から "多様化" の時代へ

イングランドでは、"国教会体制 (establishment)"の確立をみて以降久しく、イングランド国教会 [アングリカン教会]が"別格の存在 (unique status)"として信仰界に君臨してきた。かつては、国教会体制を受け容れない人たちには過酷な試練が待ち受けていた。しかし、国教会体制を絶対視する考え方はしだいに後退して行き、時代は、民の信教の自由に対する制限を緩和する方向に大きく動き出していった。その契機となったのが、1689年の「寛容法 (Toleration Act 1689)」の制定である。この議会制定法は、国教徒と非国教徒との"対立の時代から寛容 (toleration)の時代"へと流れを変える重要な役割を果たした。

ただ、寛容法の制定にもかかわらず、国教会は絶対的な存在であり、非国教徒の信仰の自由は"寛容(toleration)"、すなわち"ゆるし〔赦免〕"の精神から認められるというスタンスにあった。

しかし、いまやイギリス社会は、信仰の自由については、"寛容"の時代から脱して、"多様化(pluralism)"の時代へと大きく変化している。さまざまな信仰集団が開花し、多彩な宗教活動を行っている。

信件の種類

無信徒/無回答総計*

無回答

全総計

2001年の調査統計によると、ブリテン〔①イングランド(England)、②ウェールズ(Wales)、③スコットランド(Scotland)〕を見てみても、総人口の72パーセント弱がキリスト教を信仰している状況にある。その一方で、イングランド国教会や既成のキリスト教派以外の宗教、つまり、仏教、イスラム教、ヒンドゥ教などさまざまな宗教〔イギリスにおける新宗教、新新宗教〕、を信仰する人たちが増えてきている。

統計によると、ブリテンにおける信仰団体〔信仰集団〕とその信徒数および割合は、次のとおりである⁽¹⁴⁾。

161年の俚類	(単位・十八)	司口(20)
キリスト教徒	42,079	71.6
仏教徒	152	0.3
ヒンドウ教徒	559	1.3
ユダヤ教徒	267	0.5
イスラム教徒	1,591	2.7
シーク教徒	336	0.6
その他の信徒	179	0.3
信徒総計	45,163	76.8
無神徒	9,104	15.5

「図表 序-6〕 ブリテンにおける信仰集団と信徒数および割合

(単位・エス)

割人 (0/)

 $\frac{7.3}{23.2}$

100

国家統計局:国勢調査2001年4月(2003年2月13日公表)

4,289

13.626

58.789

この統計からもわかるように、イギリスでは、イングランド国教会や既成教会・教団以外にも、仏教、イスラム教、ヒンドゥ教、シーク教など、さまざまな宗教・宗派・教団(以下「新宗教・教団」という。)が信仰活

^{*}この部分の総計には、無信徒か無回答か分けることができない北アイルランドの234,000件が含まれている。

⁽¹⁴⁾ See, Census, Office for National Statistics: The UK population: by religion, April 2001 (Published on 13 February 2003). Available at: http://www.statistics.gov.uk/cci/nugget.asp?id=293.

動を行っている。近年、イギリス政府は、テロ対策などの面から、とりわけイスラム教および160万人にも及ぶ同教徒、さらにはカルト対策面からは新宗教・教団全般に対して、関心を強めてきている。

一方で、別の注目すべき動きもある。イギリス議会貴族院〔上院〕に確保されているイングランド国教会の大主教や主教26人聖職議席を、信仰団体の活動が多様化する環境(plural religious environment)にそくして、イングランド国教会以外のキリスト教派や他の宗教・宗派にも広く割り振るべきでないかとの主張である。本来、これら聖職議員の存在意義は、世俗の立法過程に、国教会の教えに基づく信仰倫理を国政に反映させることがねらいとされる。しかし、今日の信仰が多様化するイギリス社会(multifaith society)では、そのねらいが時代にそぐわないのではないか、と問うている。ただ、こうした主張を受け容れることは、イングランド国教会の、いわゆる"脱国教会体制(disestablishment)"の声を勢いづかせるおそれもある。伝統を重んじる人たちからは、強い警戒感が示されている(15)。

7 礼拝施設等の登録制度

さきにふれた1689年の「寛容法(Toleration Act 1689)」流れを後押しするかたちで、カソリックや非国教派プロテスタント(non-conformists)などのキリスト教派(Christianity)、さらにはユダヤ教(Judaism)のような伝統的な宗教・教団が、宗教活動を円滑に行えるようにすることをねらい

⁽¹⁵⁾ See, A D Gilbert, The Making of Post-Christian Britain: History of the Secularization of Modern Society (Longman Higher Education, 1980); Jonathan Sacks, The Persistence of Faith: Religion, Morality & Society in a Secular Age (Weidenfeld and Nicolson, 1991); UK Action Committee on Islamic Affairs, Muslims and the Law in Multi-Faith Britain: The Need for Reform (UK Action Committee on Islamic Affairs, 1993); Tariq Modood, "Establishment, Multiculturalism and British Citizenship," 65 Political. Quarterly 53 (1994); Tariq Modood (ed.), Church, State and Religious Minorities (Policy Studies Institute, 1997); Stephen V. Monsma & J. Christopher Soper, The Challenge of Pluralism: Church and State in Five Democracies (Lanham, Md.: Rowman & Littlefield, 1997); Paul Weller (ed.), Religions in the UK: A Multi-faith Directory (University of Derby; 3 rev. ed., 2001).

に1855年に制定されたのが、「礼拝所登録法(Places of Worship Registration Act 1855)」である。この議会制定法は、キリスト教派やその他既成の宗教・教団が、宗教上の礼拝施設(a place of meeting for religious worship)や宗教婚施設(a place for religious worship for the solemnisation of marriages under section 41 of the Marriage Act 1949)(以下「礼拝施設等」という。)を、出生・死亡・婚姻登録庁長官(The Registrar General of Births, Deaths, and Marriages、以下「登録庁」、「登録庁長官」という。)に対し登録申請することを認める⁽¹⁶⁾。

登録申請は、その礼拝施設等の所在する地域を所轄する登録庁地方事務 所の上席登録官の窓口を通じて行う。登録が認められた場合、登録証が交 付される。登録された礼拝施設には土地関連の租税が免除されるなどの特 典が与えられる。

ちなみに、登録済施設等の目的外利用などがある場合には、登録庁長官は登録を抹消することができる。登録を抹消した場合、登録庁長官は新聞に公告するように求められる。抹消の効力は当該施設が再登録されるまで継続する。

カソリックや非国教派プロテスタントなどのキリスト教派、ユダヤ教の 礼拝施設等に加え、イギリスでは既成化した教団である救世軍(Salvation Army) $^{(17)}$ の施設なども、1855年礼拝所登録法の下での礼拝施設等として 登録が認められている。

その一方で、アメリカから渡来したチャーチ・オブ・サイエントロジー (Church of Scientology) は、チャペルなどの施設にかかる登録申請が登録庁長官により拒否されている⁽¹⁸⁾。こうしたケースからもわかるように、1855年礼拝所登録法の下での登録制度は、実質的に、国教会以外の主要

⁽¹⁶⁾ 登録庁は、制度的には、①イングランド+ウェールズ、②スコットランド、③北ア イルランドの3つに分かれている。

^{(17) 1865}年にイングランドでメソジスト教会ウイリアム・ブース (William Booth) 牧師により創始された。キリスト教派ではあるが、いかなる秘跡・サクラメントを肯定も否定もしない。

⁽¹⁸⁾ See, Rv Registrar General, ex parte Segerdal and Another [1970]1 All E.R. 1/3 All E.R. 1.

なキリスト教派(Christianity) およびユダヤ教(Judaism) などイギリス においてかなり既成化した宗教・教団を対象とした仕組みといえる⁽¹⁹⁾。

8 議会制定法による特定教派の教会財産の維持・管理

イギリスにおけるキリスト教派のなかには、歴史的な経緯あるいは財産 の維持・管理の効率化などから、議会制定法「一般法 (public acts)、個別 法 (private acts)](20) に基づいて教会財産の維持・管理が行われているも のもある。

歴史的な経緯から教会財産の維持・管理を行う議会制定法の一つとし て、「1914年ウェールズ教会法 (Welsh Church Act 1914)」があげられる⁽²¹⁾。こ の法律は、国教会であったウェールズ教会(Church in Wales)の脱国教 会化に伴い、教会の地位の変更事項などに加え、教会財産の継承的処分や 帰属を明確にするねらいで定められた。

一方、教会財産の維持・管理の効率化をねらいとした議会制定法の例 としては、「1951年洗礼派・信徒財産信託法(Baptist and Congregational Trusts Act 1951)」があげられる。この法律は、バプティスト「洗礼 派〕の教会団体からの請願に応じてイギリス議会に提出された法案 を同議会が承認・成立させた、いわゆる"個別法 (private law)"で

⁽¹⁹⁾ ちなみに、イングランドおよびウェールズにおいて、2002年の統計では、主要な キリスト教派以外の教派・教団で登録を認められた件数は、礼拝施設では9.914箇所 (総数29,805箇所)、婚礼施設では7,020箇所(総数40,609箇所)である。Office of National Statistics, Marriage series FM2 No 28, table 3.42, table 3.43.

^{(20) 「}個別法 (private acts)」とは、特定の個人または団体に適用される法律 (personal acts)で、利害関係者からの請願に基づいて議会が制定した議会制定法を指す。「一 般法 (public acts) | と対をなす。他に、特定地域からの請願で特定地域に適用され る法(「特定地域法・local acts」)がある。特定地域法は、一般法にあたるのかそれ とも個別法にあたるのか議論のあるところである。一般法・個別法の二分論に基づ いた近年の調査によれば、1539年から1997年までに、24,700の一般法が制定された のに対して、11,000余りの個別法が制定されている。See, The Law Commission and the Scottish Law Commission, Statute Law Revision: Report on the Chronological Table of Private and Personal Acts (March 1999). Available at: http://www.lawcom.gov.uk/ docs/lc256(1). pdf ちなみに、個別法については、ヘンリー8世が離婚する際に活用 した例がよくあげられる。

⁽²¹⁾ Available at: http://www.opsi.gov.uk/RevisedStatutes/Acts/ukpga/1914/ cukpga_19140091_en_1.

ある。バプティスト教会の財産継承を容易にするために教会関係者が 設立した信託会社 (Baptist Trust Corporation) が受け皿 (受託者) となって教会財産を維持・管理する途を拓くねらいで制定された(22)。

[1972年合同改革教会法 (United Reformed Church Act 1972)] も、教 会財産の維持・管理の効率化をねらいとした議会制定法である。この法律 は、1972年にイングランドとウェールズの会衆派「会衆制」の教会と長 老派「長老制」の教会が合体しあらたに合同改革教会が創設され、新教会 に参加した各種教会の礼拝施設、聖職者その他従業者の居住用財産を信託 に付し集約的に管理するねらいで制定されたものである(23)。

世俗法のうち、教会や信仰集団「信仰団体」・宗教団体一般を対象に、 法人格を付与するため、あるいは礼拝施設などの財産を所有し、これを 維持運用し、その他その目的達成のための業務や事業の運営に資する ことをねらいに定められる国家法を"教会法「宗教法」(external[civil] church[religious] laws)"と呼ぶことがある。適例として、前述の「1855 年礼拝所登録法 (Places of Worship Registration Act 1855)」や後述の [2006年チャリティ法 (Charities Act 2006)] があげられる。この意味で

⁽²²⁾ イギリスにおいては、伝統的に、バプティスト [洗礼派] の教会は、単立の"人格 のない社団 (unincorporated association)"形態で存立してきている。このため、従 来から教会財産の権原(title)の継承が必要になった場合にトラブルが生じることが 多かった。便法として、個人受託者を選任して財産管理を行う手法も活用された。し かし、受託者の死亡や変更が生じた場合には、チャリティコミッションでの審査を要 するなど、事務手続の煩雑さが問われていた。そこで、バプティスト教会関係者が個 別法 (private act) の通過をイギリス議会に請願し、1951年に「洗礼派・信徒財産信 託法(Baptist and Congregational Trusts Act 1951)」の制定にこぎつけた。これによ り、バプティスト派の教会は、チャリティコミッションの所管を離れるとともに、"受 託者法人 (trustees' corporation)"形態による教会財産管理の途が拓かれた。See, Baptist Union Corporation Limited, BUC Guideline; B1 Church Trusts, Model Trusts and Property Trustees (09/2007). Available at: http://www.baptist.org.uk/resources/ resource downLords/164.pdf. また、チャリティコミッションについて詳しくは、拙 論「イギリスのチャリティ制度改革:法制と税制の分析を中心に(1)」白鷗法学15 巻2号参照。

^{(23) 1972}年合同改革教会法は、その後1981年および2000年に改正されている。ちなみ に、世界的に見ても、会衆派と長老派(改革派)の各教会が合同化する動きがある。 Available at: http://www.urc.org.uk/what_we_do/the_manual/the_united_reformed_ church_acts.

の国家法たる"教会法「宗教法」"は、本来、信仰集団「信仰団体」の教 理、教憲・宗憲、教規・宗規など(internal[domestic] matters)に対して 世俗法としての効力を与える、あるいは認めるものではない(24)。ただ、こ の意味での"教会法 [宗教法] (external [civil] church[religious] laws)" の場合であっても、問われることは、特定教派・宗派の財産の維持・管理 の効率化などを目的とした"個別"の世俗法たる教会法「宗教法」制定の 是非である。

9 信仰団体と登録制度

イギリスにおいては、信仰集団「信仰団体」が活動を行う場合には、 団体規制の対象となる。すなわち、信仰集団「信仰団体」をはじめとし た非営利公益「慈善」団体(charities)は、既成宗教か新宗教か問わず、 原則として、チャリティコミッション (Charity Commission)(25) へ申請し て登録するように義務づけられている。"原則として"ということである ことから、法人格のイングランド国教会本体や礼拝施設等の登録制度の対 象となる宗教教派その他個別の議会制定法の適用対象となる場合その他 小規模団体などは適用除外となる。言い換えると、イングランド国教会 の機関などを含む信仰集団〔信仰団体〕は、一般論として「宗教の振興 (advancement of religion)」をはかる団体としてチャリティコミッション

⁽²⁴⁾ 教会 [や宗教団体] の財産管理など外部事項 (external[temporal] matters) を規 律するねらいで定められる世俗法 (civil[secular] laws,) を「外部的教会〔宗教〕法 (external church [religious] laws)」と呼び、教会〔や宗教団体〕の教理(doctrines, books, teaches)、教憲〔宗憲〕(constitutions, canons)、教規〔宗規〕(orders, rules, regulations) など内部事項 (internal [domestic] matters) を律する法を「内部的教 会〔宗教〕法(internal [domestic] church [religious] laws)」と呼んで、二分論を機 軸に教会法〔宗教法〕(ecclesiastical[religious] laws) を検証する考え方もある。See. Norman Doe, The Law of the Church in Wales (University of Wales Press, 2002) at 8 et

⁽²⁵⁾ 制度的には、①イングランド+ウェールズ、②スコットランド、③北アイルランド の3つに分かれている。それぞれの正式名称は、① Charity Commission for England and Wales, ② Scottish Charitable Office, ③ Department of Social Development で ある。チャリティコミッションは、それ以前にあったチャリティコミッショナー (Charity Commissioners for England and Wales) を改組してつくられた、独立した 審査権能と行政権能を持った法人格を有する公的機関である。

に申請して登録するように求められることになっている。

(1) チャリティ法トの団体規制の概要

2006年チャリティ法 (Charities Act 2006) によると、「貧困の防止 または救済 (prevention or relief of poverty) | (2条2項a号)、「教育 の振興 (advancement of education) | (2条2項b号)、「宗教の振興 (advancement of religion) | (2条2項c号) など "公益〔慈善〕目的 (charitable purposes)"(26) を有する団体には、チャリティコミッションへ の登録が義務づけられる。つまり、いかなるチャリティも、登録を要しな いとされない限り(93年法3条のA第2項)、登録するように求められる (93年法3条のA第1項)。2006年法は、「チャリティ(charity)」を「もっ ぱら公益目的で設立され、かつ、チャリティに関する裁判管轄権の行使に おいて高等裁判所の支配に属するもの」と定義する(06年法1条)。

例えば、イングランド国教会関係の団体であっても、法人格を有する各 教区の教区教会評議会 (PCC=Parochial Church Council) のように、従来 から、登録対象となってきた団体もある。

登録を要しないとされるチャリティについては、次のように類型化でき る(06年法9条による93年法3条のA第2項の修正)。

「図表 序-7〕 登録を要しないチャリティの類型

- ①小規模チャリティ (small charities):前会計年度の総収入金額が5千 ポンド以下の登録不要のチャリティ
- ② 登録除外チャリティ (exempt charities) (93年法新別表 2):チャリ ティコミッション以外の政府機関の主管となるため、チャリティコ ミッションでの登録は除外になるチャリティ

⁽²⁶⁾ 近年、チャリティ制度改革が行われ、従来公益〔慈善〕目的分野が4つとされてい たのが、2006年チャリティ法で12まで拡大された。詳しくは、拙論「イギリスのチャ リティ制度改革:法制と税制の分析を中心に(1)|白鷗法学15巻1号参照。

③登録免除チャリティ(excepted charities):チャリティコミッション の主管になるが、前会計年度の総収入金額が10万ポンド以下で、チャ リティコミッションでの登録が免除されるチャリティまたは国務大臣 が指定する団体

宗教関係の信仰団体で登録の要否については、上記の3つの類型基準か ら判断することになる。具体的には、例えば、国教会の教区教会評議会 (PCC) のような登録対象団体であっても、①小規模「年間総収入が5万 ポンド以下〕または③登録免除「年間総収入が10万ポンド以下」の要件 に当てはまる場合には、登録が求められない。また、礼拝所登録法のもと でその宗教施設等が登録庁長官の所轄となる宗教・教団なども、②登録除 外チャリティに当たることから、登録が求められない(06年チャリティ 法3条のA)。したがって、チャリティコミッションの所轄から外れるこ とになる。

また、従来、1947年チャーチコミッショナー「国教会」法の下で法人格 を有しイングランド国教会の財産の管理・運用をしているチャーチコミッ ショナーやその所管にある団体(93年チャリティ法別表2)は、②脊録除 外チャリティであった。しかし、2006年チャリティ法に基づく改正によ り、チャーチコミッショナーやその他さまざまな国教会の基金(funds) なども、①小規模チャリティないし③登録免除チャリティの基準に当ては まらない限り、登録が求められることになった。

2006年チャリティ法により従来の登録除外チャリティ・リストから外 された団体は多岐にわたる。とくに大きく変わった分野としては、教会と 大学関係があげられる。教会関係で登録除外チャリティの適格を喪失した ものを主なものだけ掲げると、次のとおりである(06年法11条による93) 年法別表2の修正)。

64

「図表 序-8] 教会関係で登録除外適格を喪失したもの

宗教関係:イングランド国教会の投資ファンドや貯蓄ファンド(1958年教会基金投資[国教会]法関係)、メソジスト教会の投資ファンドや貯蓄ファンド(1960年メソジスト教会基金法関係)、ウェールズ教会の代表機関もしくはその財産管理団体、イングランド国教会を主管するチャーチコミッショナーおよびチャーチコミッショナーが所管する各種機関など

(2)新宗教団体と登録制度

イギリスには、わが国の宗教法人法に匹敵するような宗教団体一般に 法人格を与えるための固有の法律「世俗法としての宗教法(secular[civil] religious law)〕は存在しない。イギリスで新宗教とみなされる仏教、イ スラム教、ヒンドゥ教などの教団は、公益信託 (charitable trust)、公益 法人 [保証有限責任会社 (company limited by guarantee)] ないし任意団 体〔人格のない社団 (unincorporated association)〕などのかたちで存在 し、信仰活動をしてきている。このため、ある信仰団体〔信仰集団〕が礼 拝行為、布教活動、信徒に対する教義ないしは教典に基づく信仰を深める 行為の奨励や説教、さらには経典の頒布などを主たる活動としているとす れば、登録庁長官が所管する教団として登録が認められない限り、チャリ ティ法の下での登録チャリティになるための申請をしなければならない。 つまり、イギリスの場合、これらの新宗教・教団は、一般に NPO・公益 「慈善」団体と同じく、チャリティ法による登録制度の下での団体規制を 受けると解してよい。これら新宗教・教団から登録チャリティになる申請 があった場合、チャリティコミッションは、審査を行うことになる。この 審査にあたっては、①公益増進に資すること(実質的には公序に反するも のでないことなど)、②他の宗教を攻撃する活動をするものでないこと、 ③公衆ないし公衆のかなり知られていることなどが、重要な判断基準とさ れてきた。

ちなみに、1999年に、チャリティコミッションは、チャーチ・オブ・

サイエントロジーが登録チャリティになるために行った登録申請を「公益 増進(public benefit)」につながらないとの理由で、却下している⁽²⁷⁾。

「宗教の振興」を目的とした団体〔集団〕であることを根拠に登録チャリティになるには、申請団体は法人である必要がない。チャリティコミッションによる審査に合格すれば、登録チャリティになれる⁽²⁸⁾。

チャリティ法にいう「宗教の振興(advancement of religion)」(06年チャリティ法2条2項c号)とは、かなり広義にとらえられている。公衆の利益をはかるために経典に書かれた信仰や宗教を広めること、放送を通じて福音をもたらす説教をすることにより主として宗教を広めること、公衆の利益をはかるために宗教の礼拝や布教を通じて宗教を広めることなど信仰を広めるさまざまな活動はもとより、教会その他の信仰団体の利用に供するための土地や建物の提供や維持管理行為なども含まれる。

さらに、信仰団体〔信仰集団〕は、従来は、かりに「宗教の振興」を目的していないと判断されても、「教育の振興」(2条2項b号)を目的としていると認められれば、登録チャリティになることができた。例えば、イギリスでは、従来は、キリスト教のような一神教(monotheism)が真の宗教であり、ヒンドゥ教のような多神教(polytheism)は真の宗教ではないとの考え方が強かった。したがって、ヒンドゥ教の礼拝施設などは、1855年礼拝所登録法(Places of Worship Registration Act 1855)の下での登録、さらにはチャリティ法にいう「宗教の振興」目的での登録チャリティになるのも難しかった。このため、チャリティ法の下では、「教育の

⁽²⁷⁾ 実際には、チャリティコミッションは、チャーチ・オブ・サイエントロジーの公序(public policy)に反する活動があることを理由にしているものと思われる(1999年11月17日決定。Available at: http://www.charity-commission.gov.uk/Library/registration/pdfs/cosfulldoc.pdf.)。このことは、"公序に反する宗教カルト"とみなされた宗教・教団については、実質的に公的な登録制度から完全に閉め出されることを意味する。もっとも、見方を換えると、こうした宗教・教団だけが、警察規制を除き、公的団体規制の法的枠組みから自由になれるようにも思える。団体規制の厳しいイギリス社会の皮肉な断面を見る思いである。

⁽²⁸⁾ イングランド+ウェールズにある約60万団体あるチャリティのうち、登録チャリティは188,000程度である。このうち、「宗教の振興」を目的とした登録チャリティの数は定かではない。

振興」目的でも登録する便法が用いられもした。

これが、2006年チャリティ法2条3項a号では、「宗教(religion)」の定義が例示的になり、①一つ以上の神を信仰する宗教、および②神を信仰しない宗教を含む、と定義するにいたった。このことから、ヒンドゥ教のような多神教も、公益増進(public benefit)に資することが証明できれば、宗教として認められることになった⁽²⁹⁾。

10 脱国教会体制への動向

イギリスでは、1869年に、当時イギリスの支配下にあったアイルランドの国教会(Church of Ireland)の脱国教会化が実施された。そして1920年にウェールズ国教会(Church in Wales, Anglican Church)の脱国教会化が実施された。このため、現在、イギリスにおいて、国教会として存続しているのは、イングランド聖公会(Anglican Church of England)と長老制スコットランド教会(Presbyterian Church of Scotland)の二つである $^{(30)}$ 。

(1) ウェールズにおける脱国教会化の実施

ウェールズは久しく国教会体制を維持していた。ウェールズ国教会

^{(29) 「}公益増進(public benefit)」要件と「宗教の振興」要件について、チャリティコミッションは各種の手引(Guidance)を発行している。See, Charity Commission, The Advancement of Religion for the Public Benefit (December, 2008). Available at: http://www.charity-commission.gov.uk/Library/publicbenefit/pdfs/pbreligiontext.pdf; Analysis of the law underpinning The Advancement of Religion for the Public Benefit (December, 2008). Available at: http://www.charity-commission.gov.uk/Library/publicbenefit/pdfs/lawrel1208.pdf. ちなみに、登録チャリティとなった宗教・教団に対して、課税庁は、①非収益事業の非課税や②100パーセントのみなし寄附金、③寄附者が所得額計算上控除(損金算入)対象となる寄附金の受入資格など、さまざまな課税上の特典を付与している。ここでいう税の賦課・徴収を行っている"課税庁"とは、英国財務省(HM Treasury)の外局である「英国歳入関税庁」(HMRC=Her Majesty Revenue & Customs)を指す。

⁽³⁰⁾ スコットランド教会が、いわゆる「established church」であるという見方には異論もある。スコットランドの教会法制について詳しくは、See, Marjory A. MacLean (ed.), Legal Systems of Scottish Churches (Dundee University Press, 2009); A. Gordon McGillivray, An Introduction to Practice and Procedure in the Church of Scotland (2nd ed., 2001, 2008 Updated Text). Available at: http://www.churchofscotland.org.uk/extranet/xchurchlaw/downLords/xchurchlawppintro.pdf.

(Church in Wales) は、イングランド国教会と教派を同じくし、聖公会 (Anolican) であった⁽³¹⁾。しかし、脱国教会体制の確立をねらいにイギ リス議会「ウエストミンスター議会」が定めた1914年ウェールズ教会法 (Welsh Church Act of 1914) の1920年施行に伴い⁽³²⁾、ウェールズのイン グランド国教会 (Church of England in Wales) は国教会としての地位を 失い、ウェールズ教会 (Church of England in Wales) となった (2条1 項)。すなわち、1920年に、ウェールズ教会のイングランド国教会からの 離脱、分離が行われた(33)。これに伴い、イングランド国教会との教区の調 整、ウェールズ教会財産の継承的処分(disendowment)などが実施され た。また、ウェールズ教会の聖職者はイギリス議会上院「貴族院」での聖 職議席(Lords Spiritual)を失った(2条2項)。その一方で、聖職者はイ ギリス議会下院「庶民院」ので被選挙権を得た(1条、2条、3条5項)。 さらに、ウェールズ教会の教会裁判所 (ecclesiastical courts) は、強行的 な裁判管轄権を失った(3条1項)。聖職者の戒規事案や教理・聖礼典・ 典礼様式・儀式などの内部事項(internal[domestic] church[ecclesiastical] matters)、さらには特別許可事案(faculty cases)についてのみ紛争処理 権能を行使できることとされた。

それまで、存在していたウェールズ教会の教会法(ecclesiastical law) は、「国家法〔国法(law of the land)〕」としての効力を失った。これに伴 い、それまでウェールズ教会の信徒に適用されていたイングランド国教 会の教理、戒規、祭事、儀式などに関する定めは、ウェールズ教会の内

⁽³¹⁾ ウェールズ教会・ウェールズ聖公会に関する法制について詳しくは、Norman Doe. The Law of the Church in Wales (University of Wales Press, 2002).

^{(32) 1914}年法の施行は、第一次大戦の勃発などにより、1920年にずれ込んだ。See. Welsh Church (Temporalities) Act 1919 (c.65).

⁽³³⁾ なお、ウェールズ教会の脱国教会化は、法技術的には、イングランド国教会の ウェールズでの脱国教会化「The Church [of England] in Wales」のかたちで実施さ れた。したがって、イングランド国教会の部分の脱国教会化を図ったものであり、 世俗法上、新生ウェールズ教会(Church in Wales)は国教会の地位を維持してい るとの解釈もある。国教会の See, Glanmor Williams et. al., The Welsh Church From Reformation To Disestablishment, 1603-1920 (University of Wales, 2006).

部規範 [教憲や教規など] としてそのまま継続された(3条2項)。したがって、ウェールズ教会の信徒にとり、イングランド国教会の公同祈祷書 (Book of Common Prayer) やカノン [(Canons) ~一種の聖職者の職務基準] などは、ウェールズ教会の内部 [自律] 規範 (internal[domestic] church[ecclesiastical] norm[law]) として拘束力を有し、教会裁判所や審判所、さらには事項によっては世俗裁判所、において紛争処理の対象にもなりうる $^{(34)}$ 。

ちなみに、国教会体制を敷くイングランドやスコットランドにあっては、イングランド国教会やスコットランド教会の自律規範であるカノン(Canons)あるいは教会法(internal[domestic] church[ecclesiastical] law[norm])は、同時に"国家法 [国法]"でもある。これに対して、同じキリスト教であっても、非国教会プロテスタント諸派やカトリックなどキリスト教派の自律規範であるカノンないし教会法は、"国家法 [国法]"ではない。脱国教会化を実施したウェールズ教会の教会法は、非国教会プロテスタント諸派やカトリックなどキリスト教派と同様に、当該教会の内部 [自律] 規範(internal[domestic] ecclesiastical norms)であると解される(35)。

⁽³⁴⁾ ウェールズ教会裁判所の組織や手続などについては、ウェールズ教会の教憲(Constitution)の定めに従う。ウェールズ教会主教裁判所(Diocesan Court)は特別許可事案(Faculty cases)を含め内部事項について裁断〔判決〕を下し、その裁断に不服な場合にはウェールズ教会大主教裁判所(Provincial Court)へ上訴できる。R v. Provincial Court of the Church in Wales, ex parte Williams 事件〔(1999) 5 Ecclesiastical Law Journal 217〕においては、ウェールズ教会聖職者が教憲に反するスキャンダラスな事件を起し、ウェールズ教会の大主教裁判所で聖職から破門の処分を推挙された。当該聖職者は、この処分を不服として世俗の高等裁判所へ司法審査を求めた。高等裁判所は、脱国教会化したウェールズ教会の内部事項に介入することを自制し、その訴えを却下した。

⁽³⁵⁾ See, T.G. Watkin, "Disestablishment, Self-determination, and the Constitutional Development of the Church of Wales," in N. Doe (ed.), Essays in Canon Law (University of Wales Press, 1992); N. Doe & D. Lambert, "The Status and Enforceability of the Rule of the Church in Wales," in N. Doe (ed.), Essays in Canon Law (University of Wales Press, 1992); T.G. Watkin, "Vestiges of Establishment: The Church of Wales," 2 Ecclesiastical Law Journal 110 (1991); David Walker, History of the Church in Wales (Church in Wales Publications, 1976); G. Williams, William Jacob & Nigel Yates, The Welsh Church from Reformation to Disestablishment, 1603-1920 (Bangor History of Religion) (University of Wales Press, 2007).

(2) カトリック教国アイルランドでの脱国教会化

アイルランドは、ケルト人、その後のノルマン人により建国された。5 世紀ころ、聖パトリック (St. Patrick) によるキリスト教の布教は行われ、 キリスト教国になった。1171年には、諸豪族がイングランド王ヘンリー2 世の支配に下る。1538年にイングランド王へンリー8世が、アイルラン ド教会(Church of Ireland)の首長に就き、次いで1542年にアイルランド 議会がアイルランド国王法(Crown of Ireland Act 1542) 「正式名称 An Act that the King of England. his Heirs and Successors, be Kings of Ireland \&\delta 制定し、イングランド王ヘンリー8世およびその継承者がアイルランド王 (Kings of Ireland) であることを宣言した。しかしアイルランドの貴族は これを認めず、また、1555年にはローマ・カトリック教皇4世がスペイン のフィリップ2世をアイルランド王であると宣言したために、ヘンリー8 世と対立した。ただ、それ以降、イングランドからの入植者が徐々に増え ていった。1652年にクロムウェルがアイルランドを平定し、事実上イング ランドの植民地とした。その後、フランス革命やアメリカの独立などに鼓 舞されて、1791年に、カトリック・プロテスタント・異教徒がアイルラン ド人連合を結成し、1798年にはイングランド支配からの解放を求めて蜂 起・反乱を起した。反乱は流血のうちに平定され、さらに過酷なイングラ ンドの支配を招く結果となった。1801年に、1800年アイルランド・ブリテ ン合邦法(1800 Act of Union between Ireland and Britain)の施行により、 アイルランド議会は解散され、グレートブリテン王国「イギリス」とアイ ルランド王国が合邦した⁽³⁶⁾。

1778年から1829年にかけて、カトリック教徒への選挙権の付与、公職での宣誓の自由化など、イギリス議会は、一連のカトリック教徒解放法 (Catholic Relief Acts)を制定した。この背景には、当時、アイルランドでは少数派であるアイルランド国教会を優遇し、一方で人口の7割も占め

⁽³⁶⁾ See, Patrick M. Geoghegan, The Irish Act of Union: A Study in High Politics, 1798-1801 (Gill & Macmillan, 2001).

る多数派の土着のカトリック教徒を冷遇していたことへの反発の懐柔を必 要としたイングランドの事情がある。また、1869年には、イングランド 議会が、アイルランド教会脱国教体制法(Irish Church Disestablishment Act 1869) を制定し、アイルランド国教会(Anglican Church of Ireland) の脱国教会化が実施された。1905年には、シン・フェイン党の成立、ア イルランド独立をかかげた。1916年に、自由を求める市民・民兵連合が、 共和国宣言 (Proclamation of the Republic) 「通称 1916 Proclamation また は Easter Proclamation 〕を発布した。しかし第一次世界大戦勃発を理由に 自治は保留された。1922年に、アイルランド自由国憲法(Constitution of the Irish Free State) (37) の下、アイルランド自由国が成立し、イギリスの自 治領となった。ただし、北部アルスター地方の6州「北アイルランド」は、 北アイルランド議会のイギリス残留の選択により、イギリスに加わっている。

1938年にイギリスが独立を承認し、ブリテッシュ・コモンウエルス内 の共和国となる。1949年にブリテッシュ・コモンウエルスを脱退、共和 制に移行した。1973年にはEC「現在のEU」に加盟している。

アイルランド国教会の脱国教会化は、1869年にイギリス「ウエストミ ンスター〕議会を通過し、1871年に発効したアイルランド教会脱国教体 制法(Irish Church Disestablishment Act 1869)にもとづき、実施された。

「図表 序-9] 脱国教会化の背景

- ①アイルランドにある各種キリスト教派を公平にあつかう
- ②聖公会系のアイルランド国教会を、同じ聖公会系のイングランド国教 会から分離する
- ③聖公会系アイルランド国教会の当時の信徒数は全キリスト教徒の1割 程度であったのにもかかわらず、カトリックをはじめとした全国民が アイルランド国教会に教会税(tithes)の支払を強制された。

⁽³⁷⁾ ただし、この憲法は、1937年にアイルランド憲法 (Constitution of Ireland) が制定 されるまで継続した。

アイルランド教会脱国教会体制法の施行に従い、次のような結果が生じ 7- (38)

「図表 序-10〕 アイルランド教会脱国教会体制法施行の結果

- ①アイルランド教会所有土地の継承的処分の実施
- ②教会税の廃止
- ③アイルランド教会の大主教、主教の、ウエストミンスター議会「イギ リス議会〕での貴族院「上院」での議席(Lords Spiritual)の剥奪

(3) イングランド国教会の脱国教会化の是非

非独立国家連合の覇者であるイングランドにおいて、イングランド国教 会「聖公会」信徒「国教徒」の割合は、イングランドの総人口の40数パー セントを占める。

イングランド国内には、聖公会〔アングリカン教会〕を、"別格の存 在 (unique status)"とみなす"国教会体制 (establishment)"は、イン グランド国教会以外のキリスト教派「非国教徒」や他の宗教・宗派の信 徒の信教の自由を侵害するのではないか。したがって、"脱国教会体制 (disestablishment)"をすすめるべきであるとする意見がある。こうし た脱国教会体制推進論は、古くは、ジョン・スチュアート・ミル(LS. Mill) やハーバート・スペンサー (Herbert Spencer) などが唱えている。 また、すでにふれたように、1869年にアイルランド国教会(Church of Ireland)、そして1920年のウェールズ国教会(Church in Wales)が、それ ぞれ脱国教会体制を確立したことなども、国教会制度廃止論のバネとなっ ている。

国教会として存続しているイングランド聖公会については、かねてから "キリスト教派間での公平の確保"の視点から、脱国教会化を図る必要が

See, Desmond Bowen, Protestant Crusade in Ireland, 1800-70: A Study of Protestant-Catholic Relations Between the Act of Union Disestablishment (University of Toronto Press, 1978).

あるとの指摘がある。とりわけ、イングランドでの宗教・宗派・教派が多様化する環境(plural environment)の下、イングランド国教会以外の教派や他の宗教指導者などから国教会体制の見直し求める声が出てきている。

1980年代のサッチャー政権は、イングランド国教会総会議(General Synod)が脱国教化を決めない限り、イギリス議会(Parliament)は国教会体制の廃止を検討することはない、との方針を示した。今日の世論もおおむねこうした方針を支持している。もっとも、保守党か労働党かを問わず、政治家の中にも、脱国教会体制推進論者は少なくない。1988年と1991年には、トニー・ベン(Tony Benn)議員が脱国教化法案〔議員提出法案〕を用意した。また、イングランド国教会以外の宗教指導者のなかでは、脱国教会体制の推進を支持する声が少なくない。表立った運動をしている団体としては、「全国非宗教者協会(NSS=National Secular Society)」や「英国人道主義者協会(BHA=British Humanist Association)」などがある⁽³⁹⁾。

I 今日のイングランド国教会組織の構図

イングランド国教会の傘下には、16,000以上の教会(church)がある。 毎月、おおよそ1,700万の人々が、各教区にある教会で、聖書朗読、祈願、 賛美の歌で神をたたえ、キリストによる救いを祈念して賛美と感謝をささ

⁽³⁹⁾ See, Roundell Palmer Selbourne, A Defence of the Church of England Against Disestablishment (Macmillan, 1887); P M H Bell, Disestablishment in Ireland and Wales (Church Hist. Soc. S) (SPCK, 1969); William H. Mackintosh, Disestablishment and Liberation; the Movement for the Separation of the Anglican Church from State Control (Epworth Press, 1972); Peter Cornwell, Church and Nation: Case for Disestablishment: Faith & the Future (Blackwell Publishers, 1983); Kenneth Leech (ed.), Setting the Church of England Free: The Case for Disestablishment (Jubilee Group, 2001); Colin Buchanan, Cut the Connection: Disestablishment and the Church of England (Darton, Longman & Todd Ltd, 1994); Sebastian Poulter, Ethnicity, Law and Human Rights: The English Experience (Oxford University Press, 1998); Fabian Society. The Future of the Monarchy: The Fabian Commission on the Future of the Monarchy (London: Fabian Society, 2003); 全国非宗教者協会 (NSS) ホームページ (HP), Available at: http://www.secularism.org.uk/; 英国人道主義者協会 (BHA) の HP. Available at: http://www.humanism.org.uk/site/cms/contentChapterView.asp?chapter=333.

げ、聖餐「ミサ」の参加している、という。国教会という政体上特別の地 位にあるアングリカン教会が、洗礼、堅信礼、婚礼、葬式といったかたち で、国教会信徒の人生、世俗の生活におよぼす影響は決して小さくないこ とを物語っている。

また、アングリカン教会「聖公会」は、イギリスの海外進出に伴い、世 界的な広がりを見せ、グロールな信仰ネットワークである「アングリカ ン・コミュニオン [全聖公会 (Anglican Communion)] の形成にもこぎ つけた(40)

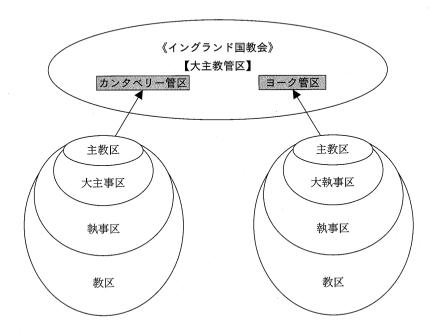
1 イングランド国教会の聖職位階制

イングランド国教会の基礎となっているアングリカン教会は、プロテス タントの教派のひとつに分類される。しかし、プロテスタントの3大特徴 (①信仰義認説、②聖書主義、③万人祭司説) のうち、③万人祭司説〔聖 職者と平信徒とは平等であり、分け隔てがないとする考え方〕には従って いない。つまり、組織的には、たもとを分かったローマ・カトリック教会 の聖職位階制・監督制〔主教制(hierarchy, Episcopal pattern)〕を採り入 れている。また、聖職位階制・監督制をもとにした会議制(Synod)の導 入も、国教会の特徴的な仕組みの一つといえる(41)。

⁽⁴⁰⁾ ちなみに、「聖公会」という和訳は、アングリカン・チャーチの世界的な信仰 ネットワークである"アングリカン・コミュニオン [全聖公会]"のなかで、イン グランド国外にある姉妹関係にある同教派の教会(現在、44メンバー)をあらわす 場合にも使われる。例えば、メンバー教会としては、ウェールズ教会(Church in Wales)、アイルランド教会(Church of Ireland)、スコットランド監督教会(Scottish Episcopal Church)、アメリカ合衆国監督教会(Episcopal Church in the United States of America)、オーストラリア・アングリカン教会 (Anglican Church of Australia)、 カナダ・アングリカン教会 (Anglican Church of Canada)、中央アフリカ大主教管区 教会(Church of Province of Central Africa)、日本聖公教会(Holy Catholic Church in Japan) などがある。See, Norman Doe, An Anglican Covenant: Theological and Legal Considerations for a Global Debate (Canterbury Press, 2008).

⁽⁴¹⁾ See, The Report of the Review Group Appointed by the Standing Committee of the General Synod, Synodical Government in the Church of England: A Review (Church House Publishing, 1997).

「図表 I-1〕 イングランド国教会の聖職位階制・監督制の組織全体のイメージ



2 イングランド国教会の組織

聖職位階制・監督制の下、上位から下位に流れるかたちでイングランド 国教会の組織を、図説すると、次のとおりである。

「図表 Ⅰ-2〕 イングランド国教会の組織

- ◆大主教管区 (Province 数2): ①カンタベリー大主教管区 (Province of Canterbury) ②ヨーク大主教管区 (Province of York)。大主教 (Archbishop) が主宰。2大主教は、イングランド国内では43主教区 「カンタベリー29+ヨーク14」を分割監督。
 - ◎カンタベリー大主教は、全世界のアングリカン・コミュニオン聖界 の最高指導者であり、かつ、南部イングランド [29主教区]+欧州主 教区 (Diocese of Europe) を所管する管区の監督者
 - ◎ヨーク大主教は、北部イングランド [14主教区] を所管する管区の 監督者

[国教会総会議(General Synod) 数 1] 主教院(House of Bishops)、 牧師院(House of Clergy)、平信徒院(House of Laity)の 3 院からなる。 「大主教評議会 (Archbishops' Council)」 2人の大主教と10人の評議員 からなる。

◆主教区(Diocese 数44): 2大主教管区の中にある単位。各主教 区は、主教 (bishop) が、補佐主教 (suffragan bishop) 支援を受け て主宰。主教は、受禄牧師「司祭 (priest)、執事 (deacon) などの clerov〕を監督。

[主教区会議(Diocesan Synods)] 主教院(house of bishops)、牧師院 (house of clergy)、平信徒院(house of laity)の3院からなる。

- ◆大執事区 (archdeaconry): 主教区 (diocese) の全部または一部で、 特定の聖務と執り行う大執事(archdeacon)が所管する区域。(ただ し、代議制の区域ではない。) 大執事は、主教に選任・叙任され、みず からが所管する区の監督・巡察を行い、パトロンが推挙した受禄牧師 「司祭(priest)、執事(deacon)などの clergy)の叙任などを行う。
- ◆伝道区 (deanery): 大主事区 (archdeaconry) のなかで緊密に官教 活動を行うねらいで近隣の教区(parishes)を東ねる単位で伝道区 長(dean)が主宰する区域。ここで聖務を執り行う聖職者を、"地方 伝道区長 (rural dean)"と呼ぶ。地方伝道区長制度の典拠は、1936 年教会コミッショナー法 (Ecclesiastical Commissioners Act 1836) にある。今日では、国教会カノンC第23条にその典拠を置く。ま た、今日では"地域伝道区長 (area dean)"と呼ぶことが認められる (2000年イングランド国教会雑則「国教会」法(Church of England Miscellaneous Provisions Measure 2000) 12条 4 項)(以下「雑則法し という)。これら地方伝道区長は、伝道区会議(Deanery Synod)で の共同議長を務める(国教会カノンC第23条4項)ほか、主教から 教区への情報伝達、主教への教区に関する報告(聖職者の司牧活動や 任免状況、主教の巡察ポイントなど)を主な任務としている。地方伝 道区長の任命は、各主教区により異なる。通例、伝道区会議の推挙な いし投票で選任された牧師を、所管の主教が任命する手続による。複 数の選任も可である(雑則法12条2項)。また、在任者が疾病等の場 合には、主教がその代理を暫定的に任命できる(雑則法12条1項)。

[伝道区会議(Deanery Synods)]

◆教区(parish 数13.150):各主教区の中にある最小単位。教区 (parish) は、聖務 (spiritual matters) および俗務 (temporal matters) の双方に関し、イングランド国教会の末端の組織として、常に平信徒 と共にある。

各教区は牧師 (clergy) [司祭 (priest)、執事 (deacon)] が聖務 (ministry) を主宰する。司祭(priest)には、①教区主任牧師(rector)

の職位と教区主任牧師代理(vicar)の職位がある。Vicar は、実質的に副牧師(curate)である。双方とも、受禄牧師(incumbent)である。これに対して、非受禄牧師(unbeneficial clergy)とは、司祭代行(priests-in-charge)、牧師補(assistant curate)、チャプレン〔施設付牧師(chaplain)〕、退職した牧師などをさす。非受禄牧師が、公式に聖務を執り行うには、その教区を管轄する主教区の主教から免許(licence)を得なければならない。教会(church)は、各教区の中に複数存在する。教区の受禄牧師は、パトロン〔受禄牧師推挙権者(patron)〕が推挙(patronage)する。

各教区は、代議員制の合議機関を置くとともに、聖職者(牧師など)をトップとする執行機関を置いている。各教区における代議員制の合議機関の運営は、国教会カノンや国教会が定めた教会代議制規則(Church Representation Rules 2006)などによることになっている(以下「代議員規則」という)。代議員規則では、代議員制の合議機関として、①「教会選挙人名簿(Church Electoral Roll)」、②「教区教会総会(APCM=Annual Parochial Church Meetings)」および③「教区教会評議会(PCC=Parochial Church Council)」の3つを置いて、透明な統治の実現を目指している。さらに、各教区は、④「教区民総会(MP=Meeting of Parishioners)」と「教区民特別総会(Special Meeting of Parishioners)」と「教区民特別総会(Special Meeting of Parishioners)」とがある〕開催の制度がある。《教区の3つの主要な代議制の合議機関》

教区教会総会(APCM)

□鉄五‰五(/(; O)/ 〔信徒+聖職者〕 教区民総会(MP) 〔信徒+住民〕 教区教会評議会(PCC) 〔執行委員+信徒総代〕

一方、教区の執行機関としては、聖職者〔主教、教区付牧師など〕をトップとする事務局を持つ「執行委員(churchwardens)」制度がある。また、主教(bishop)と教区とのリエゾン(橋渡し)をする担当者としては、「地方伝道区長(rural dean)」〔「地域伝道区長(area dean)」とも呼ぶ。〕が置かれている。

各教区は、代議制の合議・議決機関として、執行委員(churchwardens)、 牧師(minister)、平信徒(laity)などからなる教区教会評議会(PCC) を設置。なお、PCC は法人格を有し、教区教会不動産(land)などを 法人名義で保有する⁽⁴²⁾。

⁽⁴²⁾ APCM、MP、PCC での手続については、See, D. Parrott, Your Church & The Law (Canterbury Press, 2008).

ここで、「伝道区 (deanery)」や「伝道区長 (dean)」について少し付 言しておきたい。イングランド国教会「アングリカン教会」は、プロテス タントの一派である。しかし、組織的には、同じプロテスタントのバプ ティスト教会のような単立の教会の集合体ではない。ローマ・カトリック 教会と同様の聖職位階制・監督制を採っている。この制度の下、イングラ ンド国教会においては、上下の絆のみならず、教区内の各個別教会は相互 に協力し合い絆を強めることが求められる。

まさに、伝道区(deanery)の組織や伝道区長(dean)の職制は、大執 事区 (archdeanconary) のなかで近隣の教区 (parishes) が緊密に協力し 合い、グループで伝道活動を強化するねらいで設けられているものであ る。伝道区長は、通例、「地方区長 (rural dean)」ないし「地域区長 (area dean)」の名称で呼ばれる。

教区は、所在する地方団体との間で、開発事業や景観保全、教会建造物 や墓地の改修など、さまざまな問題で話合いを要する。こうした場合に、 伝道区長(dean)は、地方団体の担当職員や市議会議員などと打ち合わ せ、折衝にあたる。伝道区長は、こうした会合で、大執事に代わり、国教 会側の意向を当該自治体に伝達し、教区の執行委員などといっしょになっ て第一線で対応にあたる。こうしたことから、伝道区長は、聖俗双方に通 じた職能と知見を求められる職務である。

いずれにしろ、伝道区長は、大執事(archdeancon)の手足となって、 伝道区グループのメンバーである教区教会に対する指導や助言をすると ともに、監督権限を行使し主管の主教(bishop)に対してグループ内教区 の司牧活動状況を報告する役割を担っている。伝道区内の教区教会の司祭 (priest) や執事 (deacon)、執行委員 (churchwarden) にとっては、伝 道区長(dean)の動きを注視することは重要である。

伝道区 (deanery) ないし伝道区長 (dean) は、法的典拠も明確であり、 実績もある組織ないし職制である。ただ、イングランド国教会における伝 統的な聖職位階制・監督制「教区・執事区・大執事区・主教区・大主教管 区〕の序列「図表 I-1参照」のなかでは、今ひとつわかりにくい存在で はある。国教会にとっては、いわば「縁の下の力持ち」のような存在とい える。

3 イングランド国教会の財政基盤

政教関係を考える場合には、国家から教会「信仰団体」に対する財政支 援の有無が大きな論点になる。この点について、端的に言えば、イングラ ンド国教会は、国家から直接的な財政支援を一切受けていない。したがっ て、国教会財政という視角から見た場合、聖俗分離は確立されていると言 える(43)

(1) イングランド国教会の主な財源

イングランド国教会は、40億ポンドを超える資産を保有している。これ らの資産は、チャーチコミッショナーが受託者となって管理運用し、果実 を得ている。これらの資産は、ヘンリー8世(Henry Ⅷ)が行った教会改 革時にカトリック教会から没収した資産が原資になっている。つまり、カ トリック教会から没収した財産で、1704年に当時のアン女王が国教徒の 福利のために寄進した資産〔アン女王下賜基金(Queen Ann's Bountv)〕 が原資になっている。この基金からあがる運用益・果実は、国教会中央の "全国庫"に入る財源においては極めて大きな比重を占める。その他、中 央以外の「教区」や「主教区」レベルでの財源も含めてみると、国教会 は、今日、主に次のような財源でもってその運営資金を賄っている。

⁽⁴³⁾ アメリカや日本の政教分離原則の下では、国や地方団体からの教会その他信仰団体 [宗教団体] に対する公的な支援(直接支出+租税減免措置)が問題視される。拙論 「アメリカの政教分離課税制度」〔石村耕治編〕『宗教法人税制と法制の課題』(法律 文化社、2006年)第5章参照。

「図表 【-3】 イングランド国教会の主な財源

- ◆信託財産(運用資産・基金)の里宝: 室物資産および金融資産に対す る投資からの果実
- ◆手数料:イングランド国教会総会議は、1986年宗教手数料 (国教会) 法 (Ecclesiastical Fees Measure 1986) を制定し、チャーチコミッ ショナーに対し、規則を定めて教区手数料を課す権限を与えた。この 法律に基づいて、チャーチコミッショナーは、1995年教区手数料会 (Parochial Fees Order 1995) を公布しており、各教区は、手数料表 にもとづいて、洗礼証明書の発行、婚礼の儀式やその証明書の発行。 葬儀や埋葬等の収納金を徴収することができる。また、チャーチコミッ ショナーは、特別許可事案 (faculty cases) の審査請求に際に特別許可 所(Faculty Office)、各種審判所、主教裁判所など宗教裁判所などへ 納付される審査手数料や裁判手数料を課すことができる。なお、これ らのサービスにかかる債務の不履行について、各教区は、通常の民事 債務と同様に、世俗の裁判所(カウンティ裁判所)に訴えて強制徴収 をすることができる。
- ◆教会税:イギリス議会は1868年に強制的教会税廃止法(Compulsory Church Rate Abolition Act 1868) を制定した。このため、現在、イン グランド国教会は、各教区において教会税(tithes, Church Rate)を強 制的に徴収することはできない。しかし、各教区教会評議会 (PCC) は年間にその運営に必要な予算分に見合う教会税を賦課し、信徒から 任意のかたちで徴収している。この賦課徴収に応じた場合で、その人 が高額所得者であるときには、自己の所得計算にあたり、所得税申告 において、寄附金控除「ギフト・エイド・スキーム」の特典が利用可 能である。
- ◆負担金 [上納金]:イングランド国教会総会議の承認をえて、中央財務 委員会(Central Board of Finance)、チャーチコミッショナー、年金委 員会基金 (Pensions Board funds) に充当するに必要な資金の調達をね らいに、教区や主教区に割り当てられるのが負担金(quota)あるいは 上納金(share)である。この負担金は、「自発的な納税制度(system of voluntary taxation) | とも称され、各教区や主教区に対して、管区基 金への年間献金額として割り当てられる。しかし、この負担金の法的 性格の不透明さが問われている。イングランド国教会総会議が定める 法律(measures)は、議会制定法と同じ効力を有するのであるから、 負担金を課す場合には、国教会法によるべきであるとの指摘もある。
- ◆喜捨金:国教会信徒その他国教会の支援を望む人が支出した寄附。寄附 金控除特典の利用の有無を問わない。とりわけ、教区レベルでは、財政 の安定化においては、少額の喜捨金の積み重ねが重要になっている。

国教会中央は、アン女王下賜基金をはじめとしてさまざまな基金を設 け、その32パーセント投資にまわしている。イングランド国教会中央は、 チャーチコミッショナーが生み出した運用益で、経常経費の6分の1を 賄っている。主な出費科目は、聖職者の年金への拠出金、宣教費用、資金 難の主教区や教区への支援などである。

2004年のイングランド国教会の投資収益率は13.6パーセント、過去10年 で平均収益は3.500万ポンドである。しかし、近年の金融危機で、例年並 の投資収益「果実」を確保するのが難しい状況も生じており、資金運用の 安定化が重い課題になっている。

(2) 国教会における財政運営の仕組み

監督制のもとにあるイングランド国教会における財政運営の仕組みな どついては、(a)ローカルな「教区(parishes)」、(b)中位にある「主教区 (dioceses) レベル、および(c)ナショナル(中央)レベル、の3つに分 けて点検すると、わかり易い。

(a) 教区における財政運営

教区の財政運営については、すでに「教区財政の安定化と出納役の役 割しなどのところでふれた。イングランドに13.150ある教区は、イングラ ンド国教会の土台となる組織である。教区財政 (parish finance) の安定 化と運営の健全化は、国教会の土台固めにとり重い課題である。

教区における主な財源は、次のとおりである。

「図表 I-4] イングランド国教会の教区における主な財源

- ◆教区信徒からの喜捨金 国教会全体から見ると、全財源のおおよそ3 分の2を占める
- ◆手数料 洗礼証明書の発行、婚礼の儀式やその証明書の発行、葬儀や 埋葬等の収納金

- ◆基金・余剰金 特別の支出に備えるために通常の収支勘定から切り離 された積立金やその運用益
- ◆資産の運用益 歴史的に教区が保有する不動産などからあがる果実
- ◆その他の収入 献金、収益事業からの所得、教会ホールの賃貸料、歴 史建造物訪問者の参観料や寄附など

教区は、一般に、こうした財政収入を、経常費、非受禄聖職者や従業者 などの給与、教会建造物や墓地の維持管理や改修などに支出している。ま た、各教区は、その規模や収入規模に応じ、その財政収入の一部割当額 を、所管の主教区に上納することになっている。ちなみに、所管の主教区 は、当該上納額をみずからの収支会計に繰り入れ、みずからの割当額に含 めて、国教会の"全国庫"に上納する。一般に、都市部の教区の財政が豊 かである。一方、過疎に悩む教区の多くが財政危機に直面している。こう した教区には国教会中央も財政支援をしているが、財政収入の安定化、支 援が重い課題になっている。

今日、多くの教区は、イギリス国内外での宣教や社会貢献活動に力を入 れてきており、このための資金調達も重い課題になってきている。

(b) 主教区における財政運営

イングランド国教会の主教区は、イングランドに43ある。主教区は、 主教区会議(Diocesan Synod)のような代議員制をベースとした合議・議 決機関を置き、かつ、区内の教区を監督する立場にある。

主教区における主な財源は、次のとおりである。

「図表 I-5」 イングランド国教会教区における主な財源

- ◆主教区内の教区からの上納金 この上納金は、一般に主教区財政の極 めて大きな部分を占める。
- ◆基金の運用益·余剰金 特別の支出に備えるために通常の収支勘定か ら切り離された基金の運用益や積立金。
- **◆保有資産の果実** 歴史的に教区が保有する不動産などからあがる果実

◆チャーチコミッショナーの支払金 受禄聖職者である主教(bishops)および補佐主教(suffragan bishops)の教会禄 [給与] ならびに主教の住居費は、国教会の中央の"全国庫"を管理しているチャーチコミッショナーが支払うことになっている。また、チャーチコミッショナーは、主教の管下にある聖堂(cathedrals)の主席司祭(dean)や2人分の聖堂内居住参事(residentiary chapters, canons)の教会禄(給与)や居住費(給与外給付)も、支払っている。さらに、チャーチコミッショナーは、財政難の主教区や伝道区(deanery)などでの特別の伝道プログラムなどにも資金を提供している。

主教区は、その財政収入の90%以上を、非受禄聖職者の給与、住居負担、国民保険負担金、地方団体の固定資産税(Council Tax)、聖職者の修練などに支出している。残りは、主教区の経常費や従業者の賃金への支払、さらには主教区に割り当てられた国教会中央の"全国庫"への上納金である。

(c) 国教会中央における財政運営

すでにふれたように、国教会中央の財源としては、アン女王下賜基金の 運用益が大きな比重を占めている。これらを含めて示すと、国教会中央に おける主な財源は、次のとおりである。

〔図表 Ⅰ-6〕 イングランド国教会中央における主な財源

- ・主教区からの上納金
- ・アン女王下賜基金の運用益その他保有資産の果実
- ・その他チャーチコミッショナーが管理・運用する各種基金の運用益

イングランド国教会中央には、さまざまな組織が置かれている。中央の 財源は、こうした中央の機関にかかる支出に使われる。その他、主教区や 教区などの受禄聖職者の教会禄(給与)や、財政難の主教区や教区への交 付金として支出される。

これらさまざまな項目をまとめてみると、国教会中央における主な支出

は、次のとおりである。

「図表 【-7】 イングランド国教会中央における主な財政支出項目

- ・聖職者の仟用、研修、叙仟などにかかる費用
- 国教会総会議(General Synod)、大主教評議会(Archbishops' Council)、 各種国教会中央機関(National Church Institutions)にかかる費用
- 海外伝道(エキュメニカル運動)をしている各種団体にかかる費用
- ・ 宣教団体で奉事する国教会の聖職者にかかる年金使用者負担金
- ・退職聖職者の住宅制度の運営にかかる費用
- ・受禄聖職者の教会禄(給与)や住宅費(給与外給付)の主教区や教区 への支払
- ・教区宣教基金 (parish mission fund) への拠出
- ・財政難の主教区や教区の支援のための拠出
- その他

イングランド国教会は、教会禄「聖職禄」を受けている聖職者について は、中央が負担する仕組みになっている。この点は、各主教区や教区の財 政状態にかかわらず、全国一律の給与支給体制を敷ける利点ともいえる。 しかし、財政難に陥る主教区ないし教区が増えてきており、これを放置し ておくわけにもいかない。なぜならば、国教会は下からの強い支えがあっ てはじめて、堅固な教会活動が可能になる仕組みになっているからであ る。国教会が現在かかえる重大な課題は3つある。1つは、国教会である ことから、多くの人たちが、国から財政支援を受けていると誤解している ことである。したがって、信徒などからの喜捨金、任意の教会税などで支 えられていることの認識をいかに涵養していけるのかが問われている。2 つ目は、長寿社会を迎え、退職聖職者への年金支払が増え、国教会の年金 基金への拠出が急激に増加していることである。3つ目は、歴史的存在と しての重要性から登録建造物に指定された教会建造物や聖堂の維持・補修 のための支出が年々増加し、国教会財政を圧迫している事実である。した がって、こうした指定建造物への公的支援をいかに強化してもらえるよう

にするのかが重い課題となっている(44)。

Ⅱ イングランド国教会の聖職者の職位とその任用手続

今日、イングランド国教会は、聖職者だけでも23,000人をこえる人員をかかえる宗教組織である。聖職禄〔教会禄(benefice)〕を受けるなど有給の聖職者の数は9,000人あまり、3,000人の無給聖職者、1,100人のチャプレン「パストラルケアに従事する聖職者」などの人員からなる。

1 聖職位階制・監督制のもとでの聖職者の種類

繰り返しになるが、国教会は、イングランド全土を2つの大主教管区 (Province) に分けて、聖職位階制・監督制を敷いている。2大主教管区 には、それぞれ、カンタベリー大主教とヨーク大主教が任命されている。

2 大主教管区は、43の主教区にわかれている。それぞれの区には主教、さらには必要に応じて主教補佐が任命されている。そして、主教区(Diocese)は、13,510の教区に分かれている。

(1) 大主教の任用基準と職責

カンタベリーおよびヨーク大主教管区(Province)の大主教は、首相の奏上に基づき国王〔女王〕が任命することになっている。資格は、主教とほぼ同様である。1986年主教(退職)〔国教会〕法(Bishops(Retirement)Measure 1986)によると、大主教は、依願退職ができるが(4条)、定年は70歳である(1条3項)。ただし、女王が必要とするときには、その裁量で1年を超えない期間に限り、大主教の定年を延長することができる

⁽⁴⁴⁾ Kennon L. Callahan, Effective Church Finances: Fund Raising and Budgeting for Church Leaders (Jossey Bass, 1997); GuideOne Center for Risk Management, The Missing Ministry: Safety, Risk Management and Protecting Your Church (Group Pub Inc, 2008); Church of England Year Book 2008 (Church House Publishing, 2009).

(2条)。その他、大主教が職務遂行不能な場合にとるべき措置が定めら れている。

大主教は、みずからの管区における裁治の最高責任者として、次の職責 を担っている。

「図表 Ⅱ-1〕 大主教の主な職責

- ・みずからの管区を監督すること(国教会カノンC第17条2項)
- ・みずからの管区を巡察 (visitation) をすること
- みずからの管区のもとにある主教区の主教候補を確認すること
- ・総叙階者 (chief consecrator) の地位を有すること
- ・大主教裁判所 (provincial court) への上訴を主宰すること
- ・もう1人の大主教とともに、聖職者会議(Convocation)を主宰すること
- ・国教会総会議(General Synod)の議長を務めること(以上、国教会カ ノン C 第17条 4 項)
- ・カンタベリー大主教の場合は、全イングランドで特許や許可権限を有 すること「1533年教会許可法(Ecclesiastical Licences Act 1533)〕

(2)受禄牧師

主教区(Diocese) に数多ある教区において、聖務 (ministry) につい ている牧師(clergy) は、司祭(priest) と執事(deacon) とに分けられ る。アングリカン教会には、制度として、教会禄「聖職禄 (benefice)] をうける牧師〔受禄牧師(beneficed clergy, incumbent)〕には2つの種類 がある。一つは、「Rector(教区主任牧師)」である。そして、もう一つは、 「Vicar (教区主任牧師代理)」である。教区主任牧師代理 (Vicar) は、 教区主任牧師(Rector)にかわって聖務を執り行う役割を担っている。教 区主任牧師、教区主任牧師代理のいずれも、それぞれの教区を所管する主 教の叙任を受けて聖務に就いている。

受禄牧師は、自由土地保有権(freehold)を"一人法人(corporation sole)"として管理する主体であり、そこからあがる利益(interest)を宗教禄(benefice)のかたちで、終身ないし離職するまで受ける。

歴史的に、教区教会は、十分の一税〔ティス(tithe)〕として、教区の「小麦・馬草・薪の生産高の1割〕〔大ティス(greater tithes)〕と、「小麦・馬草・薪以外の生産物の1割〕〔小ティス(lesser tithes)〕を徴収していた。Rectorとは、大ティス+小ティスを受禄できる権利を持った牧師、そして後者 Vicarとは、小ティスだけを受禄できる権利をもった牧師を指した。ただ、その後、十分の一税の廃止を受けて、今日、こうした歴史的な区別の意味はほとんど名目化している。

各教区(parish)レベルでは、Rector も Vicar も(それぞれ教区主任牧師、教区主任牧師代理として)、教区教会の第一線で聖務をこなす聖職者となっている。

ちなみに、主教区(Diocese)レベルでは、Vicar は、主教(bishop)の 聖務を代理する者をさす。この場合、主教総代理〔ヴィカージェネラル (vicar general)〕と呼ばれる。

(3) 非受禄牧師

非受禄牧師(unbeneficial clergy)とは、教会禄(benefice)をうけることのできない牧師をさす。具体的には、司祭代行(priests-in-charge)、副牧師(assistant curate)、チャプレン〔施設付牧師(chaplain)〕、退職した牧師などをさす。非受禄牧師が、公式に聖務を執り行うには、その教区を管轄する主教区の主教から免許(licence)を得なければならない。

2 聖職者の叙任

各教区 (parish) の第一線で聖務をこなす聖職者は、牧師 (clergy) 〔司祭 (priest)、執事 (deacon)〕である。こうした教区牧師には、教区主任

牧師(Rector)の職位や教区主任牧師代理(Vicar)の職位がある。教区 牧師の任命には、伝統的にパトロンがかかわってきている。"パトロン" とは、「聖職者に教区を割り振りし、聖職給「教会禄」を決める権力を持っ た人たち(「受禄牧師推挙権者」)」をさす。のちに詳しくふれるように、 伝統的には、領主など有力者が領民向けに領地内に教会を建てて、みずか らが好む牧師を雇い入れて提供した人たちをパトロンと呼んだことがはじ まりといわれている。

また、「聖職給つき牧師推挙権 (patronage, advowson)」とは、聖職給 「教会禄(benefice)」がもらえる牧師「受禄牧師(beneficed clergy)」を 推挙するパトロン(patron)の権利をさす。パトロンには、裕福な私人は もちろんのこと、国王、主教、大学、チャリティなど、聖俗各層のものが なっている。パトロン制度は時代とともに大きく変容し、今日、パトロン は、聖職者の聖職給・教会禄を財政的に支える存在ではなくなってしまっ ている。ちなみに、適格パトロンとなろうとするものは、各主教区の登録 所に登録するように求められる。

イングランド国教会においては、牧師を含むいかなる聖職者も、叙任の 手続をふまない限り、正式に聖務を執り行ってはいけないことになってい る。各教区には、教区教会評議会(PCC=Parochial Church Council)が置 かれている。PCC は、牧師といっしょになって教区教会の運営資金の調 達、教会財産の維持管理、さらには主教への教区の要望の伝達などに関す る業務執行を行う世俗法人である。PCC は、牧師の推挙・叙任手続に一 定の関与はできるが、こうした手続を直接しきることはない。受禄牧師の 推挙はパトロン〔受禄牧師推挙権者〕がとりしきり、叙任は主教ないし大 執事がとりし切っている。

ちなみに、叙任には、大きくわけて、大主教が行う聖別(consecration) と、主教ないし大執事が牧師など下級聖職者に行う叙任(ordination)と がある。

88

こうした叙任を受ける聖職者は、教区(parish)レベルでの牧師〔司祭 (priest)、執事(deacon)などの clergy〕に加え、伝道区長(dean)、大執事(archdeacon)、さらには主教(bishop)にまで及ぶ。

(1) 聖職候補者の叙仟のための適格審査

イングランド国教会の聖職(holy orders)は、大きく「主教(bishops)」、「司祭(priests)」、「執事(deacons)」からなる(イングランド国教会カノン C 第 1 条 1 項)。

司祭や執事として叙任される資格は、国教会カノンC第4条に定められている。ただし、司祭の職については、司祭候補を叙任する者の絶対的な裁量に委ねられている。

聖職に就く最低の要件としては、洗礼をうけ、堅信礼〔入信式 (confirmation)〕を終えている必要があり、かつ、聖書を十分に理解し、国教会の教義、戒規および礼拝を執り行う能力があること、徳のある会話ができかつ人望があることなどである。また、精神面での問題のある者は適格とされない。かつては非嫡出子であることが欠格事由とされたが、もはや問題とされない。離婚し再婚した者あるいは、離婚経験者(その前配偶者が生存中の場合)と結婚した者は、原則として聖職の適格者とされない。ただし、大主教が、婚姻障害を理由に特別許可を出している場合は別である。主教区(diocese)において、平信徒の女性ないし女性執事が空席の聖職に就くことを望んだ場合には、その適格審査は、近隣主教区の主教、通例その女性の居住地に最も近い主教区の主教が審査を担当する。

いずれにしろ、聖職候補者の適格審査は、犯歴についての前歴照会を含め、きわめて慎重に行われる。その中心となるのは主教であり、適格審査には、大主教その他の聖職者が支援にあたることになっている。また、国教会総会議(General Synod)のもとに聖務諮問委員会(Advisory Board of Ministry)が置かれている。この委員会も、主教など叙任候補者の選任

に関与している。

(2) 司祭・執事の叙仟基準

1804年牧師叙任法 (Clergy Ordination Act 1804) および1964年牧師 (叙任及び雑則) [国教会]法 (Clergy (Ordination and Miscellaneous Provisions) Measure) のもと、執事 (deacon) 候補は、叙任を受けるときまでに23歳に達していなければならない。また、司祭 (priest) 候補は、叙任を受けるときまでに24歳に達していなければならない (1804年法1条、1964年法2条)。

聖職に就こうという者は、第一に、霊的修養およびみずからの聖務を まっとうし主教区において何らかの聖職に就いていたという証明書をその 主教区の主教に提出することになっている。また、主教は、大学の特別研 究員、校長、大学や学校のチャプレン [施設付牧師]、宗教学校、および 誓いを立てさせたうえで修道会ないし教団の共住者を叙任できる。

執事(deacon)となろうとする者は、出生証明および主教が指定した人からみずからの前歴と人物評定の証言を主教に提示する必要がある。一方、司祭(priest)として叙任を受けようとする者は、叙任前歴書と叙任に当たる主教が指定した人からみずからの前歴と人物評定の証言を、主教に提出する必要がある。また、叙任にあたり、主教の前で、司祭ないし執事になろうとする者は、献身の宣誓、および国王〔女王〕への忠誠の宣誓が求められる。さらに、国教会カノンへの従順の宣誓をしなければならない。

(3) 主教の叙任基準

叙任を受けるまでに、主教(bishops)候補は30歳に達していなければならない(イングランド国教会カノン C 第 2 条 3 項)。神を敬いかつ博学な人でなければならない(イングランド国教会カノン C 第 2 条 4 項)。主

教職は、首相の奏上した者を国王〔女王〕が任命することになっている。 女王が任命した主教は、監督に服する大主教管区の大主教により、他の2 人の主教の随伴のもとで、叙任される。

(4) 補佐主教の仟用基準

主教補佐(suffrage bishop)は、主教が任命することになっている。主教補佐は、主教の指示に基づいて主教の聖務を執り行う。補佐主教は、原則として教区内に住むことになっている。補佐主教は、世俗議会〔ウエストミンスター議会〕上院〔貴族院〕議員になる資格を有しない。補佐主教は、その職務上当然にイングランド国教会総会議(General Synod)の構成員になる。

3 パトロン制度とその変容

すでにふれたように、「聖職給つき牧師推挙権(patronage, advowson)」とは、聖職給〔教会禄(benefice)〕がもらえる牧師〔受禄牧師〕を推挙するパトロン(patron)の権利をさす。もう少しやさしくいえば、"パトロン"とは、「聖職者に教区を割り振りし、聖職給〔教会禄〕を決める権力をもった人たち受禄牧師推挙権者」を指す。歴史的には、資力・財力のある領主など有力者が領民向けに領地内に教会を建てて、みずからが好む牧師を雇い入れて領民に信仰を広めた人たちをパトロンと呼んだことが始まりと言われている。

このパトロン制度は、イングランド国教会の成立ちなど歴史的な所産の一つでもある。パトロンには、裕福な私人はもちろんのこと、国王、主教、大学、チャリティなど、聖俗各層のものがなっている。パトロン制度は時代とともに大きく変容し、今日、パトロンは、聖職者の聖職給・教会禄を財政的に支える存在ではなくなってしまっている。適格パトロンとなろう

とするものは、各主教区の登録所に登録するように求められる(45)。

(1)パトロンの受禄牧師推挙権

イングランド国教会においては、教区教会評議会(PCC=Parochial Church Council)は、牧師の推挙・叙任手続に一定の関与はできるが、こうした手続を直接仕切ることはない。受禄牧師の推挙はパトロン〔受禄牧師推挙権者〕が取り仕切り、叙任は主教ないし大執事が取り仕切っている。

イングランド国教会の教区における受禄牧師推挙権の仕組みはきわめて複雑である。その行使については、「1986年牧師推挙(聖職給)[国教会]法(Patronage (Benefices) Measure 1986)」および「1987年牧師推挙(聖職給)規則(Patronage (Benefices) Rules 1987)」に準拠することになっている。さらに、教区の整理手続を定めた1983年牧会〔国教会〕法(Pastoral Measure 1983)は、教区の整理〔リストラ〕スキームを実施する場合に主教に強い権限を与えている。このため、この国教会法も、教区における受禄牧師推挙権行使に関する重要な法源の一つをなしている。

(2) パトロン登録制度

国教会各主教区の主教法務書記 [レジストラー(Registrar)] は、主教区内で「受禄牧師推挙権(patronage)」を有するもの [パトロン] の登録簿を維持するように義務づけられている。登録手続を終えたパトロンは、「登録パトロン(registered patron)」と呼ばれる。登記簿は、一般に公開されている。また、受禄牧師推挙権を有するものは、変更があった場合には、主教法務書記 [レジストラー] にその変更を通知するように義務づけられている。

⁽⁴⁵⁾ Private Patrons Consultative Group, Exercising Patronage in the Church of England (2000). Available at: http://www.clergyassoc.co.uk/content/docs/patronage.pdf.

(3) 受禄牧師推挙権の得喪変更

教区の受禄牧師推挙権 (patronage) は、法理論的には、財産法上の権 利に属する。したがって、この権利保有者である登録パトロンは、約因な しに作成・交付される贈与証書(deed of gift)、あるいは私人である登録 パトロンの場合には遺言(will)ないし無遺言相続(intestacy)、により譲 渡できる。今日、有償譲渡は無効とされるが、かつて、この権利は、約因 の伴う譲渡証書(deed of transfer)の作成・交付により、有償で譲渡でき た時代もあった。

(a) 受禄牧師推挙権の譲渡

これまで教区の受禄牧師推挙権を持ってきた登録パトロンが、永久にそ の職責から降りたいとする。この場合、既定の書式に従った譲渡証書を作 成・交付することより、それが可能である。各主教区の主教は、監督権を 強化するねらいから、聖俗各界に散らばっているみずからの主教区内の受 **禄牧師の任命権を手許に置きたいと願っている。また、教区の整理手続を** 定めた1983年牧会「国教会」法(Pastoral Measure 1983)の下、主教は、 みずからの主教区内にある教区の教会整理〔リストラ〕スキームをすすめ ることができる。この場合、必要に応じて、空席となっている牧師職への **登録パトロンの推挙権を停止する権限を与えられている。主教は、こうし** たスキームをすすめるためにも、裕福な私人などが受禄牧師推挙権を手放 したいと思っている場合、それを譲り受けることはまさに望むところであ る。ただ、一方で、こうしたかたちの譲渡を広く認めることは、受禄牧師 推挙権の主教のもとへの集中を招く。このことは、国教会が広く世俗各層 から支持をうけて存在すべきである趣旨からすれば問題なしとはしないと いう批判もある。

受禄牧師推挙権は、かつては売買されたこともある。しかし、今日、売 買は禁止されている。(ただし、教区教会の整理スキームの実施にともな

う不動産などの売買の場合はこの限りではない。)このため、対価・約因 の伴ういかなる受禄牧師推挙権の譲渡も無効とみなされる。こうしたこと から、権利の譲渡を望むパトロンが、教会への移譲・集中を良しとしない 場合には、「チャーチ・ソサエティ・トラスト (Church Society Trust)」 など受禄牧師推挙権を専門に取扱うチャリティ「非営利・公益「慈善」団 体〕に譲渡する例も少なくない。

教区の受禄牧師推挙権を譲渡することを考えているものは、その教区が 属する主教区の主教と主教法務秘書に対して、「権利譲渡の意思」、「譲渡 先の氏名・住所し、「その他特記事項」を記載した譲渡案を届け出るように 求められる。

届出を受けてから1ヵ月経過してから、所管の主教は、パトロンと、譲 渡案や該当する教区教会評議会(PCC)からそのパトロンに対して出され た意見などについて協議する。この協議が終了するまで譲渡を行うことは できない。ただし、主教は、パトロンから出された譲渡案に対して拒否権 を行使することはできない。協議が終ると、受禄牧師推挙権を引き継ぐも のは、譲渡の日から12ヵ月以内に、既定の書式の申請書を用いて当該聖 職禄のパトロンとして脊録をするように求められる。なお、教区の整理ス キームをすすめる必要性などから空席となっている受禄牧師職へのパトロ ンの推挙権が主教の判断により強制的に停止になっている場合、その停止 期間中は、受禄牧師推挙権を譲渡してはならないことになっている。

(b) 受禄牧師推挙権の委任

登録パトロンは、委任状(power of attorney)を作成・交付して、みず からの受禄牧師推挙権を他人に委任できる。

受禄牧師推挙権を有する登録パトロンが、受禄牧師職に空席が生じるに 先だつ2ヵ月以前に、主教が任命した指定担当者(Designated Officer) に対して代理人の選任届を出していたとする。この場合には、パトロンが 死亡したとしても、当該未登録代理人が受禄牧師推挙権を行使することができる。また、パトロンが死亡した後、受禄牧師職に空席が生じ、それに先だつ2ヵ月以前にそのパトロンが代理人の選任届を出していないとする。この場合には、そのパトロンの推挙権は主教に委ねられる。代理人に委任できない⁽⁴⁶⁾。

4 女性聖職者の叙任

1989年まで、聖職に就けるのは男性だけであった。1989年2月以降、1986年執事(女性の叙任)[国教会]法(Deacons (Ordination of Women) Measure 1986)の施行により、女性が執事の職に叙任することが認められた(イングランド国教会カノンC第4条A)。また、1994年2月22日以降、1993年司祭(女性の叙任)[国教会]法(Priests (Ordination of Women) Measure 1993)の施行により、女性が司祭の職に叙任することが認められた(イングランド国教会カノンC第4条B)。ただ、主教職は、依然として男性が独占するかたちとなっており、このことは、前記1993年法1条2項で確認されている。

イングランド国教会の総会議は、曲折を経ながらも、1994年から、本格的に女性牧師〔司祭・執事〕の叙任をはじめた。図表II-3からもわかるように、2005年には、全聖職者に占める女性の割合は16.7パーセントにまで達している $^{(47)}$ 。

⁽⁴⁶⁾ 紙幅の都合上、イングランド国教会のパトロン法制については、別稿にて紹介したい。

⁽⁴⁷⁾ See, Morris Furlong (ed.), Act of Synod- Act of Folly? (SCM Press, 1998); Harriet Harris & Jane Shaw, The Call for Women Bishops (SPCK, 2004); The Rochester Report of the House of Bishops' Working Party in the Episcopate (Church House Publishing, 2004).

年	男	女	女比率	総計
2005	7,298	1,466	16.7	8,764
2004	7,451	1,401	15.8	8,852
2003				
2002	7,920	1,262	13.7	9,182
2001	8,158	1,194	12.8	9,352
2000	8,398	1,140	11.9	9,538
1999				
1998	8,653	983	10.2	9,636
1997	8,875	919	9.4	9,974
1996	9,440	820	8.0	10,260
1995	9,666	783	7.5	10,449
1994	10,008			10,008
1993	10,247			10,247
1992	10,375			10,375
1991	10,480			10,480

「図表 Ⅱ-3〕 叙仟聖職者の数、男女比率の推移

15.446 [出典] イングランド国教会

11,549

1978

1963

5 女王関与の聖職者の任用

イングランド国教会の聖職者は、大きく教会の最高統治者である国王 「女王」の任命にかかる聖職者と、女王の任命にかからない大主教が聖別 (consecration) する聖職者や主教ないし大執事が叙任(ordination) する 牧師などの下級聖職者に分かれる。

11,549

15.446

女王の任命にかかる聖職者の任用方法は、次のとおりである。

「図表Ⅱ-4〕 女王の任命にかかる聖職者の任用方法

- ◆大主教(Archbishops)と主教(bishops)の任命: 1976年以降、政府と国教会との協定により、国王任用委員会(CNC=Crown Nominations Commission)[以前は、国王任命委員会(CAC=Crown Appointments Commission)]が、首相に対し2人の候補者をあげ、そのうちの1人を選んで、あるいは双方とも拒絶された場合にはあらたな候補者をあげそのうちから首相が選んで、女王へ奏上するかたちになっている。CNCは、国教会組織で、カンタベリー大主教が委員長、ヨーク大主教が副委員長を務める。任命担当国務大臣は、職務上、議決権のない委員として、CNCに加わる。カンタベリーないしヨークの大主教選考の場合には、在任中の大主教が議長を務める。首相は、形式的・儀礼的に名簿の第一順位に置かれた者を女王に奏上するのが慣習。
- ◆補佐主教(suffragan bishop)の任命:関係する主教区の主教が女王あてに2人の候補者名簿を提出する。実際には、候補者名簿は、その主教区を所管する大主教からの推挙状を添えて、首相の許に届けられる。
- ◆女王任命にかかる主教座聖堂主席司祭(Cathedral Deans):首相が、 任命担当国務大臣が関係する主教区の主教の同意をえて、かつ、関係 する聖堂、主教、大主教などとの協議を重ねたうえで作成した候補者 名簿から選任して、女王に奏上することになっている。
- ◆女王任命にかかる主教座聖堂参事会員(canonry)や教区牧師(parish clergy): 首相官邸の任命担当秘書と協議したうえで、女王に候補者を奏上することになっている。

6 聖職者の仟用と首相の関与

すでにふれたように、イングランドにおける「国教会体制(establishment)」の具体的意味の一つは、"国家が主教その他主要な聖職者を任命できることにある"、とされる。したがって、イングランド国教会の最高統治者(最高指導者)である国王〔女王〕が"国王〔女王〕聖職者推挙権(Crown patronage)"を有するのは、しごく当然ともいえる。また、イギリス〔連合王国(UK)〕は、立憲君主制および議院内閣制の政体をとっている。ここでは、覇権を有するイングランドが、その国教会における国王〔女王〕任命にかかる聖職者の選考にあたり、首相(Prime Minister)あるいは首相が任命した任命担当国務大臣(Prime Minister's Secretary for

Appointments)が関与する仕組みになっている。これも、この国の仕組みからすれば、むしろ当然のようにみえる。2002年7月、国教会総会議(General Synod)は、聖職者任命プロセスから首相と女王を外す提案を否決している。この否決の背景には、脱国教会化を促進することにつながりかねない動きへの強い警戒感と、こうした動きを牽制する意図があった。

ただ、問題は、女王に任命された聖職者の中には、聖職貴族〔勅撰議員 (Lords Spiritual)〕として世俗議会で当然に議席〔26人、政府は2007年 2月に16人に減員を提案〕を与えられるかたちになっていることである。 首相が、議会対策をも織り込んで"人選"を考えるとなると、この国のあり方にも影響が及び、問題は複雑である⁽⁴⁸⁾。

この点に関して、スコットランド教会は、イギリスにおいて二つある国教会 (established churches) の一つとされているものの、イングランド 国教会とは大きく異なる。すなわち、スコットランド教会の聖職者の選任には女王や首相がまったく関与していないし、また、スコットランド教会の聖職者は、イギリス議会 [ウエストミンスター議会] に聖職議席を有していない。

(1) 首相や閣僚による関与権限行使の実際

女王の任命にかかる聖職者候補の奏上にあたり、首相ないし閣僚の関与権限はしごく形式的・儀礼的に行使されるのが望ましいという考え方も強い。これは、国教会制度の維持には国教会聖職者の選任における国家の関与は必要条件としながらも、"教会と国家の分離拡大"という現代社会の要望にも呼応する必要があるためである。しかし、実際の関与権行使においては、必ずしも形式的・儀礼的なかたちにはなっていないのが現実であ

⁽⁴⁸⁾ See, A. Harlow, F. Cranmer & N. Doe, "Bishops in the House of Lords: A Critical Analysis Public Law (Autumn, 2008) at 490.

nο

る。こうした聖職者候補奏上における政治の関与については、賛否両論が ある⁽⁴⁹⁾。

1976年以降のめだった関与の事例をあげると、次のとおりである。

〔図表 Ⅱ-5〕 歴代首相による関与権行使の実例

◆ 《サッチャー首相》:

1981年:国王任用委員会(CNC)がロンドン主教区の主教として第一候 補者にあげたジョン・ハブグット(John Habgood)ではなく、首相 は、グラハム・レオナルド(Graham Leonard)を女王に奏上した。

1987年: CNC がバーミンガム主教区の主教として第一候補者にあげたジム・トンプソン (Jim Thompson) ではなく、首相は、マーク・サンター (Mark Santer) を女王に奏上した。

1990年: CNC がカンタベリー大主教管区の大主教として第一候補者にあげたジョン・ハブグット (John Habgood) ではなく、首相は、ジョージ・カーリー (George Carey) を女王に奏上した。

◆ 《ブレア首相》:

1997年: CNC がリバプール主教区の主教としてあげた2人の候補者を、 首相が拒否した。

◆ 《ブラウン首相》:

2007年7月:英法務省「緑書・グリーンペーパー:イギリスのガバナンス」を公表。そのなかで、首相が、主教候補にかかる関与権の放棄を言明した。

(2)「聖職者の任用における首相の役割」に関する緑書

法務大臣兼務大法官(Secretary of State for Justice and Lord Chancellor)は、2007年7月に、法務省が作成し議会に提出した"聖職者の任用における首相の役割"に関する課題分析を含めた緑書・グリーンペーパー、『イギリスのガバナンス(The Governance of Britain)』を公表した⁽⁵⁰⁾。

この緑書のなかで「イングランド国教会聖職者の任命(Appointments in the

⁽⁴⁹⁾ Lucinda Maer, Prime Ministrial Involvement in Ecclesiastical Appointments: Parliament and Constitution Centre (House of Commons Library, 24 July 2007).

⁽⁵⁰⁾ Available at: http://www.official-documents.gov.uk/document/cm71/7170/7170.pdf.

Church of England)」における首相の役割について、つぎのような4つの基 本指針を明らかにしている(51)

[図表 Ⅱ-6] 聖職者の仟用における首相の役割(4基本指針)

- ①政府は、君主を最高統治者と仰ぐ法により公認されたイングランド国 教会の地位および教会と国家の関係に対し引きつづいて関与すること を再度ここに確認する。政府は、国民生活のさまざまな面において国 教会が演じてきた役割を大いに評価する。
- ②女干は、任命におけるみずからの権限行使にあたり、引き続き閣僚の 1人から意見を求めるものとする。
- ③任命に関して女王に対して最良の意見を奏上するにあたり、政府は、 原則として、首相が積極的な役割を演じ個々の候補者を選者すべきで ないものと信じる。したがって、首相は、主教を含む教会幹部の職位 の任命にかかる女王に対する奏上のための選者にあたり、与えられた 国王大権を行使すべきではない。
- ④国教会は、個々の聖職任命候補者を推挙する際に、最良の決定を行う ために、前記の原則にそって協議をしなければならない。
- ⑤首相が個々の候補者の選考にあたり積極的な役割を演じるべきではな いという基本方針を貫くために、首相は、できるかぎり、主教職につ いては、今後、任用委員会(CNC)に対し首相には1人の候補者をあ げて持ってくるように求めるべきであり、首相は、女王に対してその 者を奏上するものとすべきである。政府は、この結果必要となる手続 の変更について国教会と協議をする。現在ある主教の任命のための委 員会は継続する。

Ⅲ 世俗立法とイングランド国教会立法

イギリス宗教法の分析においては、「国教会体制(establishment)」を 強める、あるいは逆にそれを弱めるためにつくられた各種の"議会制定法 (acts of Parliament, statutes)"の存在の重さは見逃せない。これは、か つてカトリック教会〔教徒〕や非国教会派プロテスタントをはじめとして

⁽⁵¹⁾ Available at: http://www.official-documents.gov.uk/document/cm71/7170/7170.pdf.

国教会以外のキリスト教派〔教徒〕などへの凄惨な抑圧をねらいに、あるいは逆に彼らに寛容な態度をとるために、議会法がたくみに使いこなされてきた中事からも自明のところである。

とりわけ、教会が重い存在であった治世には、王制、共和制の時代を問わず、"議会制定法"は教会に深くかかわり、もっぱら政治支配の道具として使われたに過ぎなかった。しかし、時代とともに、その役割を次第に変容させていく。近代において"議会制定法"は、イングランド国教会の"自律"を保障する役割をも担っていく。その劇的な役割を果たしたのが「イングランド国教会総会(権限)法(Church of England Assembly (Powers) Act 1919)」〔通称「1919年授権法(Enabling Act 1919)」〕の制定である。

この議会制定法の下、今日、イングランド国教会は、1919年以降、みずからの裁治権を行使する機関である国教会総会議(General Synod)において⁽⁵²⁾、"自律的な立法権"を行使できる態勢にある。総会議が定めた「法」は「measure」と呼ばれるが、イギリス議会〔ウエストミンスター議会・世俗議会〕両院の教会委員会(Ecclesiastical Committee)で審査のうえ、上下両院で承認され、かつ、女王の裁可(Royal Assent)をもらえると、国家法(law of the land)として発効する。

1 今日のイングランド国教会法と議会制定法との関係

今日、イングランド国教会総会議(General Synod)は、世俗のイギリス議会 [ウエストミンスター議会・世俗議会] と協調するかたちで立法権能を共有してきている。しかし、以前は、イギリス国教会に関する事項については久しく、国教会がその必要を唱えれば、世俗議会が"議会制定法(acts of Parliament)"により立法措置を講じるという仕組みの下にあっ

⁽⁵²⁾ なお、1970年以前は、教会総会(Church Assembly)と呼ばれた。1969年国教会会 議政体〔国教会〕法(Synodical Government Measure 1969)で現在の名称・General Synod に改められた。

た。すなわち、世俗議会が法案(bills)を用意し、国教会が求める法律 (acts) を用立ててきたわけである(53)。

これが、1919年以降は、イギリス国教会に関する事項については、 国教会みずからが設けた総会議(General Synod)が「国教会法案 (draft measures) | を準備し、同会議に置かれた法制委員会 (Legislative Committee)による審査、本会議での審議・採決をすれば自前で法律 (measures) を制定できる仕組みに大きく転換した。もちろん、採決 された国教会法は、イギリス議会〔世俗議会〕の両院で審議される必要 があり、世俗議会が関与できる仕組みは続けられている。1919年授権法 (Enabling Act 1919) の制定により、世俗議会がイングランド国教会事項 に関する議会制定法 (acts of Parliament) をまったく定めることができな くなったわけではない。

いずれにしろ、1919年授権法の制定により、イギリス議会は、イング ランド国教会事項に関する法を、直接、議会制定法 (acts of Parliament) を用いてつくり続ける必要はなくなった。1919年授権法制定の背景には、 イギリス議会におけるイングランド国教会関係法の制定に消極的な動き や、宗教が多元化し次第に世俗化するイギリス社会からより厳格な聖俗分 離を求める声があった。言い換えると、非独立国家の連合体全体の立法府 であるはずのイギリス議会「ウエストミンスター議会」が、その覇者であ るが実は1メンバー国であるに過ぎないイングランドの国教会(Anglican Church)の法をつくり続けることへの大きな疑問があった。

一方、イングランド国教会側には、国教会体制を持続させるには、国教 会が自前で必要な法をつくれる立法システムを整備し、自律的な立法権能

⁽⁵³⁾ 連合国家であるイギリスの議会〔(U.K. Parliament) ~通称「ウエストミンスター 議会(Westminster Parliament)」〕は、1801年に(イングランド議会とスコットラン ド議会が1707年に合体した)グレートブリテン議会と、北アイルランド議会の合体に より成立した。ただ、この際に、イングランド議会の権限、手続、慣習などを幅広く 継承した。このため、イギリス議会は、実質的にはイングランド議会を継承・発展さ せたものとみることができる。

を確保なければならないとする危機意識があった。まさに、1919年授権 法の成立は、国教会側の危機感がバネになり、当時の政治環境と微妙に符 合した結果のようにも見える。

このような経緯から、1919年以降、イングランド国教会に関する事項については、第一次的に、イングランド国教会の最高の意思決定機関である総会議(General Synod)が、授権法および国教会カノンに準拠して、国教会法(measures)を制定する権限を有している。

一方、世俗議会(イギリス議会)に置かれている教会委員会(Ecclesiastical Committee)には、授権法に基づいて、上下各院の15人の委員が任命される。下院(House of Commons)では、議長が、委員を選任する。一方、上院(House of Lords)では、大法官(Lord Chancellor)が貴族議員の中から委員を選任する。委員は、会期ごとに任免される。

手続的にみると、イングランド国教会総会議で合意された国教会法 (measures) は、報告書 (reports) とともに、イギリス議会の教会委員会へ提出される。教会委員会は、国教会法に修正を加えることはできない。報告書は、両院で審議され、通過すれば、女王の裁可を求めることになる。女王が裁可した国教会法 (measures) は発効する (54)。

国教会法は、国教会にかかる既存の議会法(acts of Parliament)を改正ないし廃止できる。しかし、国教会法によって、イギリス議会の教会委員会の構成、権能や職責、さらには議会での国教会法の承認手続きなどに対し変更を加えることはできない。ちなみに、国教会法は、一般法案一覧(Public Bill List)の末尾に注記される。

^{(54) 1988}年以降の国教会法は、インターネットで公開されている。Her Majesty's Stationary Office, Measures of the General Synod of the Church of England. Available at: http://www.hmso.gov.uk/legislation/uk-meas.htm. 1988年以前の国教会法は、Halsbury's Statutes Vol. 14 (4 th ed., 2003) 参照。

2 イングランド国教会総会議の沿革と立法権能

イングランド国教会の総会議(General Assembly)は、国教会の最高位 の裁治機関である。国教会の裁治システムにおいて、裁治機関は、司法・ 立法・執行の権能の全部または一部を包括的かつ非分権的に行使する。こ のことから、今日の世俗統治における三権分立の考え方をそのまま当ては め、総会議を"立法府"あるいは"立法機関"とみなしたうえで検証をす すめるのは問題なしとはしない。ここでは、総会議の持つ聖的裁治の特性 を考えに入れたうえで、総会議に沿革および立法権能の行使について点検 する。

(1) イングランド国教会「総会」から国教会「総会議」へ

イングランド国教会総会議(General Assembly) は、国教会総会 (Church Assembly) が発展解消して、1919年に設けられた。国教会総会 と国教会総会議の沿革、それぞれの組織の概要、権能等の詳細について図 説すると、次のとおりである。

「図表 Ⅲ-1〕 自律的な立法権の行使:国教会総会から国教会総会議

- ◆国教会総会(Church Assembly):イングランド国教会総会(権限) 法 (Church of England Assembly (Powers) Act 1919) | (通称「1919 年授権法(Enabling Act 1919)) に準拠して設置。1969年まで存続。 「国教会総会 (Church Assembly)」は、両大司教管区の聖職者会議 (Convocations)+両大主教区から選出された代議員からなる平信徒院 (House of Laity) で組織される。
 - 1919年の「国教会総会 (Church Assembly)」の設置に伴い、1902年に 組織された「国教会代議員評議会(Representative Church Council)」 「両大司教管区の聖職者会議 (Convocations) + 平信徒院 (Houses of Laity)で組織〕は廃止
- ◆国教会総会議(General Synod):1969年国教会会議政体 [国教会] 法 (Synodical Government Measure 1969) で現在の名称 (General Synod) に改められた。〔なお、1919年授権法(前法)は、1969年法(後法) 制定後も有効であり、前法と後法がぶつかる場合には、後法が優先す るかたちで適用になる。〕

・ 《総会議の運営》

- ①国教会総会議は、通例、3つの院(houses)[主教院(House of Bishops)、牧師院(House of Clergy)、平信徒院(House of Laity)]の代議員が一同に会する(one body)かたちで運営される。総会議は、イングランド国教会の最高位の合議機関(非分権的裁治機関)である。
- ②国教会総会議は、「総会議教憲(Constitution of General Synod)」に 準拠して運営される。

・《総会議の3大機能》

- ①立法機能 (legislative role): 国教会固有の事柄について自律して規律するために、国教会法 (measures)、規則 (rules) などを、世俗議会と協働して定めること
- ②財政統制機能(financial role):全国規模での年次事業にかかる予算 その他支出の承認をすること
- ③討論・発信機能 (deliberative role): さまざまな世俗的な課題について、キリスト教的な視点から慎重に検討・審議し、俗界に発信すること。

(2) イングランド国教会総会議の構成

イングランド国教会の最高の意思決定機関である国教会総会議(General Synod)は、3つの院(houses)からなる。それらは、①主教(bishops)が構成員となる「主教院(House of Bishops)」、②選任された聖職者(clergy)からなる「牧師院(House of Clergy)」および③平信者(laity)からなる「平信徒院(House of Laity)」である。また、それぞれの具体的な構成員は、図説すると、次のとおりである。

〔図表 Ⅲ-2〕 国教会総会議の構成

- ①主教院 (House of Bishops): 構成員は、44主教区主教 (bishops) + 7人の選任された補佐主教 (suffragan bishop) + 1人の特任補佐主教 (suffragan Bishop of Dover) 《総計54人》
- ②牧師院(House of Clergy):構成員は、5人の主教座聖堂主席司祭(cathedral dean)、ジャージー島ないしガーンジー島の伝道区長(Dean of Jersey or Guernsey)、大学選出の6人の代議員、宗教界選出の2人の代議員、軍隊付チャプレン選出の3人の代議員、刑務所付チャプレン総長(Chaplain General of the Prison Service)、183人の牧師界からの代議員、5人の互選の代議員《総計206人》

- ③平信徒院(House of Laity):構成員は、宗教界選出の2人以内の代議 員、軍隊選出の3人の平信徒、第一および第二チャーチ財産コミッショ ナー、195人の平信徒界からの代議員、5人の互選の代議員《総計207 人以内》
- ④その他「所属会には関係なく総会議に出席し発言可、ただし投票は不 司):
 - (a) 職務上当然構成員になる人:アーチ裁判所主席裁判官(Dean of the Arches)、2人の大主教総代理「ヴィカージェネラル」、第三チャーチ 財産コミッショナー、国教会年金委員会委員長、大主教評議会からの 6人
 - (h) 他のキリスト教派出身の代表、イングランド国教会青年評議会 (Church of England Youth Council) の代表、聴覚障害アングリカン信 徒会(Deaf Anglican Together)の代表。

3 イングランド国教会にかかる立法手続の変容と立法状況

イングランド国教会事項に関する国教会法 (measures) は、国教会総 会議と世俗議会との連携において制定される。今日までの立法手続の変容 と立法状況などを簡潔にまとめて図説すると、次のとおりである(55)。

「図表 Ⅲ-3〕 イングランド国教会立法にかかる立法手続の変容と立法状況

◆国教会法 (measures) の制定の基礎

- ・イングランド国教会法(Church of England Measures)とは、国教会 の政体と組織に関する法を改正するための法律文書(instrument)で
- ・国教会の総会議(General Synod)は、イギリス議会〔世俗議会・ウ エストミンスター議会 (Parliament)〕の「教会委員会 (Ecclesiastical Committee) に対して法案を提出する権限を有する。

⁽⁵⁵⁾ See, House of Commons Information Office, Church of England Measures (Factsheet L10, Legislation Series, 2003).

- ・世俗議会の教会委員会(Ecclesiastical Committees)は、上下両院の議員で構成される。〔教会委員会には、授権法の下で、上下各院の15人の委員が任命される。下院〔庶民院〕(House of Commons)では、議長が、委員を選任する。一方、上院〔貴族院〕(House of Lords)では、大法官(Lord Chancellor)が貴族議員の中から委員を選任する。委員は、議会の会期ごとに任免される。〕この委員会は、国教会法案が妥当なものかどうかを審査し、両院に報告する。
- ・教会委員会が作成した報告草案は、世俗議会本会議への正式な報告に 先だち、国教会総会議の「法制委員会(Legislative Committee)」へ送 付される。
- ・総会議が報告草案(draft Measure)に同意すれば、報告書および当該 国教会法案は議会本会議へ提出される。
- ・当該法案に関する動議が出され、それが可決されれば、女王の裁可を 受けられる。

◆国教会立法の経緯:ヨークとカンタベリーの聖職者会議

- ・1852年に、カンタベリー聖職者会議(Convocation)とヨークの聖職者会議は、牧師(clergy)だけからなる代議体として再編された。
- ・聖職者会議は、国教会カノン、国教会の教会法典(Canon Laws)を定め、それに対して国王の裁可を求めることができた。国王の裁可を得たうえで、それを施行した。これら聖職者会議は、世俗議会の解散に連動して解散につながるかたちになっていた。
- 1919年、カンタベリーの聖職者会議とヨークの聖職者会議は、国王に対する建議書において、国教会の内部事項についてより広い自律を求め、世俗議会の立法権限の再編を求めた。
- ・国教会総会(Church Assembly)の代議員が承認した国教会法は、世俗議会において、最初の法案審査の手続から入るのではなく、法案精査(特定の委員会による審査)のために提出するかたちにするように提案した。
- ・ちなみに、こうした提案は、1913年から1916年に開催された国教会総会代議員評議会で出された勧告に照らしてつくられたものである。しかし、この提案では、世俗議会による国教会法案の審査方法について具体的に論及していなかった。

◆世俗議会の時間不足

- ・1919年にこのような提案がなされた主な理由は、世俗議会を通じた国教会法の制定が難しくなっていたことである。
- ・その背景には、イギリス社会の世俗化に伴い、議会下院の審議時間の 多くが次第に政府の世俗問題の審議に費されるようになっていったこ とがあげられる。国教会立法は、時おり議会の審議時間不足から棚上 げにされた。

- ・カンタベリー大主教は、1919年6月3日に、議会上院に国教会総会法 案(National Assembly Bill)を提出し、パトロン「受禄牧師推挙者」 と教会禄に関する法案の通過に12年を要した例にあげ、世俗議会での 国教会法案成立の困難さについて説明した。
- ・カンタベリー大主教の国教会総会法案の意図は、国教会関係者の言葉 を借りれば、「イングランド国教会が、その任務を適切に行うことがで きるように、現在恒常的に私たちの道をふさぐある種の偶然による障 害を取り除くこと」にあった。
- ・この法案を下院に提出したエドワード・ビューチャンプ卿によれば、 1880年から1913年に世俗議会に提出した217の国教会法案のうち、成 立したのは33件のみとのことであった。

◆1919年イングランド国教会総会(権限)法

- ・この法案は、1919年イングランド国教会総会(権限)法(Church of England Assembly (Powers) Act 1919) として成立した。一般には、「授 権法 (Enabling Act) | として知られている。
- ・国教会総会には、広く国教会に関する提案について審議する権限を付 与された。ただし、教理、神学その他女王の裁可を得るまえに世俗議 会で承認を受けるために提出された国教会法は除かれた。聖職者会議 (Convocations) は、1919年以降も存続し、教義等にかかる事項の審 議は、同会議に引き続き委ねられた。
- ・1919年法の成立によりはじめて平信徒(laity)が、総会の構成員とし て国教会政体に代議員として参加することになった。
- ・総会は、734人の構成員から成っていた。その内訳は、387人は主教お よび牧師、5年の任期で選任された342人の平信徒に、5人の互選され た平信徒であった。
- ・国教会総会が、国教会法案を承認した場合、同法案は、総会の法 制委員会(Legislative Committee) へ付託され、審査をした後に、 必要な注釈や説明をつけて、世俗議会の教会委員会(Ecclesiastical Committee) へ送られる。ちなみに、世俗議会の教会委員会は、1919 年法の下で設けられ、貴族議員と下院議員からなる。

◆国教会総会議

- ・1963年11月、国教会総会は、新たに総会議(General Synod)を設け、そこ にそれまでの総会(Assembly) および聖職者会議(Convocations) の 立法その他の権能を帰属させるように勧告する報告書を支持する決議 を行った。
- ・国教会総会議(General Synod)は、1969年7月25日に女王の裁可を 得て発効した国教会会議政体 [国教会] 法 (Synodical Government Measure [CAM. No.2 1969]) に基づいて設けられた。

- ・総会議の権能は、とりわけ、国教会総会(Church Assembly)が従前から行ってきたと同様に、国教会法(Measures)によって立法を行うことである。
- ・総会議は、主教、牧師、平信徒の3院からなる。
- ・法制委員会(Legislative Committee)の委員は、旧総会の場合と同様に、3院から選ばれる。
- ・法制委員会は、世俗議会での立法手続の対象とならない牧師の任務に 関係するカノンの制定にもあたる。これらカノンは、内務大臣を通じ て女王に提出される⁽⁵⁶⁾。

◆世俗議会審查

- ・世俗議会教会委員会(Ecclesiastical Committee)は、1919年授権法に 基づいて設けられたものであるが、大法官が指名した15人の貴族院 [上院] 議員と、下院議長が指名した15人の下院議員からなる。
- ・教会委員会は、委員長を選任するが、委員長は慣習的に貴族議員がなることになっている。委員は、各議会会期開始後ただちに任命され、 その任期は会期の期間である。

◆世俗議会教会委員会「報告書」

- ・世俗議会は、国教会総会議の法制委員会が、イングランド国教会法案 (draft Measures)を教会委員会へ提出したときに、その審査を開始する。
- ・教会委員会は、法案の審査に際し、総会議の代議員の参加を得る慣わ しになっている。また、議会両院に審査報告が行われるに先だち、報 告書草案は、国教会総会議に送付されることになっている。
- ・1919年授権法は、国教会総会議法制委員会と世俗議会教会委員会は、いずれかからの要請があれば、協議会を開催することを認めている。協議会は、公開で開催され、議事内容は世俗議会教会委員会報告書で公開されることになっている。ただし、協議会は、個人または団体から、公開で証言を求める権限を有していない。
- ・1919年授権法は、世俗議会教会委員会に対して、「その国教会法の性格および法的効果ならびにその適切さについて、とりわけ女王陛下の民の憲法上の権利について」報告するように求めている。
- ・世俗議会教会委員会「報告書」は、はじめに、国教会総会議の法制委 員会に対して草案のかたちで送られる。

⁽⁵⁶⁾ カノン (Canon) とは、主として国教会聖職者の職務基準の役割を果たすもので、 世俗議会の承認手続は要しないが、内務大臣を通じて女王に提出する必要がある。

- ・世俗議会教会委員会の報告書草案では、国教会法案に対する修正を勧 告することができる。ただし、教会委員会は、自身で法案を修正する 権限を有しない。教会委員会報告書は、国教会総会議法制委員会がゴー サインを出さない限り、世俗議会両院へ提出されることはない。
- ・世俗議会教会委員会報告書は、教会委員会が承認を求めて本会議への 提出を決めたときには、議会両院へ同時に提出される。議会両院は、 国教会法が議会に提出されたままのかたちで女王の裁可を得るべきで あるとの動議により、審議を開始することになる。
- ・なお、世俗議会教会委員会が国教会法案に反対する報告書を議会本会 議に提出したとしても、本会議での審議を阻む法律は存在しない。し かし、実際には、こうしたことは起こりえない。なぜならば、国教会 総会議法制委員会が教会委員会から法案に反対する報告書草案を受け 取った場合には、国教会総会議は同法案の提出の撤回を決めるからで
- ・これまで国教会総会議法制委員会が撤回を決めた例は2件ある。教区 教会評議会 (PCC) の「執行委員に関する「国教会」法 (Churchwardens Measure) | であり、いずれも、2001年4月に起きている。

◆報告書の付番と出版

- ・世俗議会教会委員会は、1920年を1番として以降連続して各報告書に 付番をしてきている。報告書は、議会上院および下院双方の報告書シ リーズにおいて、国教会法 (Measures) 版として、出版されてきてい る。上下両院の報告書は、双方のシリーズにおいて、同じ連続番号が 付けられている。
- ・報告書は、その院に提出され、かつ、下院の表決・議事日報(dailv Votes and Proceedings of the Commons) および上院の議事録(Minutes of Lords)の付録に記録される。
- ・また、両院での議員の発言や質疑討論〔ディベート〕の日時は、下院 情報ブルテン一般法案完全収録リストの終りに、そして、各期につい ては、会期別情報ダイジェストの中に収録されている。
- ・1919年授権法の下にある現行の仕組みにおいては、国教会関係立法の 制定を、それが手続的に妥当であれば、世俗議会法案のかたちで行う ことを排除していない。議会の議員が国教会事項について望む場合に は、議員立法の方法によることができる。
- ・近年の例としては、そのいずれも法律とし成立しなかったが、祈祷書 保護法案(Prayer Book Protection Bills)をあげることができる。

◆質疑討論〔ディベート〕

- 110
 - ・原則として、世俗議会教会委員会からある国教会法案に関する報告書が本会議へ提出され、法案の審議を開始する動議が出されれば、各院はただちに、女王の裁可が得られるように、質疑討論〔ディベート〕を開始する。動議自体あるいは法案に対して修正を加えることはできない。
 - ・上院においては、イングランド国教会主教ないし大主教が、下院においては国教会の副チャーチ財産コミッショナーが、それぞれ質問に答える。
 - ・議会法案の場合とは異なり、国教会法案は原案どおりに承認されなければならず、修正は許されない。

◆議論の余地のある国教会法の場合

- ・一般に、国教会法は、余り議論はない。また、世俗議会は、国教会法 の成立に向け自制的な対応をとるのが常である。しかし、ごく稀では あるが、議論になる場合もある。
- ・1927年の祈祷書 [国教会] 法 (Prayer Book Measure 1927) が一例である。1927年12月15日に、同法案の審議を開始する動議が、247対205で否決された。
- ・同様に、1975年受禄聖職者(聖職禄の停止)〔国教会〕法(Incumbents (Vacation of Benefices) Measure 1975) は、1975年10月15日に、33対 17で否決された。
- ・聖職者(叙任)[国教会]法(Clergy (Ordination) Measure 1989) は、1989年7月17日に、45対17でいったん否決されたが、その後1990年2月20日に、228対106で承認された。

◆女王の裁可

- ・国教会法は、議会法案と同じように、法律になるには女王の裁可を必要とする。
- ・また、女王の裁可は、両院に通知され、かつ、情報ブルテン週報に記録される。
- ・国教会法は、1970年までの国教会法については「総会1938年第1号 (CAM No.1, 1938)」、それ以降の国教会法については「総会議1978年 第1号 (GSM No.1, 1970)」のようなかたちで引用される。国教会法 は、印刷され、政府印刷局 (HM Stationery Office)で販売されている。 また、国教会法は、一般法および国教会法年報の末尾に掲載される。
- ・国教会法は、議会法と同様に、従前の議会法もしくは国教会法および 委任立法/議会制定法従位文書(Statutory Instruments)を修正または 廃止することができる。
- ・国教会法は、制定法と同様の効力を有し、かつ、イングランド全土に 普遍的に適用される。

・女王が裁可した国教会法 (measures) は、国家法 (law of the land) と 同じ効力を有する。

◆立法状況

- ・1992年以降、2003年までに17の国教会法が世俗議会を通過している。
- ・世俗議会は、国教会法の制定に拒否権を行使することはほとんどない が、当該国教会法はその進行を妨害されない権利を自動的に有してい るわけではなく、議員がその内容に疑問を持ったときには制定を阻む こともできる。
- ・世俗議会は、国教会の自律に不当に介入することを欲しないが、議員 は時おり国教会法に関する質疑討論「ディベート」において問題の指 摘を行うし、国教会の自律への不介入の合意は必ずしも当然のことで あるわけではない。
- ・これは、教会禄の停止に関する国教会法の質疑討論「ディベート」に おいて、ある議員が、「議会は、国教会総会議が提出したものに対して ただ単にゴム印を押すだけのところではない」と放言したことからも 例証できる。

IV 世俗司法とイングランド国教会司法~世俗裁判所と教会裁判所

今日のイギリス司法においては、さまざまな種類の紛争処理にあたり、 世俗裁判所(civil[secular] courts)の果たす役割は極めて大きい。聖俗 分離の法理が徹底し、かつての教会裁判所(ecclesiastical courts) が社会 を支配した時代とは大きく異なる。逆に、今日、教会裁判所は、教会事 項(church[ecclesiastical] matters)〔つまり、教会の聖的事項(spiritual matters) + 俗務事項(temporal matters)〕に限定して司法権能を行使でき るに過ぎない。

歴史的にみると、イングランド国教会がその基盤を確立した中世以降、 国教会裁判所の管轄は、いわゆる国教会固有の"教会事項"に加え、婚姻 問題、遺言の検認や遺産管理状の発行や保管を含め、とりわけ"家事"事 項についても幅広く行使されていた。しかし、こうした聖俗分離が不徹底 な状況は、その後、各種議会法や国教会法の制定により、司法における聖 俗分離が段階的に拡大するにつれて解消されていくことになる⁽⁵⁷⁾。

イングランド国教会は、伝統的に、聖職位階制・主教制をベースとしたキリスト教的な裁治〔立法・執行・司法を一体化した聖的非分権的統治システム(potestas iuristictionis seu regimis・synodical government)〕を維持してきている。したがって、教会司法に対し、世俗司法で語られるような"司法の独立"は格別期待し得ない。もっとも、イングランド国教会は、教会司法については、裁判所(courts)や審判所(tribunals)、特別許可所(faculty)のかたちで組織を分け、自立させた紛争処理システムを置いている。とりわけ近年は、審判所(tribunals)制度を広げることで、実質的な意味での"独立した紛争処理"に努めている⁽⁵⁸⁾。また、イングランド国教会は、独自の司法管轄を維持し、カノン・国教会法・議会制定法などを典拠に、みずからの教会司法を通じて、世俗裁判所とすみ分けしながら、裁判管轄を分かち合うかたちになっている⁽⁵⁹⁾。

非独立国家の連合体イギリスにおける覇者であるイングランドが敷く 国教会体制(establishment)の下、"別格の存在"であるイングランド国 教会は、司法(紛争処理)権能の行使において、非独立国家の連合体イ ギリスの世俗統治機関である枢密院司法委員会(Judicial Committee of the Privy Council)など、との関係も深い。

近年、国教会司法に対し少なからず影響を及ぼしているのが、1950年 ヨーロッパ人権条約(ECHR=European Convention on Human Rights)の

⁽⁵⁷⁾ なお、世俗司法やその沿革について、邦文の文献としては、小堀憲助訳・H.G.ハンベリ著『イギリスの裁判所[改訂版]』(1970年、鳳舎)、小山貞夫役・H.ベーカー著『イングランド法制史』(1975年、創文社)、田中英夫『英米法総論(上)』(1980年、東京大学出版会)などに詳しい。

⁽⁵⁸⁾ ちなみに、近年、イギリスでは審判所制度の抜本改革が行われ、新制度は、2009年 4月1日から稼動した。ただ、イングランド国教会に置かれている各種審判所は、今 回の改革の対象にはなっていない。詳しくは、拙論「イギリスの租税審判所制度の抜 本改革」白鷗法学16巻1号参照。

⁽⁵⁹⁾ See, David Lordes, Henry VIII: Court, Church and Conflict (National Archives of England, 2007); Donald Logan, The Medieval Court of Arches: Canterbury & York (Suffolk, 2005); John Burgess, Ecclesiastical Courts and the Ecclesiastical Law of the Church of England (John Burgess Pub., 2007); Jonathan Grossman, The Art of Alibi: English Law Courts and the Novel (Johns Hopkins University Press, 2002).

批准や、イギリス国内法である1998年人権法(HRA=Human Rights Act 1998) の制定である。1988年人権法にいう「公的機関(public authority)」 には、その権能が公的性格を有する「裁判所(court)もしくは審判所 (tribunal) | が含まれるからである (HRA6条3項a号)。このことは、 イングランド国教会の裁判所、さらには国教会の各種審判所は、ECHRや 人権法に感られた権利を擁護する義務を負うことを意味する。

この点に関し、1995年のRe Tyler事件では、国教会の主教裁判所 (Consistory Courts) で戒規違反を問われたテイラー司祭が、欧州人権 委員会(European Commission on Human Rights)に対して、イングラ ンド国教会内にある主教裁判所は、独立性がなく不公平な審判機関であ り、そこでの処分は人権法6条に違反するとの理由で救済を申請した (Application No. 21283/93)。欧州人権委員会は、主教裁判所のチャン セラー(Chancellor)やカンタベリー管区のアーチ裁判所の主席裁判官 (Dean of the Arches) は、法曹資格のある者が任命されており、公平 性の面で疑問を感じることはないとの理由で、この申請を却下した⁽⁶⁰⁾。

現代の世俗裁判所制度と司法制度改革の動向

現代イギリスの世俗裁判所は、コモンロー裁判所(Common law courts)、 星室裁判所(Courts of Star Chamber)、大法官裁判所(Court of Chancery)、 検認・離婚・海事裁判所(Court of Probate. Divorce and Admiralty)など、 歴史的にさまざまな役割を演じてきた裁判所を集成した制度に発達をとげ ている。こうした近代的な世俗裁判所制度の原型づくりに大きな役割を

⁽⁶⁰⁾ See, (1995) Ecclesiastical Law Journal at 348, 2003年の Aston Cantlow Parochial Church Council v. Wallbank ([2003] 3WLR 283) において、イギリス議会上院上訴委員会は、 イングランド国教会の「国教たる地位 (established nature)」に関して、国教会の 聖的性格 (spiritual nature) に着眼して、ストレートに人権法が適用になる「公的 機関 (public authority)」にはあたらないと判示している。Available at: http://www. publications.parliament.uk/pa/ld200203/ldjudgmt/jd030626/aston-1.htm. これに対し て、欧州人権委員会は、国教会裁判所は、人権法が適用になる「公的機関」にあたる ことを前提に、請求人の申請を却下したものと解される。詳しくは本稿X参照。

果たしたのが、1873年に制定され、1875年に施行された1873年裁判所法 (Judicature Act 1873) である。

また、近年のイギリスにおける最も重要な司法制度改革の1つは、2005年の憲法改革法(Constitutional Reform Act 2005)の発効である。この改正により、イギリスが立憲君主制を維持しながらも、2009年10月から、最終上訴審を担当する議会上院から司法権能を分離し、あらたに設けたれたイギリス最高裁判所(Supreme Court of the United Kingdom)に委譲することや、大法官制度改革などを実施することになった。

(1) 現行の世俗裁判所の仕組み

現在、イギリスでは、第1審は、民事事件についてはカウンティ裁判所 [(County Courts):全国218所]、または軽微な刑事事件を審理する治安 判事裁判所 [(Magistrates' Courts):全国に約900所] である。上訴審は、事件により高等裁判所 [(High Court of Justice):ロンドンに1所、ほか約130支部]、控訴裁判所 [(Court of Appeal):ロンドンのみ]、ないし刑事裁判所 [(Crown Court):全国に90センター] である。

国内〔イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランド〕〕の終審上訴裁判所は、これまではイギリス〔ウエストミンスター〕議会上院上訴委員会(Appellate Committee of the House of Lords)であった。7人の司法貴族〔Law Lords:正式名称はLords of Appeal in Ordinary〕が審理にあたっていた。ちなみに、2009年10月1日から、国内の終審上訴裁判所は、新たに設置された「イギリス最高裁判所(Supreme Court of the UK)」である。ここで"国内"というのは、1951年の欧州人権規約の批准・1998年人権法(HRA)の成立により、人権問題については欧州人権裁判所が最上位になったからである。

(a)旧上院上訴案委員会

イギリスにおける最高位の司法機関である議会上院上訴審委員会への 上訴は、(i) 下級裁判所からの上訴許可(leave to appeal) がある場合 か、あるいは(ii) 議会上院の上訴許可委員会(Appeal Committee) が 審査し許可する場合に限り、認められた。(ii) 議会上院の上訴許可委員 会(Anneal Committee) は3人の司法貴族「(Law Lords) ~正式名称は Lords of Appeal in Ordinary・定員12人で一代限りの常任上訴貴族」で構 成され、許可するかどうかを審理した。(i)または(ii)、いずれのルート をとるにしろ、上訴許可が出れば、最終裁判所である議会上院上訴審委員 会(Appellate Committee)が審査を開始する。上訴審委員会は、5人(事 案によっては7人または9人)の司法貴族で構成された。

なお、2009年10月1日からは、国内の終審上訴裁判所は、新たに設置 された「イギリス最高裁判所 (Supreme Court of the UK)」である。

本拙稿の執筆(2009年9月)時点においては、国内の終審上訴裁判所 が、立法府である旧イギリス議会上院上訴審委員会から分離され、新たに 独立した司法府であるイギリス最高裁判所への転換期にある。このため、 新制度へ移行・独立した体制については十分にふれていない。

(b) 枢密院司法委員会

枢密院(Privy Council)は、憲法上の慣習(constitutional convention) ならびに各種議会制定法 (acts of Parliaments) および国教会法 (measures) などに基づいて統治権限を付与された最も古い政府機関の一つである。枢 密院は、立法・執行・司法が分化されず国王に集中していた封建時代の統 治モデルであり、本来、国王〔女王〕がその大権(prerogative power) を行使する際に助言・答申を求める諮問機関〔王会(curia regis. King's Council)〕として発足した。しかし、その後、新たな議会(Parliament)や内 閣(Cabinet)の出現、裁判所制度の確立を見、枢密院の任務は特殊な領域に

限られてきている。枢密院の構成員は、王室、現在および過去の内閣閣僚全員やイングランド国教会の2人の大主教(Archbishops)などその官職や公職から当然になる者に加え、開封勅許状(letters patent)によって任命される者、総勢で500人程度の枢密院顧問(PC=Privy Counsellors)と呼ばれる人たちからなる。しかし今日では、そのほとんどが名誉職である。枢密院の立法や執行事務について、実質的には、枢密院の貴族(Lords of the Privy Council)、つまり内閣の閣僚を兼任する顧問(PC)、が取り仕切っている。月例の枢密院の会議は、通例、女王の臨席の下、バッキンガム宮殿(Court of Buckingham Place)で開催される。定足数は3人である。

枢密院には、その事務をこなすために枢密院局(PCO=Privy Council Office)が置かれている。PCO は、50人程度の職員からなる独立性の強い最も小さい政府の官庁の一つである。国王・女王に任命された議長(President of the Council)に率いられている⁽⁶¹⁾。枢密院議長は内閣の閣僚として通常、議会下院あるいは上院の院内総務の職務を果たす。

現在、枢密院の主要な任務の一つは、各種公益性の高い法人に対する監督業務である。これは、勅許状(Royal Charter)、議会制定法(acts of Parliament, statutes)、枢密院令・勅令(Privy Council Orders)などに準拠して設立された公益法人や、勅許会計士協会(ICAEW=Institute of Chartered Accountants in England and Wales)などの専門職団体、保健厚生・医療分野にかかわる医師会(GMC=General Medical Council)、王立獣医師会(RCVS=Royal College of Veterinary Surgeons)などの専門職団体、さらにはケンブリッジ大学(University of Cambridge)やオックスフォード大学(University of Oxford)をはじめとした大学・高等教育機関に対しては、枢密院が、主管ないし他の政府機関とともに共管するかたちで政府規制を実施することになっているからである⁽⁶²⁾。

⁽⁶¹⁾ 現在の議長は、キャシー・アシトン女爵閣下 (The Right Honourable Baroness Cathy Ashton of Upholland) で、2007年6月28日に任命された。

⁽⁶²⁾ 拙論「イギリスのチャリティ制度改革:法制と税制の分析を中心に(1)」白鷗法 学15巻2号参照。

その他に、枢密院は、1833年司法委員会法(Judicial Committee Act of 1833) に準拠して、司法委員会(Judicial Committee of the Privy Council) を置いている。枢密院司法委員会は、国内・海外の国王「女王」の領土な どに関する紛争事案に加え、各種議会法や国教会法で司法管轄権を付与さ れた事案を取扱っている。とりわけ、公益法人関連で注目に値すること は、枢密院司法委員会は、枢密院が主管ないし他の政府機関と共管してい る医師会 (GMC) や獣医師会 (RCVS) の資格登録、停止、抹消などの処 分、イングランド国教会(Church of England)にかかる一定の不服事案 の再審査も管轄していることである。

簡潔に図表にすると、枢密院司法委員会の管轄領域は、次のものに限定 される。

[図表 IV-1] 枢密院司法委員会の主な管轄

- (a) 旧英領諸国 (Commonwealth countries) のうちの一部 (バルバドス やジャマイカなど) や海外のイギリス領 (バミューダ、ケイマン諸島、 フォークランド諸島など)の最高裁判所からの上訴を受理する。
- (b) イギリスは、非独立国家の連合体である。このため、覇者である イングランドと、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドとの 間で、さまざまな領土・権限に関する"分権・独立問題(devolution issues)"を抱えている。枢密院司法委員会は、こうした分権問題が各 地域の裁判所や審判所、議会上院から持ち込まれた場合に、これを審 理する。
- (c) イギリス国内での一定の上訴事案にも対応する。例えば、1858年お よび1983年医師法 (Medical Act of 1858, 1983) の下で法人格を得て、 保健省(Department of Health)、チャリティコミッションおよび枢密 院が共管している医師会(GMC=General Medical Council)や、設立勅許 状(Roval Charter・1988年)および補完的勅許状(Supplemental Charter・ 1967年)ならびに1966年獣医師法(Veterinary Surgeons Act 1966)に準拠 して設立・運営されている獣医師会(RCVS=Roval College of Veterinary Surgeons)のような、自主規制権限を有する専門職団体の懲戒委員会 の登録承認・不承認、登録停止・抹消の決定や命令に不服な者からの 再審査事案を管轄する。

(d) イングランド国教会関連事案: 1983年牧会 [国教会] 法 (Pastoral Measure 1983) に準拠して国教会のチャーチコミッショナーが立てた 教区リストラスキーム対する再審査事案 (法9条)、さらにはまれに 特別許可 [faculty] 事案かかる大主教管区の大主教裁判所 (provincial court) からの上告事案を管轄する。(ただし、世俗議会上院「再審委員会 (Commission of Review)」が管轄する教理、典礼、儀式に関係する faculty 事案は除く (63)。)

枢密院司法委員会は、12人の司法貴族(Law Lords)が核となっている。他に、判事として枢密院顧問(PC=Privy Counsellors)を任命する。枢密院顧問は、退職した司法貴族に加え、イングランド、スコットランド、ウェールズおよび北アイルランドの裁判官(ただし定年75歳)、旧英領諸国出身の上級判事から任命される。枢密院司法委員会の事務は、枢密院局(PCO)が担当している⁽⁶⁴⁾。

ちなみに、公式には、議会上院の旧上訴審委員会(Appellate Committee)と、枢密院司法委員会(Judicial Committee of the Privy Council)とは、それぞれ別個の組織である。ただ、実際には、上院と枢密院それぞれが管轄する司法権の行使において核となる構成員である12人の司法貴族は、双方の委員会の業務に関係している。

(2) 司法制度改革の動向

イギリスの統治機構は伝統的に三権分立が徹底された状態になく、したがって司法の独立性も弱かった。これは、議会(Parliament)の前身である「国王評議会(King's Council)」が立法・執行・司法などすべての統治権能を束ねていたことなど歴史的経緯による。また、イングランド国教会の内部統治〔会議裁治(synodical government)〕システムにおいて、立

⁽⁶³⁾ 世俗の司法機関である枢密院司法委員会が宗教や神学上の紛争事案を取扱うのは不 適切との考えに基づく。

⁽⁶⁴⁾ Available at: http://www.privy-council.org.uk/output/page2.asp.

法・執行・司法の権能が伝統的に未分化のかたちにあることも影響してい ス(65)

こうした独立性が十分に確保されていないイギリスの前近代的な司法 に対する他の EU 加盟国からの批判も強かった。2003年3月、欧州評議会 (Council of Europe) には、イギリスに対して議会から独立した最高裁判 所の設置、立法・司法行政に深く関与している大法官(Lord Canceller) が裁判官として訴訟に参加しないこと、司法貴族(Law Lords)が上院議 員を兼務できないようにすることなどの改革を求める決議案が出された。

EU 加盟後、イギリス議会では、三権分立の徹底、司法権の独立の途を 模索していた。曲折を経て、2005年3月24日に憲法改革法(Constitutional Reform Act 2005) が女王の裁可をえて発効した。

この改革法では、立法府と司法府、執行府の三権分立の徹底がねらいで あり、2009年10月から新たにイギリス最高裁判所(Supreme Court of the UK) が最終上訴裁判所としての権能を発揮することになった。この改革 法による重要な改革ポイントは、次のとおりである(66)。

⁽⁶⁵⁾ See, A.W. Bradley, "Relation between Executive, Judiciary and Parliament: A Evolving Saga?," Public Law (2008) at 470.

⁽⁶⁶⁾ 元山健「歴史のせめぎ合いの中のイギリス『憲法改革』」法律時報73巻 6 号55頁 (2001年5月)、岡久慶「イギリス・憲法改革法案:司法権独立の強化」外国の立 法158号、222頁(2004年)参 照。See, Catherine Fairbairn and Sally Broagbrigde, The Constitutional Reform Bill [HL]~A Supreme Court of the United Kingdom and Judicial Appointments: Research Paper 05/06, Home Affairs Section House of Commons Library (13 January 2005); Oonagh Gay and Richard Kelly, The Constitutional Reform Bill [HL]~ The Office of Lord Chancellor: Research Paper 05/05, Parliament and Constitution Centre, House of Commons Library (12 January, 2005).

「図表 Ⅳ-2〕 2005年憲法改革法の概要

◆大法官制度改革

- ①大法官事務局改革:当初の案では、大法官事務局(Office of Lord Chancellor)は廃止される方向にあった。しかし、選挙でのブレア政権(当時)の大敗を受けて、成立した2005年憲法改革法では、大法官制度は存置するものの、その資格を貴族で上級法律家である者とした。一方で、大法官の司法府最高責任者としての地位と裁判官選任権は、最高裁判所長官(Lord Chief Justice)に移譲される。大法官と最高裁長官との間での権限分配については、通称「協定:コンコルド(Concordat)」を締結するものとする。
- ②大法官と司法職の任命:大法官は、女王の権威の下、引き続き、司法 職、軍上官およびイングランド国教会の上級聖職者の任免に関与する ものとする。

◆最高裁判所の新設

- ①最高裁判所の管轄:最高裁判所を新設し、これまで議会の枢密院司法 委員会(Judicial Committees of the Privy Council)が担当していた(a) イングランド・ウエールズ・北アイルランドの民事事件最終上訴審を 管轄する。(b)イングランド・ウエールズ・北アイルランド・スコットランドの刑事事件最終上訴審を管轄する。一方、イギリス連邦諸国 (Commonwealth countries)からの最終上訴審は従来どおり枢密院司 法委員会が管轄する。
- ②最高裁判所の裁判官:最高裁裁判官(Justices)は12人で構成される。現在枢密院司法委員会の司法貴族(Law Lords)である者は、新設される最高裁の裁判官となる。また、上院の議員資格も維持する。欠員が出た場合には、独立した裁判官選任委員会(JAC=Judicial Appointments Commission)を新設し、最高最長官および長官代理、ならびにイングランド・ウエールズ・北アイルランド・スコットランドの選任団体から選ばれた委員が最高裁判所裁判官の選任にあたる。新任の最高裁判所裁判官は上院議員資格を有しないものとする。JACは、100人程度の職員を抱える事務局をもち、これまで大法官が担当してきた高等裁判所裁判官の選任などの職務を担当する。
- ③最高裁判所の設置場所:議会から分離・独立する最高裁判所は、司法府にふさわしい品格と威厳のある場所と建造物のなかに設けるものとする。

ちなみに、ここでは、イギリスの世俗裁判所制度の沿革や司法改革の動 向を含む世俗裁判所の紹介は対象外であり、精査をしていない。

2 歴史から見たイングランド国教会裁判所の興亡

イングランドにおいては、アングロ・サクソン期には、聖・俗裁判所 の分離、つまり教会裁判所と世俗裁判所の管轄権は分化していなかっ た。このため、聖職者(clergy)も、一般の民も、同一の裁判所で裁判 を受けていた。ところが、ノルマン征服以降、初代イングランド王に戴 **冠したウイリアム1世(在位1066年~1087年)が、教会裁判所を、世俗** 裁判所から独立させた。このため、双方の裁判所の所轄をめぐる線引き が次第に政治問題化していった。宗教裁判所が管轄する固有の分野があ る程度確定をみるのは12~13世紀にいたってからのことである。この問 題は、最終的には、教会裁判所には、階層化された聖職者と教会の執務 に関する事項(Official Matters)と教会冒涜罪(blasphemy)のような 宗教に対する犯罪にかかる専属的な刑事裁判管轄権と、「宗教上の事項 (religious matters) にかかる民事裁判権を認めることで、解決がはから れた。この当時、「宗教上の事項」とは、①婚姻生活(marriage)と非嫡 出子(bastardy)、②不動産遺言(will)や動産遺言(testaments)の検認 (probate)、③動産の相続など、いわゆる"家事"領域である⁽⁶⁷⁾。

イングランド国教会が誕生する以前は、キリスト教的な裁治(立法・執 行・司法を一体化した聖的非分権的統治)の伝統のもと、ローマ・カト リック教会の教皇(Pope)が、宗教上のあらゆる事件についての唯一の 正当な最高裁判官であった。このため、教皇の裁判権は、下位の裁判所の 審級制を踏まえ、下位の裁判所からの上訴は最終的にローマ教皇庁に係属 する仕組みになっていた(68)。

これが、イングランド国教会誕生後は、国王が形式上世俗のすべての事

⁽⁶⁷⁾ See, Colin R. Chapman, Ecclesiastical Courts, their Officials and their Records, (Lochin Pub., 1992); Anne Tarver, Church Court Records: An Introduction for Family and Local Historians (Phillimore, 1995).

⁽⁶⁸⁾ See, Richard M. Wunderli, London Church Courts and Society on the Eve of the Reformation (Medieval Academy of America, 1981); Jane Cox et al, Hatred Pursued Beyond the Grave: Tales of our Ancestors from the London Church Courts, (HMSO, 1993).

chancellors)〕により審理された。

件についての正統な最高裁判官となった。ちなみに、イングランド国教会の採る聖職位階制・監督制〔主教制〕の下、大主教は、イングランド国教会の管区(province)内の聖職者のトップで、主教以下の職位の聖職者を監督する。大主教は、主教区(diocese)内では、一方では①みずからの管区の監督者として、他方では②"教会裁治権者(ordinary)"として、監督権限を行使する。①の面では、管区内の主教の選挙の確認や聖別、管

所の最高裁判官の職位などを有する⁽⁶⁹⁾。 イングランド国教会裁判所が管轄する宗教上の事項は、大きく、(a) 国教会の聖礼典、秘跡〔洗礼(baptism)と聖餐(sacraments)〕、典礼 様式(rites)、儀式(ceremonies)に関するものと、(b) それ以外の問 題に分けられる。そして、(b) については、主教区単位にある主教裁

判所 (Consistory Courts) で、主教の尚書「チャンセラー (bishops'

区の聖職者会議 (convocation) の召集などに加えて、管区内の教会裁判

主教裁判所からの上訴は、各大主教区の大主教裁判所 (Provincial Courts) ~大主教大権裁判所 (Prerogative Courts) とも呼ばれる~に対して行われた (70)。

つまり、北部では、ヨーク管区のチャンセリー裁判所(Chancery Court for York)に、南部では、カンタベリー管区のアーチ裁判所(Arches Court for Canterbury)に対して行われた⁽⁷¹⁾。

遺言の検認や登録は、主教の統治権(特別授権)の及ばない教会裁治権 者裁判所(Ordinary Courts)ないし特別教区裁判所(Peculiar Courts)の 管轄に属するか、あるいはヨークないしカンタベリーの大主教大権裁判

⁽⁶⁹⁾ See, Michael G. Smith, The Church Courts, 1680-1840: From Canon to Ecclesiastical Law (Edwin Mellen Press Ltd., 2006).

⁽⁷⁰⁾ 大主教大権裁判所の呼び名は、民事検認裁判所制度が設けられる以前に管区 (province) ごとに置かれ、大主教が任命した裁判官により主宰された教会法上の検認裁判所が、"Prerogative Courts"と呼ばれたことに由来する。

⁽⁷¹⁾ アーチ裁判所の名称は、アーチの上に建てられていた St. Mary-le-Bow 教会で開廷されたことに由来する。

所 (Prerogative Courts) の管轄に属した。ローマ教皇庁への上訴は教会 改革で廃止され、大法官府(Chancery)への上訴がそれにとって代わっ 73 (72)

上訴があると、国王は、コモンロー裁判官と法学博士からなる委員 会を任命し、国王を代理する者として行動することになっていた。こ の国王代理官裁判所(Delegates) の裁判管轄権は、1832年に枢密院 (Privv Council) に移された。1832年以降は、枢密院司法委員会(Judicial Committee of the Privy Council) が、宗教事項にかかる上訴の最終審を担 当する。この委員会は、正式には国王の諮問機関であり、裁判所ではない とされる。このため、国王は上訴状(petition)を委員会の諮問し、その 諮問も基づいて裁断するかたちになっている。

元来、教会裁判所が典拠とする法は、イングランド国教会カノン(Canons of the Church of England) であり、イングランドの2大主教区での制度や 慣習によって補完されていた。しかし、教会改革以降、教会裁判所は「イ ングランドの教会法」だけを司ることが許されたにすぎない。大学です ら、普遍的なカノンを究明することは許されなかった。1857年までは、教 会法の実務家である法学博士は、イングランド国教会カノンとイングラン ド国教会の慣習を適用した。これら法学博士により培われたドクター・コ モンズ (Doctors' Commons) の法学は、先例に基づいたものではなく、学 説を一般化したものであり、18世紀まではコモンローの体系とはまったく 異なる体系のものであった⁽⁷³⁾。

ちなみに、この種の裁判所は、1836年の議会制定法で廃止された。

ドクター・コモンズとは、本来、セイント・ポール聖堂 (St. Paul's Cathedral) の 近隣に建立された建築物を指す。ここに、1857年の検認裁判所法(Court of Probate Act 1857) により再編されるまで教会法や海事法関係の裁判所が置かれ、これら の裁判所に関係する弁護士 (advocates, 今日の solicitors) の弁護士会 (College of Advocates) 〔正式名称:カンタベリーのキリスト会の弁護士と法学博士の協会 (College of Doctors of Laws and Advocates of the Church of Christ at Canterbury) か 置かれた。これらの裁判所は再編され、弁護士会も解散された。ドクター・コモンズ の名称の由来は、1511年に創設された弁護士会が当時のイングランドに2つだけ存在 したオックスフォード大学とケンブリッジ大学の博士号を持った法律家を中心として いたことに由来する。See, G.D. Squibb, Doctors' Commons.: A History of the College of Advocates and Doctors of Law, (Clarendon Press, 1977).

3 イングランド国教会司法における聖俗分離の段階的拡大

中世以降、独自の法論理に培われたイングランド国教会の300を超える教会裁判所は、国教会固有の宗教事項に加え、婚姻問題、遺言の検認や遺産管理状の発行や保管の事務を取りし切ってきた。しかし、18世紀後半から聖俗分離のための法制化の動きが強まり、次第にその管轄を縮小していった⁽⁷⁴⁾。

司法における聖俗分離は、おおまかにいえば、次の4つの段階〔時期〕 を経て次第に拡大されていった。

[図表 IV-3] 国教会司法おける聖俗分離の段階的拡大

段階〔時期〕	契機となった法
第1期	1840年に、教会戒規法(Church Discipline Act 1840)制定以 降の時期
第2期	1855年教会裁判所法(Ecclesiastical Courts Act 1855)制定 以降の時期
第3期	1963年教会裁判管轄〔国教会〕法(Ecclesiastical Jurisdiction Measure 1963)制定以降の時期
第4期	2003年聖職者戒規〔国教会〕法(Clergy Discipline Measure 2003)制定以降

(1) 第1期

司法における聖俗分離拡大の最初の1波〔第1期〕は、1840年の教会 戒規法(Church Discipline Act 1840)の制定である。この議会法の制定に より、主教裁判所がもっていた教会聖職者(clerks)の犯罪(crime)の かかる裁判管轄権も、名誉毀損(defamation)や一定の契約事件にかかる 管轄を含め、世俗裁判所に移された。

⁽⁷⁴⁾ See, R.B. Outhwaite, The Rise and Fall of the English Ecclesiastical Courts, 1500-1860 (Cambridge University Press, 2006).

(2) 第2期

次に、司法における聖俗分離拡大の2波は、1855年の教会裁判所法(Ecclesiastical Courts Act 1855)の制定である。この議会法の制定、およびその後の1857年に検認裁判所法(Court of Probate Act 1857)や婚姻事件法(Matrimonial Cause Act 1857)の制定により、世俗裁判所である離婚・婚姻事件裁判所(Court for Divorce and Matrimonial Causes)が新設され、1858年7月10日に民事検認登録制度(civil probate registries)の運用がはじまった。これにより、これまでの教会裁判所の家事にかかる管轄事項は世俗裁判所に移された。

このため、1858年以降、教会裁判所の大部分の任務は、聖職者の戒規違反(discipline)にかかる事項や、特別許可事案(faculty cases)に限定されてしまっている。ちなみに、離婚・婚姻事件裁判所の管轄事項は、1875年には、新設の高等裁判所(High Court of Justice)の検認・離婚・海事部(Probate, Divorce and Admiralty Division)に移され、1971年に同部の家事部(Family Division)への再編にともない、そこ移され、今日にいたっている。また、今日、特別許可事案でも、婚姻許可証の発行などで争いのない場合には、大主教が所管する特別許可所(Faculty Office)へ申請し、同所で審査し、特別許可を出してもらうのが一般化している。

(3)第3期

司法における聖俗分離拡大の3波は、1963年教会裁判管轄〔国教会〕 法(EJM=Ecclesiastical Jurisdiction Measure 1963)の制定である。この国 教会法の制定により、イングランド国教会裁判所制度は大きな変革をと げ、今日の基礎を固めた。

(4) 第4期

司法における聖俗分離拡大の4波は、2003年(2006年施行)の聖職者

戒規〔国教会〕法(Clergy Discipline Measure 2003)の制定である。この 2003年国教会法の制定は、下級聖職者〔司祭(priest)、執事(deacon)など〕戒規事件の処理に、調停(pre-trial settlement)ないし準司法的な手続(quasi-judicial settlement)の仕組みを大幅に採りいれたものである。

具体的には、事前審査制の活用、国教会の各主教区(43)内に設けられる審判所(tribunals)や独立した第三者委員会(commissions)での紛争処理である。準司法的・審判手続に関する2003年法制定以前は、各主教裁判所(Consistory Courts)が、下級聖職者戒規事案を管轄してきた。つまり、主教よりも下位に位置する聖職者〔司祭・執事など〕の不道徳(sin)あるいは不正行為(misconduct)などは、直接、教会裁判所で審査された。これが、2003年法制定以降、2006年4月1日からは、世俗の労働審判所の仕組みをモデルに制度化され、調停ないし国教会内に設けられる主教戒規審判所(bishops' disciplinary tribunals)などで処理されることになった。一方、下級聖職者にかかる純粋な刑事事件(criminal cases)は、警察に申告し、起訴されれば、世俗の刑事法廷でとり扱われることになった。

4 イングランド国教会裁判所の管轄の見直し

イングランド国教会の裁判所制度がさらに大きな変革をとげ、今日の基礎を固めたのが、1963年教会裁判管轄〔国教会〕法(EJM=Ecclesiastical Jurisdiction Measure 1963)の制定である。

(1) 主教裁判所

今日のイングランド国教会司法おいて、教会裁判所は、2つの大主教 管区 (Provinces) と43の主教区 (Dioceses) に設置されている。各種教 会法上の紛争については、各種審判所等で不服審査されかつ主教総代理 [ヴィカージェネラル] が主宰する法廷 (vicar-general court) が原審と

なる事案や、教義、典礼、儀式に関する事案などを除けば、始審は「主 教裁判所(Consistory Courts)」である。すなわち、一般的な紛争処理に あたってきているのは、「主教裁判所」である⁽⁷⁵⁾。かつて最下位の裁判所 は、「大執事裁判所 (Archdeacon's Courts、Archdeaconry Courts)」で あった。この裁判所では、裁判を、主教(bishop)の次位にある「大執事 (archdeacon) が主宰した。しかし、1963年に、この裁判所は原則とし て廃止された(76)。

[図表 Ⅳ-4] 1963年教会裁判管轄 [国教会] 法の下での教会法上の紛争処理手続 《(a) 教義、典礼、儀式に関する事案 (Cases Involving Doctrine, Ritual or Ceremonial)》



《(b) (a) 以外の教会法 Fの事案》



※審判所長が禁止や差止命令を出し、その取消のための大主教裁判所への提訴を含む

(a) 主教裁判所の裁判官

主教裁判所では、①主教の尚書「チャンセラー(Chancellor)」「ただ

⁽⁷⁵⁾ 主教裁判所 (Consistory Courts) は、「主教区裁判所 (Diocesan Courts)」とも呼 ばれる。カンタベリー管区内にある主教区(dioceses of Canterbury)では、「主教代 理裁判所(Commissary Court)」と呼ばれる。

⁽⁷⁶⁾ ただし、現在でも、一部の特別許可事案(faculty cases)について、大執事が管轄 している。

し、カンタベリー大主教管区内の主教区では、主教総代理(Commissary-General)という。なお、ここでいう Chancellor は、Lord Chancellor(大法官)とは異なる。〕が裁判を主宰し、主教の法務書記〔レジストラー(Registrar)〕が②補助裁判官の隣りで裁判を補佐している。

さらに、正式な裁判に先立って、多くの場合、調停(pre-trial settlement)が 活用されているのが特色といえる。

(1)主教の尚書〔チャンセラー〕裁判官

すでにふれたように、各主教区の主教裁判所(Consistory court)において、法廷は主教の尚書〔チャンセラー(Chancellor)〕により主宰される。尚書〔チャンセラー〕は、常勤、非常勤、いずれの場合も、主教が、大法官(Lord Chancellor)⁽⁷⁷⁾ およびカンタベリー管区のアーチ裁判所主席裁判官(Dean of the Arches)⁽⁷⁸⁾ と協議したうえで、開封勅許状(letters patent: letter = 勅許状 patent = 開封)により任命する。主教裁判所の尚書〔チャンセラー〕になる資格は、30歳以上、7年以上の職務経験のあるバリスターか、世俗の高等司法職(high judicial office)⁽⁷⁹⁾ であるかまたはかつてあった者(ただし叙階を受けた者か、そうでない者かは問わない)で、かつ、イングランド国教会の聖体拝領者(communicant)でなければならない。就任にあたっては、司法宣誓(judicial oath)、忠誠宣誓(oath of Allegiance)、あるいは叙任を受けていない者の場合は同意宣告(declaration of assent)をするように求められる。

いずれの者も、2箇所以上の主教裁判所の尚書〔チャンセラー〕を兼任 することはできない。主教が空席になっていたとしても、主教裁判所の尚

⁽⁷⁷⁾ 最高の司法官で、イングランド議会の閣僚、上院議長を兼任している。

^{(78) 2}つある大主教裁判所の1つであるアーチ裁判所の主席裁判官は、高等裁判所での 10年のバリスターとしての実務経験を有する、ないし司法高官の職責にあるまたは過 去にある者を、2人の大主教が共同で任命することになっている。

⁽⁷⁹⁾ 大法官(Lord Chancellor)、世俗の高等裁判所(High Court of Justice)判事、若しくは控訴裁判所(Court of Appeal)判事が該当する。

書「チャンセラー」はその任期を継続する。ただし、本人からの辞任、退 職、または聖職者会議上院での非行もしくは能力の欠如を理由とする辞任 要求決議などの場合は別である。

尚書「チャンセラー」裁判官(および後述の尚書「チャンセラー」裁判 官代行)は、主教により任命されるが、その職務は独立して遂行できるこ とになっている。つまり、世俗裁判所におけると似たかたちで、不完全な がら教会司法権の独立は維持されている。

②尚書「チャンセラー」裁判官代行

主教は、主教裁判所の尚書「チャンセラー (Chancellor)〕裁判官に事 故がある場合ないし空席がある場合、適任な者を尚書「チャンセラー」 裁判官代行(deputy Chancellor)に任命することができる。また、尚書 「チャンセラー」裁判官自身でも、主教の同意が得られれば、自分の代 行者を任命することができる。代行に任命された者は、尚書「チャンセ ラー〕裁判官のあらゆる権限を行使でき、かつ、尚書「チャンセラー」裁 判官事務局での職責をまっとうすることができる。代行に任命される者 は、尚書「チャンセラー」裁判官に求められる資格要件および有能かつ 適切な人格(fit and proper person)を有していなければならない。尚書 [チャンセラー] 裁判官代行は、尚書 [チャンセラー] 裁判官と同様の宣 誓をするように求められる。

③大主教総代理、主教総代理 [ヴィカージェネラル]

大主教(Archbishop)が所管する管区(province)や主教(Bishop)が 所管する主教区(diocese)では、ヴィカージェネラル(vicar general) という職位の司法職がいる。つまり、(a) 管区レベルでは大主教総代理 [ヴィカージェネラル (provincial vicar-general)]、(b) 主教区レベルでは 主教総代理〔ヴィカージェネラル(diocesan vicar-general)〕が選任され ている。

ただ、主教区主教総代理〔ヴィカージェネラル〕の職務は、主教尚書 「チャンセラー(Chancellor)〕が兼務している。

主教総代理〔ヴィカージェネラル〕は、1963年教会裁判管轄法(EJM)の適用を受けない。このため、主教総代理〔ヴィカージェネラル〕の職務権限の大部分については、明定されていない。

主教総代理〔ヴィカージェネラル〕は、一般に、主教の事務を代理する地位の者として扱かわれている。主教の執行事務に加え、司法的な事務も代理で担当している。主教尚書〔チャンセラー〕が、主教総代理〔ヴィカージェネラル〕の肩書で行う最もよく知られている権限は、結婚許可証(marriage licences)の交付である。

近年、主教総代理[ヴィカージェネラル]の肩書で行使できる新たな権限が加わった。それは、1994年大聖堂維持管理(補則)[国教会]法(Care of Cathedrals (Supplementary Provisions) Measure 1994)の下、1990年大聖堂維持管理[国教会]法(Care of Cathedrals Measure 1990)に違反する行為もしくはそのおそれのある行為に対する差止命令ないし原状回復命令を発する権限である。

なお、この主教総代理〔ヴィカージェネラル〕が出した命令に対し不 服な場合には、ヨーク管区ではチャンセリー裁判所(Chancery Court for York)、カンタベリー管区ではアーチ裁判所(Arches Court for Canterbury) に上訴できる。

また、2003年聖職者戒規〔国教会〕法(Clergy Discipline Measure 2003、2006年4月1日施行)の下では、管区の大主教総代理〔ヴィカージェネラル裁判所(provincial vicar-general's court)〕では、大主教ないし主教の戒規違反事案を取扱う。一方、主教区の主教総代理〔ヴィカージェネラル〕裁判所(diocesan vicar-general's court)では、下級聖職者〔司祭や執事など〕戒規違反事案について主教戒規審判所(bishops' disciplinary

tribunals) その他の審判所での不服審査結果に不服な当事者の求めに応じ て司法審査を行う。

このように、ヴィカージェネラルは、主教および大主教の戒規処分が関 係する事件などいくつかの国教会内紛争処理手続においては、司法審査 の原審を担当することになっている。このことから、教会裁判所・法廷 (vicar-general court) において、司法職としての権能を行使できること になっている。

ちなみに、国教会の各管区にある主教総代理「ヴィカージェネラル」執 務室(Office of Vicar-General)は、由緒ある施設であり、各種の旧い記録 を保存している。主教総代理(ヴィカージェネラル)執務室は、特別許可 所(Faculty Office)と分担するかたちで、国教会の公文書館の役割も果 たしている⁽⁸⁰⁾。

④法務書記「レジストラー」

大主教管区(provincial) あるいは主教区(diocesan) には、法務書記 「レジストラー(registrar)」職位にある者がいる。法務書記「レジスト ラー〕は、司法職であるが、裁判をつかさどる権限を有しない。元来、大 主教裁判所や主教裁判所の効率的な事務運営、書記事務などが主な職務で ある。

(i) 2大主教区の法務書記 [レジストラー]

1976年教会判事および法務員「国教会」法(Ecclesiastical Judges and Legal Officers Measure 1976) に基づき、カンタベリー管区およびヨーク 管区は、法務書記〔レジストラー〕を置くように義務づけられている(3)

⁽⁸⁰⁾ See, T. Conningsby, "Chancellor, Vicar General, Official Principal: A Bundle of Offices," 2 Ecclesiastical Law Journal 273 (1990); C.C.A. Pearce, "The Roles of the Vicar General and Surrogate in the Getting of Marriage Licences," 2 Ecclesiastical Law Journal 28 (1990).

条1項・2項)。法務書記〔レジストラー〕は、同法制定以前まで大主教の法務書記〔レジストラー〕が担っていた任務に加え、大主教管区の法務書記〔レジストラー〕および大主教裁判所の法務書記〔レジストラー〕として法律に定められた任務などを担うように求められる。

大主教管区の法務書記〔レジストラー〕は、普段は、大主教の法務 秘書を務めている。資格としては、教会法(ecclesiastical law)を学 んだソリシター(事務弁護士)で、イングランド国教会の聖体拝領者 (communicant) でなければならない。管区の大主教が任命する。

(ii) 各主教区の法務書記 [レジストラー]

各主教区(diocesan)は、制定法および国教会カノンの下で、法務書記 [レジストラー (registrar)] を置くように義務づけられている。主教区法務書記 [レジストラー] は、1976年教会判事および法務員 [国教会] 法 (Ecclesiastical Judges and Legal Officers Measure 1976)により、同法制定前から主教の法務書記 [レジストラー] が担っていた任務に加え、大主教管区の法務書記 [レジストラー] および主教裁判所の法務書記 [レジストラー] としての任務を担うように求められる。主教区法務書記 [レジストラー] は、主教会議 (Bishop's Council) と主教区会議の特別委員会の諮問を得て、各主教が任命する。主教区法務書記 [レジストラー] は、普段は、主教の法務秘書を務めている。主教区法務書記 [レジストラー] は、その職に就くに際しては、主教尚書 [チャンセラー] 裁判官と同様の管誓を行うように求められる。

主教区法務書記〔レジストラー〕は、定年は70歳、主教が12ヵ月前に 文書で通知すれば解雇できる。主教区法務書記〔レジストラー〕は、主 教尚書〔チャンセラー〕裁判官と同じような手続を踏んで、主教区法務 書記〔レジストラー代行(deputy registrar)〕を任命できる。また、主教 は、主教区法務書記〔レジストラー〕がその職務を遂行することが困難で

ある、あるいは遂行していない、したがって、その職務遂行に不適格であ ると考えたとする。この場合、主教は、主教区法務書記「レジストラー」 代行の任命に代えて、大主教管区法務書記「レジストラー」に対しその職 務を遂行する能力がありかつ適切な者を任命するように求めることができ る。

(iii) 法務書記「レジストラー」の職務

各大主教管区法務書記「レジストラー」ないし各主教区の法務書記「レ ジストラー」の主な職責はそれぞれ、大主教裁判所ないし主教裁判所での 手続の準備、当事者への必要な通知、既定の手数料の徴収などである。ま た、法務書記「レジストラー」は、多くの訴訟当事者が国教会裁判所の手 続に不慣れなことも考慮して、非公式なかたちで訴訟実務について助言を 与えている。さらに、主教区の法務書記「レジストラー」は、手続を踏め ば、公式に大主教管区法務書記「レジストラー」の職責を遂行することが できる。もっとも、主教区の法務書記「レジストラー」は、大主教の巡察 に随行することは求められない。

2003年聖職者戒規〔国教会〕法(Clergy Discipline Measure 2003) に 基づいて、カンタベリー大主教およびヨーク大主教は、管区内に複数設け られる主教戒規審判所を束ねる所長(the president of bishops' disciplinary tribunals)との協議のうえ、各々の管区内に各主教が自らの主教区に設 ける戒規審判所を束ねる1人の法務書記「レジストラー (a registrar of tribunals)〕を任命することになっている。戒規審判所レジストラーは、 大主教管区内に設けられる主教戒規審判所の管理運営を担っている。現 在、各大主教区教会裁判所の法務書記「レジストラー」はそれぞれ、各管 区内に設けられる主教戒規審判所の法務書記〔レジストラー〕を兼務して いる。

(b) 主教裁判所での訴訟手続

すでにふれたように、今日、主教裁判所(Consistory Courts)は、各種審判所等で不服審査されかつ主教総代理〔ヴィカージェネラル〕が主宰する法廷(vicar-general court)が原審となる事案や、教義、典礼、儀式に関する事案などを除けば、国教会に固有の教会法上のさまざまな紛争事案について、始審として司法審査を担当している。各主教区の主教裁判所において、法廷は主教の尚書〔チャンセラー(Chancellor)〕により主宰される。

尚書〔チャンセラー〕は、自らが刑事法廷に十分な経験がない場合には、尚書〔チャンセラー代理(deputy Chancellor)〕を選任し、その職務を委嘱することができる。

(c) ヴィカージェネラル裁判所

繰り返しになるが、ヴィカージェネラル〔主教総代理〕が主宰する裁判 所・法廷(vicar-general court)は、大主教管区(provinces)に置かれる ものと、各主教区(dioceses)に置かれるものがある。

管区の大主教総代理〔ヴィカージェネラル〕裁判所(provincial vicargeneral's court)では、大主教ないし主教の戒規違反事案を取扱う。

一方、主教区の主教総代理〔ヴィカージェネラル〕裁判所(diocesan vicar-general's court)では、下級聖職者(司祭や執事など)戒規事案について主教戒規審判所(bishops' disciplinary tribunals)その他の審判所での不服審査結果に不服な当事者の求めに応じて司法審査を行う。

(d) 主教裁判所からの上訴

通例、教会法上の紛争にかかる主教裁判所からの控訴は、各大主教管区の大主教裁判所(provincial court)に対して行う。つまり、北部では、ヨーク管区のチャンセリー裁判所(Chancery Court for York)に、南部では、

カンタベリー管区のアーチ裁判所(Arches Court for Canterbury)に対し て行う。さらに、上告は、教義、典礼、儀式に関係する事案を除き、枢密 院司法委員会(Judicial Committee of the Privy Council)に対して行う。

(2) 教会留保事件裁判所

イングランド国教会は、教会留保事件裁判所(Court of Ecclesiastical Causes Reserved)を設置している。この裁判所は、教義、典礼、儀式に 関する事案(Cases Involving Doctrine, Ritual or Ceremonial)のみを取り あつかう。きわめて稀に開廷される。

イギリス議会「世俗議会」上院「貴族院」に置かれている枢密院司法委 員会 (Privy Council, Judicial Committee of the Privy Council) は、かつて 世俗「裁判所は、信仰またはイングランド国教会の教義に関することにな る事案を決するいかなる管轄もしくは権限も有しない」と判示している (Gorban v. Bishop of Exeter, 15 QB 52 (1850))。すなわち、イングランド 国教会の教義、典礼、儀式に関係する事件は、世俗裁判所ではなく、国教 会裁判所の管轄に全的に委ねられている、としている。

教会留保事件裁判所は、1963年に設置された。5人の判事は女王が任 命する。2人は高等の司法職で、国教会の聖体拝領者 (communicant) である者でなければならない。残り3人は、主教職にあるかかつてその 職にあった者でなければならない。事件が刑事に関する場合には、カン タベリー管区のアーチ裁判所主席裁判官(Dean of the Arches) が選任し た3~5人以下の助言者(advisers)と著名な神学者団のなかから検査役 (Auditor) が裁判に参加していなければならない。

訴えが司祭(priest)ないし執事(deacon)に対するものである場合に は、主教(bishop)が拒否権を行使できる。一方、主教に対するものであ る場合には、大主教が拒否権を行使できる。

(3)再審委員会

世俗議会上院「再審委員会(Commission of Review)」は、5人に委員で構成される。女王が委員を任命する。3人は、議会上院で上訴を担当する上訴貴族(Lord of Appeal)の中から任命される。国教会の聖体拝領者(communicant)である者でなければならない。残り2人は、議会上院の議席を有する主教のなかから任命される(1963年教会裁判管轄〔国教会〕法(EJM)11条4項)。

再審委員会は、次のような種類の上訴を管轄する。

[図表 IV-5] 再審委員会の管轄の範囲

- ①教義・典礼・儀式に関する事案で教会留保事件裁判所(Court of Ecclesiastical Causes Reserved)からの上訴(1963年教会裁判管轄[国教会]法11条5項)
- ②「聖堂の維持管理等」に関する聖堂建造物委員会(Cathedrals Fabric Commission)の決定について、聖堂の運営委員会からの上訴を取扱う(1990年聖堂維持管理〔国教会〕法10条)。

(4) 世俗裁判所によるイングランド国教会裁判所の監督・人事交流

イングランド国教会裁判所は、自己完結的な争訟制度を維持し、認められた管轄内での自律的な司法を確保している。その一方で、1963年教会裁判管轄〔国教会〕法(EJM=Ecclesiastical Jurisdiction Measure 1963)の下、国教会裁判所は、究極的には世俗裁判所〔高等裁判所(High Court of Justice)〕の監督に服する構図になっている。

たとえば、教会裁判所は、みずからに許容される管轄権内で、その権能を行使しなければならないが、コモンロー上の自然的正義(natural justice)の原則に反する場合には、権限ゆ越が問題になる。また、教会裁判所が求められた裁判権を適切に行使しないことが考えられる。こうした場合、請求があれば、世俗裁判所である高等裁判所は、裁判権を行使する

ように教会裁判官へ職務執行命令 (mandamus) を出すことができる。さ らに、正式な刑事裁判に先立ち、主教が被疑聖職者に対しみずからの権限 にもとづく査問を行うとする。この場合には、コモンロートの自然的正義 および公正の原則が適用される。

また、聖俗裁判所間での人事交流もすすんでいる。世俗裁判所の国教徒 である裁判官の、国教会裁判所司法職「主教尚書・チャンセラー、主教法 務書記・レジストラー、アーチ裁判所主席裁判官など〕への登用である。 世俗法に精通した司法職が国教会司法に関与することで、ある種のチェッ ク・アンド・バランスが確保されているといえる。

V イングランド国教会特別許可裁判所と特別許可所

イングランド国教会の「特別許可裁判所(Court of Faculties)」は、本 来、法が認めていない行為を特別に許可する権能を有する機関である。名 称は、"裁判所 (Court)"となっているが、司法 (judicial) 的は性格を有 せず、審査機関(tribunal)ともいえる。カンタベリー大主教(Archbishon of Canterbury) のもとに特別許可所(Faculty Office)として置かれてい る(81)。

教会法上の特別許可とは 1

「特別許可(faculty, dispensations)」とは、イングランド教会法が本来 認めていない行為をなす権能を、教会裁治権者(ordinary)の権限で特別 に許可することを指す。

⁽⁸¹⁾ See, G. H. Newsom, Faculty Jurisdiction of the Church of England (Sweet & Maxwell, 1988); Note, "Faculty Jurisdiction," Bios Reporter (October 1980), Available at: http:// npor.emma.cam.ac.uk/Reporter/oct80/ex80.htm.

特別許可事案(faculty cases) 〜婚姻の公告(banns)なしの婚姻の許可(special licence)、教会財産や教会附属墓地など聖別された土地・建物の利用目的変更許可事案にかかる審査・特別許可

(1)特別許可所の沿革と事務の実際

イングランド国教会の「特別許可所(Faculty Office)」とは、1533年教会許可法(Ecclesiastical Licences Act 1533)に基づいてカンタベリー大主教から委任された権限を行使する執務室を指す。イングランドとウェールズにある。(このほかに、公証(notaries)事案については、オーストラリアなど旧植民地にまで及んでいる。)

歴史的には、ヘンリー8世の治世(1509年~1547年)の教会改革(Reformation)に端を発している。1533年に、ローマ・カトリック教会(ローマ教皇庁)からたもとを分かち、新たにイングランド国教会(Church of England, Anglican Church)が立ち上げられたが、その際に、それまでローマ教皇が行使していた各種特別許可(dispensation)権限をカンタベリー大主教に移譲したことが契機である。したがって、1533年教会許可法は、教会改革後のイングランド国教会の確立に寄与した制定法の一つといえる。

1533年教会許可法によると、この事務は、大司教代理(Archbishop's commissary)が、事務員の支援を得て処理することになっている。ただ、今日では、"代理(commissarye)"はかたちだけで、特別許可所は、世俗の高等裁判所(High Court)の裁判官でもある特別許可所長(Master of the Faculty)が主宰している。また、日常業務は、主教の法務秘書〔レジストラー(registrar)〕が行っている。したがって、各種申請にかかる事務については、主教ではなく法務秘書〔レジストラー〕が処理している。

(2) 特別許可所の事務の範囲

この特別許可所では、今日では、主に次のような案件を審査し、特別許 可を出している。

「図表 V-1〕 特別許可所の事務の範囲

- ①特典を得るための特別許可:例えば、礼拝施設で席をもらう特典、墓 碑を建てる特典、教会敷地・墓地に埋葬される特典
- ②教会の改修をする特別許可:たとえば、教区教会にオルガンを付設す る特別許可等
- ③特別婚姻許可証(special marriage licences)の発行:大主教が発行す る普通婚姻許可証 (common marriage licences) による国教会挙式以 外で挙式するための特別婚姻許可証の発行
- ④公証人 (notary public) の認可:1990年裁判所法務サービス法 (The Courts and Legal Services Act 1990) は、公証人にかかる認可権を、イ ングランド国教会の特別許可裁判所にあることを明定している。特別 許可所長は、公証人の教育・研修に関する規則制定権を有する。
- ⑤ランベス学位 (Lambeth Degree):学位取得のための最低修業年限 と試験合格の要件を免除(dispensation)して、大主教が、候補者の 宗教的・学術的・社会的貢献を評価したうえで授与する学位「ランベ ス学位とは、カンタベリー大主教が授与するランベス学位で、神学 (Divinity)、法律(Law)、文学(Literature)、医学(Medicine)、音楽 (Music) の5分野で授与される。ヘンリー8世が、教会改革前のロー マ教皇が授与していた権限を制定法(Peter's Pence Act of 1533)を定 めて、カンタベリー大主教に移譲したもの。イングランドには、オッ クスフォード大学とケンブリッジ大学しか大学がなかった当時、学位 をえるには、最低修業年限と試験合格の要件を充足する必要があっ た。大主教は、候補者の宗教的・学術的・社会的貢献を評価して、こ れらの要件を免除(dispensation)して、学位を授与する権限を有す 3.]

(3)特別許可事件の上訴

特別許可事件のうち、教義、典礼、儀式に関する上訴 (appeal cases Involving Doctrine, Ritual or Ceremonial) は、教会留保事件裁判所(Court of Ecclesiastical Causes Reserved) が所轄することになっている。

2 主教区での特別許可と主教区裁判所

国教会信徒が礼拝に通う教会の礼拝堂で指定席をもらいたい、あるいは教会敷地内にある墓地に埋葬されたい等々、さまざまな特典(privilege)を得たいとする。この場合には、その教会を管轄する主教裁判所(Diocesan Consistory Court)から「特別許可(faculty)」~実質的に「免許(licence)」に近い~を得る必要がある。また、聖別された国教会の土地にある建造物〔外装はもちろんのこと内装物を含む〕にかかる工事作業(works)規制を国教会裁治権者(ordinary)の管轄に置いており、イングランド国教会においては独自の規制を「特別許可(faculty)」の仕組みを使って実施している。今日、「工事作業にかかる特別許可」が、主教区裁判所(Consistory Court)に申請される特別許可(faculty)事案のかなりの部分を占める。

以上のことからもわかるように、主教裁判所(Consistory Court)が管轄し、特別許可(faculty)を出している領域は、大きく次の2つに分けることができる。

[図表 V-2] 主教区裁判所の管轄の範囲

- ①工事作業(works)にかかる特別許可事案:国教会が聖別した土地にある墓地や建造物(教会、チャペルなど)はもちろんのこと、当該建造物の装飾物、教会堂の内装品(cf. オルガンの設置)、境界壁など外装の改修、撤去をはじめとして一定規模以上の工事作業をする際に特別許可(faculty)を得なければならない。なお、工事作業にかかる特別許可(faculty)は、文化財保護法制上の登録建造物ないし保全地域に指定されているかどうかを問わず、必要である。この工事作業にかかる特別許可(faculty)を得ないで工事作業を開始した場合には、原状回復命令、聖職者への戒規処分手続の開始、教区執行委員の解職などの原因となる。
- ②①以外の各種特別許可事案(particular cases): 礼拝施設で席をもらう特典、墓碑を建てる特典、教会敷地・墓地に埋葬される特典の創設などにつながる特別許可(faculty)などを指す。(また、これらの特典にかかる紛争処理含む。)

3 工事作業に対する政府規制と教会の特別許可との接点

土地や建造物等にはさまざまな政府規制がかけられている。そのうちの一つは、歴史上または建築上文化財として重要な建造物に対する登録および保全地域指定(「登録建造物・指定保全地域」)である。ただ、聖別された土地にある教会建造物に対しては、教会の自律性を重んじる視点から、一定の要件を充たせれば、登録建造物の政府規制を外し(「教会への適用除外(church exemption)」とし)、教会の自主規制に委ねることになっている。

イングランド国教会の場合、この面での自主規制を、「特別許可(faculty)」制度を通じて実施している。例えば、世俗の文化財保護法上、歴史的かつ建築上重要であるということで目録に掲載された登録建造物の所在する国教会の土地、教会堂や聖堂などについては、世俗文化財保護法を適用せずに、国教会教区教会堂維持管理のための「主教区諮問委員会(DAC=Diocesan Advisory Committee)」その他文化財保護機関や団体からの答申を得て、主教裁判所(Consistory Court)が審査して特別許可を出す仕組みになっている。したがって、例えば登録建造物である教区教会の改修をしたい場合、当該教区(の牧師、教区執行委員など)は、改修工事作業計画案を主教裁判所(Consistory Court)へ申請し、特別許可(faculty)を得る必要がある⁽⁸²⁾。

このように聖別された土地にある建造物(外装はもちろんのこと内装物を含む)にかかる工事作業(works)規制を教会裁治権者(ordinary)の管轄に置いている。この背景には、聖俗分離のルールを楯に、各キリスト教派の伝統や建築様式、外装などについては、各々が、世俗の文化財保護スタンダードの押付を排除し、自律性を発揮し保存・改修方針、工事作業計画の適否を決定できるようにしようとのねらいがある。

ちなみに、イングランド国教会の場合、今日、主教裁判所(Consistory

⁽⁸²⁾ See, George H. Newsom, Faculty Jurisdiction of the Church of England: The Care of Churches and Churchyards (Sweet & Maxwell, 1993).

Court) は、主教の尚書 [チャンセラー (Chancellor)] 1人が主宰する審判所のような組織である。特別許可 (faculty) の申請は、窓口である主教の法務書記 [レジストラー (Registrar)] が受理する。申請が受理され、軽微な事案、あるいは利害関係人からの異議の申出などがない事案などについては、尚書 [チャンセラー] が法廷を開くことなく事務的に特別許可 (faculty) を出すことになっている。また、後述するように、事案によっては、大執事 [アーチディーコン (Archdeacon)] が処理し、特別許可 (faculty) を出せるものもある。

すでにふれたように、主教裁判所(Consistory Court)が管轄し、特別許可(faculty)を出している領域は、大きく①「一般的特別許可事案」と②「工事作業にかかる特別許可」の2つに分けられるが、これらのうち、今日、②「工事作業にかかる特別許可」が、主教裁判所(Consistory Court)の管轄のもとにある特別許可(faculty)事案のかなりの部分を占める。

VI イングランド国教会における準司法的・審判手続活用の拡大

近年、国教会の紛争処理に幅広く取り入れられているのが、準司法的な手続(quasi-judicial settlement)である。具体的には、事前審査制の活用、国教会の大主教管区内に置かれた審判所(provincial tribunals)や独立した第三者委員会(commissions)の創設、そこでの紛争処理である。したがって、争いがある場合、最終判断の場所として教会裁判所への訴えの途は確保されてはいるものの、正式な裁判手続によらないで紛争処理を終えるのが常である。この背景には、教会裁判所の手続が煩雑で、しかも主教区ごとに異なることから、全国基準の採用による当事者の利便性を向上させようとするねらいがある。また、教会裁判所での判断に満足しない当事者は世俗裁判所へ訴える途も開かれていることから、教会内紛争はできる

だけ国教会内部で処理できる能熱を整えるねらいがある。

主な分野における準司法的・審判手続の特徴

教会が扱う事案のうち、進司法的・審判手続を織り込んだいくつかの紛 争処理分野の特徴をおおまかにいうと、次のとおりである。

「図表 VI-1〕 主な分野における紛争処理手続の特徴

《紛争処理分野》

- ①牧会の整理 (pastoral reorganization) [余剰教会や教区の整理や聖職 者のリストラ手続う
- ◆準拠法: 牧会 [国教会] 法 (Pastoral Measure 1983/1968)
- ◆手続の手順:主教(bishop)が「余剰(redundant)」を理由に、「牧会 の整理案 | を主教区牧会委員会 (DRC=Diocesan Pastoral Committee) に諮問→ DRC が主教に整理計画を答申→主教がチャーチコミッショ ナーに牧会の整理を申請→女王の裁可→整理対象教会を国教会宗教区 財政委員会(Diocesan Board of Finance) へ移管→チャーチコミッショ ナーが余剰教会諮問委員会 (Advisory Board of Redundant Churches) と協議→主教区余剰教会利用委員会 (Diocesan Redundant Churches Uses Committee) が利用方法を選択。チャーチコミッショナーの整理 スキームを承認あるいは命令する。チャーチコミッショナーな承認あ るいは命令に異議のある関係者は、枢密院司法委員会 (Privy Council Iudicial Committee) に上訴できる。司法委員会は、その訴えを認め実 質審査に入るか、却下するか、整理スキームあるいは命令を是認する か、再審査をするようにチャーチコミッショナーに差戻す(牧会「国 教会〕法9条6項)。
- ②聖職者の戒規違反 (clergy discipline) (a) 主教 (監督) よりも下 位に位置する聖職者「司祭 (priest)、執事 (deacon) など〕の (i) 教理違反(教えに背く行為)、(ii) 不道徳(sin) ないし不正行為 (misconduct)、(iii) 位階制(監督制)下での上命下服違反(不従順)
- (b) 大主教ないし主教の戒規違反
- ◆準拠法:聖職者戒規〔国教会〕法(Clergy Discipline Measure 2003)
- ◆手続の手順:(a) 主教への告発→主教法務書記「レジスタラー (Registrar)〕との協議のうえ不受理または受理を決定→受理した場 合、主教が告発事実・証拠調べのうえ棄却あるいは容認を決定→容認 した場合、(i) 告発人と被告発人(被告)との間で和解が相当とすると きは公平な調停人に付託、(ii) 懲戒罰〔戒告から破門〕をかすのが相当

- とするときは告発者の同意をえて処罰、(iii) 正式な審査が相当とするときは国教会中央機関法務部(Legal Office of the National Institutions of Church of England)付きの法廷弁護士が指定担当者として告発を調査→(iii) の場合、調査結果を主教戒規審判所(bishop's disciplinary tribunal) へ送付→審判所が告発の理由ありとの結論にいたったときには、主教がかせる懲戒罰で処罰→被告はその管区の大主教裁判所(Provincial Court)に対し再審査請求が可能。
- (b) 大主教の戒規違反や無権限行使事案の場合には、もう一方の管区の大主教総代理〔ヴィカージェネラル〕裁判所で審査。一方、主教の場合には、その主教を所管する管区の大主教総代理〔ヴィカージェネラル〕裁判所で審査。
- ③「司牧上の不和」にかかる紛争処理〔教区の受禄牧師と信徒との重大 な内部対立が相当期間にわたって続き、紛争解決の目途がたたない場 合が想定される。このような「司牧上の不和」を解決できない状況に 対応するために定められた手続〕
- ◆<u>準拠法</u>: 1977年受禄牧師(教会禄の休止)〔国教会〕法(Incumbents (Vacation of Benefices) Measure 1977)および1993年改正法
- ◆手続の手順:主教に対する審査の申出→主教から大執事への調査命令
 →大執事による報告書の作成・主教への提出→主教による報告書の精
 査→大主教管区審査会への諮問→大主教審査会での審査・主教への答
 申→主教の処分
- ④牧師(聖職給)推挙権者(patronage of benefices)の不服申立て 〔(a) 教区に聖職給・教会禄つき牧師〔受禄牧師〕を選任するパトロン〔推挙権者〕の登録拒否決定への不服申立手続、(b) パトロンの受禄牧師推挙権行使に対する主教ないし教区教会評議会(PCC)代表の拒否権発動への大主教に対する不服申立て〕
- ◆<u>準拠法</u>: 牧師(聖職給)推挙権者 [国教会] 法(Patronage (Benefices) Measure 1986)
- ◆手続の手順:(a) パトロンとして登録する資格がない旨を主教法務書記 [レジスタラー (Registrar)] が登録申請者に通知に対する申請者の不服申立→当該不服申立は主教の尚書 [チャンセラー (Chancellor)] に回付され尚書 [チャンセラー] が審査
 - (b) パトロンの受禄牧師候補者推挙→主教ないし教区教会評議会 (PCC) 代表の拒否権発動→大主教に対する不服申立て
- ⑤ (a) 聖堂の維持管理 (care of cathedrals) および (b) 差止命令・原 状回復命令
- ◆準拠法: 聖堂維持管理 [国教会] 法 (Care of Cathedrals Measure 1990)、 聖堂維持管理 (補則) [国教会] 法 (Care of Cathedrals [Supplementary Provisions] Measure 1994)

- ◆手続の手順:(a) 聖堂の維持管理:聖堂の業務執行機関が維持 管理計画を策定→聖堂建造物委員会 (CFC=Cathedrals Fabric Commission) へ承認申請(No) →聖堂建造物委員会(CFC=Cathedrals Fabric Commission for England) へ審查請求 (No) →再審委員会 (Commission of Review) へ再審查請求
 - (b) 差止命令・原状回復命令:主教による面談→主教の巡察→主教 の申立てに基づく主教総代理「ヴィカージェネラル」裁判所が差止命 令・原状回復を命令

2 準司法的・審判手続の実際~聖職者戒規手続を例にして

イングランド国教会の聖職位階制・監督制・主教制の下、司祭 (priest) や執事(deacon) など聖職者は、みずからの属する主教区の主 教に対してカノン上の従順を誓ったうえで聖務を執り行う権限を与えられ ている。また、その主教区の主教(bishop)は、大主教(archbishop)に 対して忠誠を誓っている (イングランド国教会カノンC第1条3項)。

こうした監督制の下、聖職者に、聖務上の忠実義務違反や世俗法上の違 反行為があった場合など、聖職者の戒規(clergy discipline) 違反に対して は、一定の手続がとられる。国教会の聖職者戒規手続は、大きく3つにわ けて検討すると、わかりやすい。つまり、1 つは、「特別の巡察(particular visitation)」の実施である。2つ目は、「司牧の休止手続」の開始である。 そして3つ目は、「戒規審判所手続」の開始である。

(1)特別巡察の実施

従来から、主教は、第一に「裁き司(judge)であるよりも司牧者 (pastor) たれ」といわれてきた。こうした言い伝えもあり、教会のガバ ナンスや戒規の執行は、「巡察(visitation)」のかたちで執り行われてき た。巡察のねらいは、主教が、「巡察の対象となる牧師その他の人の状況、 順応性および資質についてよく知ること | にある(イングランド国教会カ ノンC第18条4項)。主教は、キリストの教えに従う者の群れを教化し、

飼いならすための行動をとり、かつ、不足するものを補い、誤ったことをただすように求められる(イングランド国教会カノンG第5条1項)。平信徒は別として、いかなる聖職者も巡察の対象となる。主教は、不定期の特別巡察(particular visitation)が求められた場合、まず、告発した教区の聖職者および教区教会評議会(PCC)の執行委員(churchwarden)に対して、その理由を陳述してもらうために質問書を送付する。この場合、大主教もまた、聖務を執り行う者が注意義務を果たしているのかどうか精査する役割を担っている(イングランド国教会カノンC第22条3項)。以上が、一般的なかたちでの戒規権能の行使の場合である。

(2) 受禄牧師の司牧休止手続

教区の受禄牧師は、いったんその聖職に就くと、教会の重大な戒規違反で処分された場合や世俗裁判所で処罰された場合を除き、その職を奪われることはない。しかし、近年、牧師の異性問題や健康問題、司牧の方針などで、教区信徒との対立・不和が生じるケースが増えてきている。当然、教区の牧師と信徒との間での重大な対立が相当期間にわたって続き、自律的には紛争解決の目途がたたない場合が想定される。1977年受禄牧師(教会禄の休止)[国教会]法(Incumbents (Vacation of Benefices) Measure 1977) および1993年改正法は、こうした状況に対応するために定められた法である(83)。

牧師と信徒の間の内部対立が激しくなったときには、まず、受禄牧師もしくは大執事(archdeacon)が、または教区教会評議会(PCC)が平信徒の3分の2の賛成で、「司牧上の不和(pastol breakdown)」があることを確認する。そのうえで、主教に対して「審査(inquiry)」および処分を求める。主教は、審査が必要と判断した場合、大執事へ調査を命じる。調査

⁽⁸³⁾ Church of England House of Bishops, Incumbents (Vacation of Benefices) Measures 1977 and 1993: Code of Practice (General Synod of the Church of England, 1994).

の結果、不和の証拠があるとの結論にいたったときには、主教は、不服 審査型諮問委員会である大主教管区審査会 (Provincial tribunal) へ諮問す る。管区審査会は、諮問をうけて審査を行い、その結果を主教に答申を行 う。主教は、その答申を受けて、答申を尊重しながらも、みずからの意思 で具体的な処分を決定する。

ちなみに、問題当事者が主教自身である場合には、大執事 (archdeacon)。 主教評議会(bishop's council) の過半数および主教区総会議(Diocesan Synod) の検討委員会の過半数の賛成があれば、大主教へ「審査」および 処分を求めることになる。

全体の手続簡潔に図示すると、次のとおりである。

[図表 Ⅵ-2] 司牧上の紛争処理の手順

- ①主教に対する審査の申立て:対立する受禄牧師、大執事、教区教会評 議会(PCC)の平信徒委員の3分の2のいずれかが、「司牧上の不和」 を理由に、主教に対する審査の申立てをする(1977年法19条のA)。た だし、教区内での自律的な解決に向けた努力が十分に尽くされること が前提である。法的には、問題発生から6ヵ月間の自助努力期間の経 過後、12ヵ月以内に申し立てることが要件(同1条のA第1項のA) である。申立書の提出後すみやかにその証拠となる供述書を、主教お よび主教区総会議の事務局長に提出する必要がある(同1条のA第2 項)。
- ②大主事による報告書の作成・提出:主教は、大執事に対し、牧師と教 区信徒との不和の原因を取り除き良好な関係に修復できるように対応 策を検討するように命じる(同2条)。6週間以内に、大執事は、審査 の開始が、牧師と教区信徒の最良の利益につながるかどうかについて 具申する報告書を作成し、主教へ提出する(同2条5項)。ただし、申 立人が大執事であるときには、6週間の期間要件の適用はない。
- ③主教による報告書の精査:審査を開始するかどうかは主教の裁量に任 されている。大執事が審査の開始を具申した場合で、主教がその開始 を決定したときには、主教区総会議の事務局長にその旨を命じる(同 3条1項)。主教は、6ヵ月以内に何の命令を下さないときには、命令 がなかったものとみなされる(同3条1項のA)。
 - 一方、大執事が審査不要と具申した場合には、牧師ないし教区教会 評議会(PCC)は、その報告から6ヵ月以内に、主教に対して審査不 要の再考を求めることができる(同3条1項d号)。

- ④大主教管区審査会への諮問:主教は審査を開始すると決めた場合には、管区審査会(provincial tribunal)へ案件を諮問する。諮問があった場合、大主教管区の主教総代理(Vicar-General)が委嘱した5人の委員からなる管区審査会は審査を行う(同7条1項)。5人の委員の構成は、委員長が大法官ないし勅撰弁護士(Queen's Counsel)、2人は聖職者、残り2人は平信徒(ただし、聖職者委員および平信徒委員は、請求人とは無関係の教区から選任・委嘱される)からなる。当事者は、事務弁護士ないし法廷弁護士に代理を依頼できる(同7条5項)。この場合、請求人である牧師は、法律専門職以外の者にも代理を依頼できる(同7条4項)。ちなみに、管区審査会は、性格的には、いわゆる"不服審査型諮問委員会"である。
- ⑤大主教管区審査会での審査・答申:審査会は、審査の一環として請求 当事者である受禄牧師に健康診断を命じることができ、非協力のと きには推断で結論を出すことができる(7条のA)。審査会は、審査 の結果、主教に対して、次のような意見を答申することができる。 (a) 受禄牧師と教区信徒との司牧関係に著しい不和があるかどう か、あるとすれば、どちらが原因者で、どの程度の期間続いているの か、および(b) 主教がとるべき処分(ただし、処分を求める意見を つけるときには、4人以上の委員の賛成を要する)(同9条4項)。 また、審査会は、(c) 受禄牧師が、年齢または精神的もしくは肉体的 な欠格事由により、自分の教会禄を与えられている職務を十分に遂 行できないという意見を付すことができる。ちなみに、審査会は、 (d) 受禄牧師が自発的にその受禄(聖職)を辞退する旨を主教に申 し出たときには、審査手続を停止することができる(同4条1項)。
- ⑥主教の処分:主教は、審査会の答申を受けて、みずからの判断で、次のような処分を決めることができる。(a) 欠格とされた受禄牧師に対する3ヵ月から6ヵ月間の教会禄の支給停止処分、(b) 審査会が、相当期間にわたる司牧上の不和があり、その原因が受禄牧師にあるとした場合、懲戒・教会禄剥奪処分(同10条4項)ないし懲戒・一定期間の職務停止処分(同10条5項)、(c)審査会が教区信徒に原因があるとした場合、原因者とされた教区教会評議会(PCC)の執行委員その他の役職者を懲戒・職務停止とし、かつ、5年を超えない範囲で役職就任の禁止(同10条6項)。なお、牧師または教区信徒にかされた処分は、主教は、いつでもそれを撤回することができる(同10条9項)。

(3) 戒規審判所手続

かつて、主教裁判所は、聖職者の戒規 (clergy discipline) 事案を含む

幅広い事項を管轄していた。しかし、18世紀後半から聖俗分離のための 法制化の動きが強まり、しだいにその管轄を縮小していった。聖職者の戒 規手続については、1840年に、教会戒規法(Church Discipline Act 1840) が制定され、主教裁判所がもっていた教会聖職者の犯罪(crime)のかか る裁判管轄権は、名誉毀損(defamation)やその他一定の契約事件にかか る管轄を含め、世俗裁判所に移された。このため、それ以降、国教会裁判 所が管轄できるのは、①教理違反(誤った教え)②不道徳(sin)ないし 不正行為 (misconduct)、③位階制 (監督制) にかかる上命下服違反 (不 従順~ disobedience) など教会内部での罪にあたる事項に限定された。言 い換えると、教会は、聖職者に対する告発があり、被疑者とされた聖職者 に対する審問をつうじて、当該告発が純粋な刑事犯罪(crime)にあたる と見た場合には、世俗の警察に申告することになる。したがって、世俗裁 判所は、これら刑事犯罪に加え、教会関連の世俗の民事事件にあたるとさ れた事案も含めて、取り扱う。

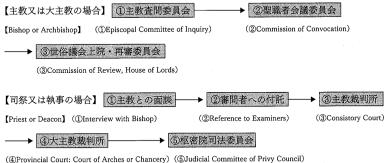
世俗裁判所への大幅な管轄権限の移譲後も、聖職者戒規手続に関する法 はいくども改正された。抜本的な改革が加えられたのは、2003年に年聖職 者戒規〔国教会〕法〔(Clergy Discipline Measure 2003):2006年1月1日 施行〕が定められ、2003年法は、審問手続の適正化に加え、戒規案件を取 扱う特別の審判所(disciplinary tribunal)制度の導入と、戒規事案に関し 戒規審判所や主教総代理〔ヴィカージェネラル〕裁判所(Vicar's General Court)へ勧告的意見の呈示、戒規規程や戒規事案年次報告書の作成・国 教会総会議への提出などの業務を遂行する第三者的な聖職者戒規委員会 (Clergy Disciplinary Commission)の新設などを導いた。

その後、2005年聖職者戒規規則(Clergy Disciplinary Rule 2005)、戒規 執務規定(Clergy Disciplinary Measure Code of Practice 2006)なども制 定、公布された。ちなみに、聖職者戒規手続は、2006年4月から大きく 改正されたが、その推移は、次のとおりである(2003年聖職者戒規「国

教会〕法2条以下)。

[図表 VI-3] 聖職者戒規事案の処理制度の推移

《2006年3月までの聖職者戒規事案の処理手続》



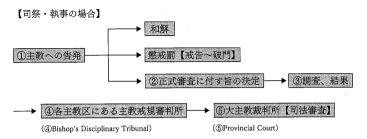
(4)Provincial Court: Court of Arches of Chancery) ((5)Judicial Committee of Privy Council

《2006年4月以降の聖職者戒規事案の処理手続》

【主教・大主教の場合】

①大主教区大主教総代理裁判所:

- (1) provincial Vicar-General's Court)
- (a) 主教に対する戒規事案では、その主教を管轄する大主教区の大主教総代理裁判所、
- (b) 大主教に対する戒規事案では、もう一方の大主教区の大主教総代理裁判所



以下に、2003年に年聖職者戒規〔国教会〕法に盛られた内容をわかり やすく、解説する。

(4) 戒規手続の手順

監督制・聖職位階制・主教制 (Episcopal, hierarchy pattern) の色彩の 濃いイングランド国教会において、2003年法が対象とするのは、主教「監 督]よりも下位に位置する聖職者「司祭 (priest)、執事 (deacon)〕の①教 理違反(教えに背く行為)、②不道徳(sin)ないし不正行為 (misconduct)、 ③位階制(監督制)にかかる上命下服違反(不従順)などにかかる戒規違 反手続である。

聖職者は、教会法や各種国教会が定めた執務規定などを遵守して、聖職 者としての業務を遂行しなければならない。しかし、こうした法や戒規規 定などにそくして業務が遂行されていない場合、聖職者の職責が問われる ことになる。どのような行為ないし不作為が問われることになるのか、ま た、職責を問う場合、どのような手続をとればよいのであろうか。

(a) 事前確認

最初のステップは、主教に対する正式な告発状(formal written complaint) の提出である。告発状には、告発内容の証拠となる文書と、告発が真実で あることを宣誓する旨の文書を添付しなければならない。告発人は、主教 への告発に先立ち、自らの申立てが告発の対象となるのかどうか、また告 発内容と証拠が法のもとで懲戒手続をはじめる要件を満たしているかどう かについて主教区の主教法務秘書〔レジストラー (diocesan registrar)〕 に確認を求めることになっている。

(b)主教の判断

主教は、主教法務秘書との協議のうえ不受理または受理を決定する。受 理した場合、主教が告発事実・証拠調べのうえ棄却あるいは容認を決定す る。容認した場合、主教は、①告発人と被告発人(被告)との間で和解が 相当とするときは公平な調停人に付託する。また、②懲戒罰(戒告から

破門)をかすのが相当とするときは告発者の同意をえて処罰する。さらに、主教は、③正式な審査を相当とする場合には、国教会中央機関法務部(Legal Office of the National Institutions of Church of England)付きの法廷弁護士を指定担当者(Designated Officer)として告発事案を調査する。

(c) 主教戒規審判所

指定担当者が調査した結果は主教戒規審判所(bishop's disciplinary tribunal)へ送付される。主教戒規審判所は、2人の聖職者と2人の平信徒、弁護士の経験ある審判長(President)で構成される。審理の結果、審判所が告発の理由ありとの結論にいたったときには、主教がかせる懲戒罰(戒告から破門)で処罰する。

(d) 再審査請求

懲戒罰は、2003年年聖職者戒規〔国教会〕法の定めにそって、主教ない し主教戒規審判所が決定することになる。その記録は、大主教のいる国教 会本部(Lambeth Palace)にある記録簿に保存される。

被告発人(被告)には、記録内容が通知される。被告発人は、その通知 内容に不服な場合、審判長に対して再審査請求をし、内容変更を求めるこ とができる。

(5)世俗裁判所との連鎖

イギリスの世俗裁判所は、信仰団体の戒規事案などの内部事項に対して は原則不介入のルールを貫いてきている⁽⁸⁴⁾。しかし、世俗裁判所は世俗犯

⁽⁸⁴⁾ イギリスにおいては、部分社会の法理に基づき、世俗裁判所は、信仰団体など自治組織が行った処分などに対して司法権行使を自制するルールが確立している。See, Regina v. Disciplinary Committee of the Jockey Club ex parte Aga Khan [1993] 1 W.R.L. 909, at 932G-H... R v Exeter Consistory Court ex parte Cornish 事件では、国教会の主教裁判所(Consistory Court)の判決について、控訴裁判所に対して司法審査の許可を求めたが、法令違反や主教裁判所の判断に不合理性がないことを理由に不許可とした。See, (1999) 5 Ecclesiastical Law Journal 21.

罪で裁判にかけられた聖職者に判決を下すことができる。

こうしたことから、もう一つの戒規手続は、世俗裁判所で下された判決 と戒規処分との連鎖である。例えば、司祭や助祭など聖職者が窃盗の罪で 世俗裁判所で懲役の判決を受けたとする。この場合、国教会法のもとで も、懲戒、謹慎など処分を受けることになる。また、聖職者が、聖俗裁判 所で、姦通、配偶者遺棄などの罪で処罰された場合なども、同様である。

世俗裁判所で処罰された聖職者は、教会裁判所での裁判なしに、国教 会の戒規処分を受けることになる。1963年教会裁判管轄「国教会」法 (Ecclesiastical Jurisdiction Measere 1963) の下、こうした世俗裁判所の 判決について、主教は大主教へ報告する義務がある。大主教は、聖職の 罷免を命じたり、昇進の停止を宣告する裁量権を有している(55条)。た だし、判決を受けてから3年経過後は、こうした命令ないし宣告をする ことはできない(同55条3項のA)及び1992年イングランド国教会(雑 則)「国教会〕法 (Church of England (Miscellaneous Provisions) Measure 1992) 7条)。

(6) 聖職者戒規委員会

2003年年聖職者戒規法は、あらたに聖職者戒規委員会 (Clergy Disciplinary Commission)の組織を設けた。この委員会は、12人以内の委員からなる。 委員は、国教会の任用委員会(Appointment Committee)が任命する。委 員には、国教会総会議主教院および牧師院から2人、7年以上の職務経験 のある法曹か世俗の高等司法職についていた者2人が必ずは入らなければ ならない。

この委員会の使命は、次の3つである。①特別の戒規事案に関し、 戒規審判所、主教代理〔ヴィカージェネラル〕裁判所(Vicar-General Court)、主教または大主教からの相談にのること、②聖職者の戒規違反担 当者向けの執務規定(Code of Practice)やガイドラインの策定、③委員

会の活動について年次報告書を作成し、国教会総会議に提出すること⁽⁸⁵⁾。

(7) 聖職者の戒規違反、資質不足と手続

聖職者が、聖務上の忠実義務や世俗法に違反する行為をしたとする。この場合には、①2003年聖職者戒規〔国教会〕法〔(Clergy Discipline Measure 2003)、以下「2003年聖職者戒規法」という。〕に基づき、聖職者戒規違反(clergy discipline)処理手続がすすめることができる。

一方、聖職者が、戒規違反にあたる行為はしていないが、本人の資質不足や精神的な病などから効率的に職務を遂行できず、信徒ないし教区教会評議会(PPC)の執行委員との間で不和が生じているとする。この場合には、②2009年教会職(任用条件)〔国教会〕法〔(Ecclesiastical Offices (Terms of Service) Measure 2009)、以下「2009年教会職任用条件法」という。〕に基づく、資質調査手続(capability procedure)を開始することができることになった。

(a) 2009年教会職任用条件法の下での聖職者の業績評価

2009年教会職任用条件法は、イングランド国教会における聖職その他の教会職の「共通在職権 (common tenure)」について定め、任用条件の格差是正を目指したものである。2002年から立法化が検討されてきたが、一連に立法手続を経て、2009年4月2日に公布された。必要な規則 (regulations) が制定された後に、2010年から適用になる。

また、2009年教会職任用条件法は、①「共通在職権制」の導入に加え、 ②「聖職者の資質調査手続(Capability Procedure)」の導入、および③「聖

職者ディベロップメント・レビュー(Ministerial Development Review)」制度の採用とパッケージで議論され、制定された。

⁽⁸⁵⁾ See, Church of England, Clergy Discipline Measure 2003: Code of Church of England (Church House Publishing, 2006).

①共涌在職権制の導入

2006年現在、イングランド国教会は、13.000人を超える聖職者が、さま ざまな職位に就いている。ただ、その仟用方法および待遇は、一様ではな く、大きく次の3つに分けることができる。

「図表 VI-4〕 聖職者の仟用方法の差異

- ①聖職禄保有権付職務任用者(holders of freehold offices)「約5,000人〕 例えば、大主教、主教、主教座聖堂主席司祭(dean)もしくは聖堂居 住参事員(residentiary canon of cathedral)、大執事(archdeacon)、受 禄牧師 (incumbent of a benefice) など
- ②主教区主教から免許を得た職務任用者(office holders under a licence from a diocesan bishop) [約7,000人(うち3.000人は、非受禄聖職者)]
- ③主教区主教から免許を得、かつ、雇用契約に基づいてその職務に就い ている者 〔約1.600人〕
 - 例えば、チャプレン「施設付牧師」など

イングランド国教会が任用する者についての身分保障は、その任用方法 および待遇により大きく違ってくる。聖職役務(clergy service)に就く ことの見返りとして、聖職禄保有権・自由土地保有権(freehold tenure) を享受できる聖職者は、高度の身分保障(tenure)が得られる。これに比 べ、主教から得た免許で一定の職位に任用されている聖職者の身分保障は 不安定である。こうした身分保障権ないし在任権の不平等は、本来、国教 会の伝統に根ざすものであったとしても、公平な評価が求められる現代社 会にはそぐわないのではないか、との声が高まっていた。

2009年教会職任用条件法は、聖職者の任用条件の均一化・透明化 および、教会職の任用の公平をはかるために「共通在職権(common tenure) 制を採り入れ、資質ある聖職者の確保もねらった国教会法 (measure) である。共通在職権に基づく聖職者の権利・義務の概要は、 次のとおりである。

「図表 VI-5] 共通在職権に基づく聖職者の権利・義務の概要

- ①職位の在職権の保障
- ②聖職者が任用される職位に関する明細書の発行
- ③休暇をとる権利の保障
- ④牧師の給与の保障(従来は、主教区による慈悲的な支払)
- ⑤聖職者は、不当に解任されたと思う場合には、世俗の雇用関係を取り 扱う審判所へ不服申立てをする権利を有する

②聖職者の資質調査手続の再生・導入

イングランド国教会法上の各種ルールに違反する行為を行った場合以外は、戒規手続の対象にはなりにくい。このことから、これまで、国教会の聖職者は、職務怠慢や聖職者としての資質を欠いているなどの理由では解任されることは稀であった。これに加えて、2009年教会職任用条件法による今回の共通在職権の保障により、逆に主教の下級聖職者を解任する権限は弱まった。資質を欠く聖職者がこれまで以上に野放しになることが危惧された。

こうした点を対応する意味合いもあって、2009年法は、大主教協議会(Archbishops' Council)対して、聖職者向けの「執務規程(Codes of Practice)」の制定を求めた(8条)。同時に、2009年法は、任用条件の一つとして、任用された聖職者に対し業務遂行の評価を受ける義務を課し、大主教協議会に対してそのための手続を確立するように求めた(2条2項)。

現在、国教会は、人材アドバイザーなどによる問題が指摘された聖職者に対するカウンセリングなどを通じたアウトリーチ〔訪問支援〕プログラムを置いている。資質不足や精神的な病などから効率的に職務を遂行できず、信徒ないし教区教会評議会(PPC)の執行委員から苦情のあった聖職者には、こうしたプログラムの活用が奨励されている。こうしたカウンセリングを通じても対処が難しい場合には、さらに、「資質審査手続(capability procedures)」をすすめる段取りになっている。もちろん、事

案によっては、資質審査手続ではなく、戒規違反を問う手続にすすむ場合 もある⁽⁸⁶⁾

今後、こうした現行の手続を再編し、問題のある牧師などに対する資質審査手続が整備されるものと思われる。なお、この手続の結果に不満な牧師は、世俗の雇用審判所(employment tribunal)に不服申立てができる途が用意されている。

③聖職者ディベロップメント・レビュー制度の採用

近時、わが国の大学ではファカルティ・ディベロップメント (FD=Faculty Development) の利用が盛んである。FD は、教育目標を立て、それに基づき、教員が主体的に行う授業改善に資することを目的とし、教育方法の研究、工夫を積極的に推進することがねらいである。

イングランド国教会は、大学の FD などの例にならって、「聖職者ディベロップメント・レビュー」制度の広く活用する方針を明らかにしている⁽⁸⁷⁾。ガイドライン(Ministerial Development Review Guidelines)で目標値を設定し、それに基づき、聖職者が、信徒本意で、効率的な聖務運営をし、その達成率を評価し公表する仕組みの導入をすすめている。

(b) 2009年教会職任用条件法制定過程での議論

以上のように、2009年教会職任用条件法は、①「共通在職権制」の 導入をベースに、②「聖職者の資質調査手続(Capability Procedure)」 の導入、および③「聖職者ディベロップメント・レビュー(Ministerial Development Review)」制度の採用とパッケージで制定された。そのねら いは、いわば「聖務への能力主義」の導入にあったといえる。

⁽⁸⁶⁾ Available at: http://www.cofe.anglican.org/lifeevents/ministry/workofmindiv/dracsc/rctshomepage/fags/fags10.html

⁽⁸⁷⁾ Available at: http://www.cofe.anglican.org/lifeevents/ministry/workofmindiv/dracsc/rctshomepage/fags/fags9.html.

ただ、聖職者の仕事は、業績評価が容易ではなく、通常の雇用主と被用者との労働関係のなかでとらえるべきなのかどうかについては、かねてから争いのあるところであった。イングランド議会教会委員会(Ecclesiastical Committee, Parliament)での法案審査時の質疑討議〔ディベート〕においても、400年以上続いてきた国教会の聖職に就くことで付与されてきた聖職禄制度を改編することは、聖職者の自律を阻害することにつながる、との指摘もあった。ひいては聖職禄制度の廃止につながり、すべての聖職者が一様に世俗的な雇用類似の関係に陥り、教理と良心にしたがって聖務を司るという聖職者の本務に抵触することになる、との批判も強かった。

その一方で、非受禄聖職者の場合は、ほぼ雇用関係に同様の常態にあるのにもかかわらず被用者としての権利はほとんど認められておらず、高度の身分保障を享受している受禄聖職者との格差は歴然としており、早急な対応が求められている、との反論もあった⁽⁸⁸⁾。

WII もう一つの国教会としてのスコットランド教会の所在

非独立国家の連合体であるイギリスにおいては、イングランドのみならずスコットランドにおいても"国教会体制(establishment)"を敷いている。したがって、今日、イギリスは、「一つの議会、二つの国教会(One Parliament, Two Established Churches)」のかたちにある。以下においては、スコットランドにおける国教会体制の焦点をあてて分析する⁽⁸⁹⁾。

⁽⁸⁸⁾ なお、イングランド議会教会委員会審査の時の討議について詳しくは、Available at: http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200809/jtselect/jtecc/35ii/35ii03.htm.

⁽⁸⁹⁾ ちなみに、スコットランドにおける長老制教会は、意見の食い違いから分派し、国教会であるスコットランド教会(Church of Scotland)の他に、スコットランド自由教会(Free Church of Scotland)、自由長老教会(Free Presbyterian Church)などがある。

1 スコットランドにおける今日の政教関係

イギリスにおける「一つの議会、二つの国教会」の伝統は、今日まで 脈々と続いている。もちろん、イングランド国教会に比べると、スコッ トランド教会は、1921年スコットランド教会法(Church of Scotland Act 1921) の制定などにより、聖俗分離はかなり徹底されている(90)。

ブレア政権の分権化政策の下、1999年にスコットランド議会(Scottish Parliament) が復活した。しかし、この議会復活が、スコットランド教会 の国教会としての地位に大きな変化をもたらしたようには見受けられな ۷١_م

こうした歴史的変容も識り込んだうえで、今日のスコットランド教会の 特質を図説すれば、次のとおりである(91)。

「図表VII-1」 今日のスコットランド教会の特質

- ①スコットランド教会(Kirk)の聖職者は、イギリス議会「ウエストミ ンスター議会〕での聖職議席(Lords Spiritual)を有しない。
- ②イギリス議会もスコットランド議会も、スコットランド教会(Kirk) の聖職者の任免には関与しない。
- ③イングランド国王は、スコットランド教会の首長ではない。世俗議会 は、スコットランド教会(Kirk)の行事には一切関与しない。
- ④スコットランド教会(Kirk)の総会が制定した法(Acts)が発効する には、世俗議会の承認を要しない。「したがって、イングランド国教会 の総会議(General Synod)が制定した国教会法(measures)が発効す るのには世俗議会の承認を要するのとは対照的である。〕
- ⑤君主 (Sovereign) は、スコットランドにおいてはプロテスタント (Protestant) および長老制 (Presbyterian) の信仰を公認する旨の宣 誓を行うように求められる。

2 スコットランドの「国教会体制」の確立

スコットランドにおける"教会と国家"の歴史は、ある面で、ローマ・

⁽⁹⁰⁾ See, C.R. Munro, "Does Scotland Have an Established Church?," 4 Ecclesiastical Law Journal 639 (1997).

⁽⁹¹⁾ Available at: http://www.churchofscotland.org.uk/organisation/orgqueen.htm.

カトリック教会、イングランド国教会、さらにはスコットランドで開花し た改革派教会である長老制教会 (Preshyterian Church) (92) といったキリス ト教派間での宗教戦争の歴史であったといってもよい。しかし、1680年 にはじまった名誉革命(Glorious Revolution)期に及んで、スコットラン ドでは、長老制を採ることがかたまって行った。1689年に、スコットラ ンド議会は、メアリー2世とウイリアム3世のスコットランド国王とし ての即位を受け容れた。そして、1690年には、長老制教会(Preshvterian Church) がスコットランドの国教会 (established Church of Scotland) と なった。

このように、スコットランドにおいて"国教会体制(establishment)" がはっきりとかたちづくられてくるのは、1600年代後半である。その後、 1706年に、スコットランド王国(Kingdom of Scotland)とイングランド王 国 (Kingdom of England) が、交渉の結果、合邦することになった。1707 年に、25条の合邦条約からなる合邦法(Union with England Act 1707)(93) **案は、スコットランド議会がはじめに批准し、続いてイングランド議会が**

⁽⁹²⁾ ローマ・カトリック教会から離脱してすすめられたスコットランドの教会改革 (Scottish Reformation) は、史的には1560年にまで遡る。長老制 (Presbyterianism) の立場からジョン・ノックス (John Knox: 1510~72年) を中心的な指導者として開 始された。ノックスは、当初カトリックの司祭あったが、ジュネーブで教会改革をす すめていたカルヴァン(John Calvin: 1509~64年)に出会って影響を受けた。スコッ トランドで確立された長老制は、国家と教会の区別を明確にし長老制と呼ばれる段階 的合議制を基本とするカルヴァンらスイスの教会改革運動を源流とする。1560年に、 プロテスタントの長老制の考え方に基づいてあらわした『信仰告白 (Confession of Faith)』がスコットランド議会に採択された。『信仰告白』では、イエス・キリストが 唯一の最高指導者であり国王であるとしている。言いかえると、ローマ教皇(Pope) も国王(Sovereign)も教会の最高指導者ではないということを意味する。1560の 『信仰告白』の邦訳として、泥谷逸郎訳『スコットランド信条』. Available at: http:// www.calvin.org/rirst_scotch_confession.htm。また、1647年にスコットランド教会総 会で採択され、1649年および1690年議会制定法で批准された『ウエストミンスター 信仰告白(Westminster Confession of Faith)』については、Available at: http://www. churchofscotland.org.uk/extranet/xchurchlaw/downLords/xchurchlawconfessionfull. doc.

See, John H S Burleigh, A Church History of Scotland (Oxford University Press, 1960); Gordon Donaldson, The Scottish Reformation (Cambridge University Press, 1960); Walter Roland Foster, The Church before Covenants: The Church of Scotland, 1596~1638 (Scottish Academic Press, 1975).

⁽⁹³⁾ Available at: http://www.statutelaw.gov.uk/content.aspx?activeTextDocId=1519711.

合邦法 (Union with Scotland Act 1706) (94) を批准するかたちで成立した。 これにより、1707年5月1日にスコットランドとイングランドは合邦し、 グレートブリテン連合王国(United Kingdom of Great Britain)が誕生し ナ² (95)

この合邦に伴い、イングランドが、イングランド国教会のような主教制 を採らないスコットランドの長老制のキリスト教会(Presbyterian Church of Scotland) を、合邦法の前文および制定法(96)により、スコットランド における国教会としての地位を承認し、共存を認める結果となった(97)。 すなわち、「一つの議会、二つの国教会」のかたちをつくりあげたのであ ろ⁽⁹⁸⁾。

ちなみに、今日のスコットランド教会の聖俗関係をはっきりさせたの が、1921年に、イギリス議会が定めた「スコットランド教会法(Church of Scotland Act 1921) | の存在である⁽⁹⁹⁾。この議会制定法により、スコット ランド教会は、国教会でありながらも、イングランド国教会とは異なり、 聖の部分・宗教事項(spiritual matters)についての完全な自律が承認され た。

⁽⁹⁴⁾ Available at: http://www.statutelaw.gov.uk/content.aspx?activeTextDocId=2078400.

⁽⁹⁵⁾ ちなみに、この合邦に伴い、スコットランド議会(Scottish Parliament) は廃止さ れ(3条)、その議席は、イングランド議会の貴族院「上院」(16議席)、そしてイン グランド議会庶民院「下院」(45議席)に割り振られた(22条)。また独自の貨幣鋳造 は停止された(法16条以下)。しかし、司法制度の一部や弁護士制度(19条)や教育 分野などについては自治が認められた。この合邦は、今日のスコットランド法制の原 型を提供したといえる。なお、スコットランド法史について邦文による紹介として、 ステアー・ソサエティ編・戒能通厚ほか編訳『スコットランド法史』(名古屋大学出 版会、1990年)参照。

^{(96) 1707}年プロテスタント宗教および長老制教会政体保護法 (Act for Securing the Protestant Religion and Presbyterian Church Government 1707) 〔正式法律名称:1707 年プロテスタント宗教および長老制教会法 (Protestant Religion and Presbyterian Church Act 1707)]. Available at: http://www.opsi.gov.uk/RevisedStatutes/Acts/ asp/1707/casp 17070006 en 1.

⁽⁹⁷⁾ See, Jeffrey Stephen, Scottish Presbyterians and the Act of Union 1707 (Edinburgh U. P., 2007).

⁽⁹⁸⁾ もっとも、歴史的には、その後この共存関係がうまくいったわけではなく、長老制 教会は再三、離散集合を繰り返した。

⁽⁹⁹⁾ Available at: http://www.opsi.gov.uk/RevisedStatutes/Acts/ukpga/1921/ cukpga 19210029 en 1.

(1) スコットランド教会の宣言的箇条

スコットランド教会 (*Kirk*) の裁治 [立法・執行・司法] を司る最高位のコート [治会 (Court)] (100) は、総会 (General Assembly) である。スコットランド教会総会は、イギリス議会による1921年スコットランド教会法の制定に先立ち、教会教憲 (Constitution of the Church of Scotland) のなかに「宣言的箇条 (Articles Declaratory)」を定め、以下のように、教会事項 (church matters) については (101)、スコットランド教会の専属管轄事項である旨を確認した (4条、6条)。

「教会の信者や聖務についてのあらゆる問題を決定する権利、教憲および教会裁判所の構成員、職務担当者の選任方法、ならびに教会の聖職者その他の職務担当者の職位策定を含む、教会の教理(doctrine)、礼拝(worship)、教会裁治(church government)および戒規(discipline)に関するすべての事項

また、宣言的箇条では、スコットランド教会の教会事項に関する執行、 立法および裁判上の権能は、イエス・キリストから賦与されたものであ り、こうした事項は世俗的な統治の支配に服さない旨を定めている⁽¹⁰²⁾。

(2) 1921年スコットランド教会法の制定

国教会であるスコットランド教会の宣言的箇条の有効性について、一部

⁽¹⁰⁰⁾ ここでの"コート"とは、ストレートに"裁判所"、ないし"法廷"を意味するものではない。むしろ、さまざまな裁治上の課題を討議・決定する"広場"、"フォーラム (forum)"、"集会"を意味する。ここでは、とりあえず教会裁治のための集会であることから、「治会」と仮訳しておく。

⁽¹⁰¹⁾ 正式名称は、「The Articles Declaratory of the Constitution of the Church of Scotland in Matters Spiritual」. Available at: http://www.churchofscotland.org.uk/extranet/xchurchlaw/xchurchlawarticles.htm. See, Douglas M. Murray, Freedom to Reform: The 'Articles Declaratory' of the Church of Scotland 1921 (T&T Clark, 1993).

⁽¹⁰²⁾ したがって、スコットランド教会の教理・礼拝・教会裁治・戒規に関する事項については、原則として世俗裁判所に管轄には服さないことになる。

に疑問視する向きがあった。そこで、イギリス議会は、1921年スコット ランド教会法 (Church of Scotland Act 1921) を定め、スコットランド教 会の宣言的簡条は法的効力を有する条項であり、かつ、そのなかに記され た権利、権能および自由はいかなる世俗法によっても制限されない旨を、 確認した(1条)。また、この議会制定法は、スコットランドにおける他 のキリスト教会の宗教活動に対する差別を認めるものではなく (2条) かつ、宗教事項以外の事項について世俗裁判所の管轄権を制限するもので はない旨(3条)を確認している。

この1921年法の制定により、スコットランド教会は、国教会といわれ ながらも、聖俗分離がより徹底され、スコットランド教会(Kirk)の世俗 法上の地位は激変した⁽¹⁰³⁾。

3 スコットランド長老制教会の裁治制度

「長老制(presbyter, elder pattern)」といっても、その意味合いは、教 会改革者であるカルヴァンが当初思考した教会と国家の分離を基本に組み 立てられた教会裁治の仕組みと、その伝統に則った今日の長老制の仕組み

⁽¹⁰³⁾ トマス・ブラウン著・松谷好明訳『スコットランドにおける教会と国家』(すぐ 書房、1985年)参照。See, Francis Lyall, Of Presbyters and Kings: Church and State in the Law of Scotland (Aberdeen University Press, 1980); James Kirkton, A History of the Church of Scotland 1660-79 (Edwin Mellen Press Ltd., 1992); Callum G. Brown, Religion and Society in Scotland Since 1707 (rev. ed., Edinburgh University Press; 1997)

とは、すべてについて必ずしも軌を一にしているわけではない⁽¹⁰⁴⁾、

長老制教会では、信徒会(congregation)を導く説教職である牧師(minister)[一般に「宣教長老(Teaching Elder)」と呼ばれる〕と、信徒会から選任され牧師とともに信徒会のために奉仕する「治会長老(Ruling Elder)」が、包括的に「長老」と呼ばれる⁽¹⁰⁵⁾。双方の職能はそれぞれ異なるが、まったく対等な立場で、教会の信徒を導く仕組みである。

長老制のスコットランド教会は、プロテスタントであるが、裁治の仕組みとしては、「Court」、つまり「段階的治会制」〔「段階的合議制」〕をとることを特色とする。したがって、同じくプロテスタントであっても、カトリックの聖職位階制〔主教制・監督制〕を採り入れたアングリカン教会〔聖公会〕、あるいは会衆制を基本とするバプティスト〔洗礼派〕教会とは、教会裁治の仕組みを異にする。聖職位階制は、世俗政治における"中央集権的官僚制"とのアナロジーでとらえられる。また、会衆制は世俗政治における"直接民主制"とのアナロジーでとらえられる。これに対して、長老制は"間接民主制"の淵源と理解されている。

スコットランド長老制教会では、イエス・キリスト以外に信仰の最高指導者 (head) は存在しないとされる。また、信仰生活に関する最高の教

⁽¹⁰⁴⁾ 本来、長老制教会の"長老"と邦訳される「プレズビター(presbyter)」[ギリシャ 語が語源〕の文言と、英語の古語の「elder」と同義であった。しかし、今日、双方 の文言は区別して使われる。「プレズビター (presbyter)」は、聖書とサクラメントの 奉仕者として、叙任(ordination)を受けた人を指す。一方、「elder」は、プレズビ ター (presbyter) を補佐して教会を管理し治めるために、信徒のなかから選ばれ叙 任 (ordination) を受けた信徒を指す。こうした区別に基づく理解は、長老派教会に おける2種類の「elder」の地位に相当する。すなわち、(a) 宣教長老〔プレズビター (presbyter) ~牧会の職資を担う長老]+(b) 治会長老 [エルダー(elder) ~教会 裁治の職責を担う長者]、に相当する。こうした区分は、カルヴァンが定めた。カル ヴァンは、改革された教会には「牧師・教師・長老・執事」の4つの職制が必要不可 欠であると説いたことに由来する。『スコットランド教会礼拝式文(Book of Common Order of the Church of Scotland)』では、(b) 治会長老の職責について、「生活におい ても、有徳かつ敬虔な生活の模範となり、かつ、公同礼拝に欠かさず出席して模範と なること、牧師とともに教区への配慮と戒規を担うこと、そして、委託を受けたとき には、信仰の兄弟を代表して長老会〔「中会(Presbyteries)」、「会議(Synods)」、「総 会(General Assemblies)」〕に出席すること」と記している。

⁽¹⁰⁵⁾ アイルランド長老制教会(Presbyterian Church of Ireland)などでは、「宣教長老」を「治会長老」という表記の職位を置いている。これに対して、スコットランド〔長老制〕教会では、「牧師」と「長老」という表記の職位を置いている。

理は「聖書の教え」である。

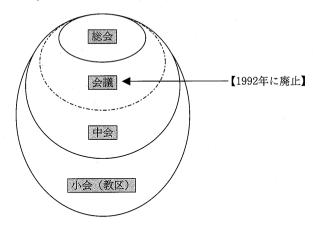
すでにふれたように、スコットランド長老制教会の統治の単位は「コー ト (court) | と呼ばれる。ここでの"コート"とは、今日の「司法」ある いは「裁判所」を意味するのではなく、合議制を基本とした立法・執行行 政・司法の権限を非分権的に行使する"治会"を指す。したがって、コー ト「治会」について、今日の世俗統治における三権分立の考え方をそのま ま当てはめてその仕組みを把握するのは難しい。

スコットランド長老制教会の段階的コート〔治会〕の仕組みは、今日、 大きく3段階(1992年の制度改革実施までは4段階)に分かれている。 すなわち、下位から上位に登るかたちで見ると、コート「治会」は、①下 位のコート [治会] である教区 (parish) 単位の「小会 (Kirk Session)」、 ②地区単位のコート〔治会〕である「中会 (Presbytery)」、そして③最高 位で全国単位のコート [治会] である「総会 (General Assembly)」から なる。「大会」とも邦訳できる。小会や中会は教会司法や執行について権 限を行使する一方で、総会は教会司法および執行の権能に加え、教会立法 に関する権能を独占的に行使する(106)。

基本的に、上位のコート「治会」の意思決定が、下位のコート「治会」 に対して拘束力を有する。

⁽¹⁰⁶⁾ スコットランド教会法の概要および各種手続について詳しくは、See, A. G. McGillivray. An Introduction to Practice and Procedure in the Church of Scotland (2nd ed., 2001. 2008 updated text). Available at: http://www.churchofscotland.org.uk/extranet/ xchurchlaw/downLords/xchurchlawppintro.pdf.

「図表VII-2〕 スコットランド長老制教会の段階的コート〔治会〕



(1) 小会 (Kirk Session)

スコットランド長老制教会は、スコットランド全土およびイングランドの一部等を、地理的に教区(parish)に分割している。各教区のコート〔治会〕は「小会(Kirk Session)」と呼ばれ、段階的合議制を採るスコットランド教会の最下位のコートである。地区教区内にある信徒会(local parish congregation)から選出された「長老(elders)」⁽¹⁰⁷⁾と、議長(Moderator)と呼ばれる牧師(Minister)からなる。牧師が議長を務め、小会書記(Session Clerk)の支援を得て、運営されている。

小会は、教区内における聖務はもちろんのこと、組織化や情宜、財務や 財産管理などさまざまな俗務もこなしている。牧師は、教区内において、 公同礼拝に加え、洗礼、婚礼および葬礼のような聖務を司る。また、牧師 は、長老とともに、信徒宅や病院、学校や矯正施設などで司牧活動をして いるチャプレン〔施設付牧師〕を巡察する職務も司っている。教区牧師 は、スコットランド教会の信徒だけを対象に聖務を司るのではなく、自ら が教区内に住み、求められれば教区内に住むすべての住民を対象に、洗

⁽¹⁰⁷⁾ 小会の治会長老は、おおよそ20人の信徒から1人の割合で選任される。

礼、婚礼、葬礼などの聖務を執り行わなければならない。教区内にある信 徒会の会員になろうとする者は、形式的な手続であるが、小会の承認を受 けなければならない。

小会は、牧師と協議して、公同礼拝その他の聖務の回数や日時を決定し なければならない。もっとも、牧師は、聖務の内容等の詳細について決定 する職責は、小会(Kirk Session)ではなく、中会(Presbytery)に対し て負っている。小会は、年7回程度開催される。そのうち2回は、俗務か ら離れて、もっぱら聖務について話し合うことになっている。

信徒会が礼拝その他の祭事を行うために集う建物が「教会 (church)| である。通例、教区内にある各教会(parish church)には、信徒委員会 (Congregational Board) が置かれ、自律して教会の財産管理や財政の俗 務を担っている(108)。一方、信徒委員会が置かれていない場合、小会が課題 ごとに検討委員会(standing committee)を設置し、検討結果を小会総会 に報告(report) することになっている。

(a) 小会議長

スコットランド長老制教会において、各段階のコート「治会」は、業 務執行の責任者としてそれぞれ議長(Moderator)を置くことになってい る。最下位のコート「治会」である小会(Kirk Session)の場合、議長は、 永続的な職務であり、牧師のなかから選任される。ただし、牧師が空席 になっている小会については、中会が暫定的な議長(Presbyter-appointed Interim Moderator) を選任できる。

また、特別総会については、牧師と小会とが協議して、議長以外の構成 員にその会議を主宰させることができる。

⁽¹⁰⁸⁾ 教区教会の信徒委員会は、書記(Clerk)、陪さん(信徒)名簿担当書記 (Communicants Roll Clerk)、出納役 (Treasure)、財産委員長 (Property Convener)、 財政担当委員長(Finance Convener)、募金担当委員(Gift Aid Promoter)などのメンバー からなる。

(b) 小会書記

各段階のコート〔治会〕は、コートの議事録の作成、書類や記録の保存、連絡その他のコート事務を担当する書記(Clerk)を選任することになっている。小会は、通例、その会員のなかから書記を選任する。なお、小会書記は、無償、非正規雇用である。

(2) 中会 (Presbytery)

スコットランド長老制教会において、各地域単位で置かれ、複数の教区 小会を包括するコート〔治会〕を、「中会(Presbytery)」という。この中 会が教会全体の中核的機能を担う教会制度を敷くのが長老制の特徴であ る。

現在、スコットランドには43の中会がある。他に、イングランド(1) とヨーロッパ(1)、エルサレム(1)とイスラエル北部のティベリアス 湖(1)に中会がある。

教会中会の最も重要な聖務は、牧師や執事の叙任(ordination)、教区牧師の就任式などを挙行することである。また、その構成員となる牧師、治会長老ないし執事を選任することである。

中会は、その地区のすべての牧師、牧師と同数の長老(elders)、さらには執事(diaconate)からなる。中会は、その領域(bounds)内での教会活動に責任を負っている。

中会は、その領域において、牧師、長老、小会、教区信徒会などのまとめ役を演じ、かつ、長老と牧師のなかから年次の教会総会(General Assembly)に出席する者・構成員(Commissioners)を選出する。

一般に、中会は、年11回、おおよそ毎月開催される。中会は、さまざまな業務を直接扱うこともあるが、一般に業務ごとに必要な委員会 (Committees) を設置して、その処理にあたっている。

教会中会は、教会小会 (Kirk Session) で取り扱ったあらゆる事項に

ついて、あるいは地区教区信徒会(local parish congregations)の会議の 決定について争いがある場合に、その不服審査 (appeal) にあたるコー ト「治会」でもある。また、中会の構成員である長老「プレズベター (Preshyter)] は、5年ごとに地区教区信徒会の巡察を行うことになって いる。

(a) 中会議長

教会中会は、毎年、1年の任期で、中会議長(Presbytery Moderator) を選任する。(中会の年度は、各中会により異なる。) また、中会は、その 構成員となる牧師、長老ないし執事を選任できるが、中会議長は、この選 任手続を主宰する。中会議長は、いわば"まとめ役"であり、不偏な立場 で中会に関する業務を執行しなければならない。中会議長は、"同輩中の 主席 (primus inter pares)"であるに過ぎない。言い換えると、聖職位階 制をとるイングランド国教会の主教(bishop)のような他の聖職者を監督 する立場(locus of episkope)にはない。

(b) 中会書記

教会中会の書記(Presbytery Clerk)は、通例、有給であるが、非正規 雇用の場合が多い。もっとも、規模の大きい中会においては、正規雇用し ている。また、書記事務局を有し、専任の職員をおいているところもある。

(3)会議(Synod)

「会議(Synod)」は、中会(Presbytery)を包括するコート〔治会〕と して置かれていたが、1992年に廃止された⁽¹⁰⁹⁾。

^{(109) 1690}年に長老派「Presbyterian」教会が組織されて以降、4 段階のコート「治会」 制度を採ってきた。しかし、意思決定の迅速化や組織の簡素化などの時代的な要請も あり、1992年の組織再編で「Synod」〔(会議) ~正式には、Provincial Synod(管区会 議)〕は廃止された。

(4) 総会(General Assembly)

スコットランド教会最高位のコート〔治会〕は「総会(General Assembly)」である。全国的な組織であることから「大会」とも邦訳できる。総会は、毎年、約1週間にわたり、5月にスコットランドのエジンバラで開催される。

(a)総会の構成員

教会総会は、約400人の牧師と長老、さらには一定数の執事で、総勢約1,200人からなる。すでにふれたように、すべての構成員は、中会で選任される。構成員は、一般に「コミッショナー(Commissioners)」と呼ばれる。コミッショナーは全員、中会から委任を受け総会で職務を遂行する。したがって、いわゆる"代議員 (delegates)"ではない。

(b) 総会議長の職責

総会は、総会議長(Moderator of the General Assembly)が主宰する。 任期は、総会で選出されてから12ヵ月間である。ちなみに、聖職位階制を採らないスコットランド教会においては、牧師は平等である。したがって、総会議長は、教会の"最高指導者(head of the Church)"ではない。 "同輩中の主席(primus inter pares)"に過ぎない。総会開催期間での議長としての役割を終えれば、総会議長は、形式的にはその役割を終える。 しかし、残りの在任期間について、総会議長は、中会を巡察し、牧師や信徒会などを見てまわる。また、近年では、世界中のパートナー長老制教会を巡察する慣わしになっている。

(c)総会書記

教会総会には2人の書記(clerks)がおり、エジンバラに専任の職員をかかえた事務局をおいている。

(d) スコットランド教会総会における女王の存在

スコットランド教会では、イエス・キリストが唯一の国王であり、か つ、最高指導者(head)である。したがって、君主(Sovereign)である 女王を至高の裁治者(Supreme Governor)、つまり最高指導者と仰ぐイン グランド国教会とは、教理を異にする。

スコットランド教会の年次総会には、イギリスの女王が望めば、臨席で きる。しかし、通例、首相の推挙に基づき女王が任命した高等コミッショ ナー (Lord High Commissioner) が女王 (Queen) に代わって出席する。 ただ、教会総会への女王の臨席ないし女王代理の出席は、あくまでも儀礼 的なものに過ぎない。教会総会の開催や閉会の宣言や、お言葉を投じるあ るいはあいさつをするに過ぎない。

4 スコットランド長老制教会の運営と機関

スコットランド教会の業務は多様である。こうした業務は、各コート 「治会」において、聖務(spiritual matters)については聖職位を有す る牧師 (ministers)、施設付牧師 (chaplains)、執事 (deacons)、読師 (readers) などが執り行う一方、俗務(temporal matters)については、 職員(staff)や任命職担当者(office bearers)、ボランティアが執り行う ことになっている。

スコットランド教会においては、司牧活動、伝道活動、キリスト教教 育などの基本的な任務〔教会活動〕は、地方信徒会で司牧活動をしてい る牧師や各教区の小会(Kirk Session)がこなすことになっている。しか し、こうした教会活動について、一地域や一教区の越える課題をかかえる にいたっており、全国的な検討や支援を必要としている場合には、最高 位のコート〔治会〕である教会総会が、各種の執行機関〔その名称は、 Councils、Boards、Committees Task Groups など多様である。〕を置いて 対処することになっている。

「図表 WII-3 】 スコットランド教会に関する統計(110)

[信徒 (Members 数)] 641,340 (1998年) 504,363 (2006年) [治会長老 (Elders) 数] 44,388 (1998年) 40,651 (2006年) [信徒会 (Congregations) 数] 1,603 (1998年) 1,482 (2006年) [中会 (Presbyteries) 数] 48 (2009年) [牧師職 (Ministers) 数] 1,279 (1998年) [活動中の牧師数] 約1,000 (1998年) [全職員数 (staff)] 約2,000 (2009年)						
[信徒会 (Congregations) 数]1,603 (1998年)1,482 (2006年)[中会 (Presbyteries) 数]48 (2009年)[牧師職 (Ministers) 数]1,279 (1998年)[活動中の牧師数]約1,000 (1998年)	〔信徒(Memb	ers 数)〕	641,340	(1998年)	504,363	(2006年)
[中会(Presbyteries)数] 48 (2009年) [牧師職(Ministers)数] 1,279 (1998年) [活動中の牧師数] 約1,000 (1998年)	〔治会長老(E	lders)数〕	44,388	(1998年)	40,651	(2006年)
[牧師職 (Ministers) 数]1,279 (1998年)[活動中の牧師数]約1,000 (1998年)	〔信徒会(Con	gregations) 数〕	1,603	(1998年)	1,482	(2006年)
〔活動中の牧師数〕 約1,000(1998年)	〔中会(Presb	yteries)数〕	48	(2009年)		
	〔牧師職(Min	isters)数〕	1,279	(1998年)		
「今聯員粉 (staff)] 約2 000 (2009年)	〔活動中の牧師	·····································	約1,000	(1998年)		
(主	〔全職員数(st	raff)]	約2,000	(2009年)		
〔教会ボランティア数〕 約15,000(2009年)	〔教会ボランラ	ーィア数]	約15,000	(2009年)		

(1) 総会評議会の創設

2004年の教会総会において、中央の執行機関として「総会評議会 (Council of Assembly)」が設けられた⁽¹¹¹⁾。総会評議会は、教会総会での決議における必要性に応じて、教会の各種委員会間での検討課題についての優先順位の決定し、かつ、教会の中央執行行政の調整ならびに教会の人的資源、財政および職員配置などに関する事項などについての方針を立案する権限を有する。総会評議会の取り扱う事項の範囲と権限は、きわめて広範である。

(2) 中央機関の再編

総会評議会は、2004年の教会総会の承認を得て、教会中央機構の再編を実施した。2005年6月1日以降、中央の評議会(Council)は、次の6つに再編され、各種委員会(boards、committees など)や作業班(Working Groups)が、その下に配置された。

⁽¹¹⁰⁾ A Short Introduction to the Church of Scotland. Available at: http://www.kirkweb.org/thekirk.html などを使って作成した。

^{(111) 1999}年教会総会で、教会組織改革特別委員会(Special Commission Anent Review and Reform)が設けられ、2001年に、同委員会は、報告書『壁のない教会(Church without Walls)』をまとめ、公表した。このなかで、教会活動の効率化をねらいに教会のさまざまな委員会を束ねる中央の執行機関の創設を提言した。まさに、総会評議会は、この提言に基づいて設けられたものである。Available at: http://www.churchofscotland.org.uk/councils/councilofassembly/index.htm.

「図表 VII-4] 中央の各種評議会と傘下の委員会・作業班

〔教会および社会評議会 (Church and Society Council)〕

[聖務評議会 (Ministries Council)]

- 《傘下の委員会》戦略的計画グループ (Strategic Planning Group)。職 業訓訓練委員会(Vocation and Training Committee)、計画開発委員会 (Planning and Development Committee)、支援開発委員会(Support and Development Committee)、財政委員会 (Finance Committee)、優 先地域委員会(Priority Areas Committee)
- 《傘下の特別作業班》付随審査作業班 (Accompanied Review Task Group)、評価作業班 (Assessment Task Force)、候補者作業班 (Candidate Task Group)、暫定牧師任命作業班 (Interim Ministries Task Group)、中会計画作業班(Presbytery Planning Task Force)等

〔宣教および門弟評議会(Mission and Discipleship Council)〕

《傘下の特別作業班》教育育成作業班 (Education and Nurture Task Group)、福音宣教作業班 (Mission and Evangelism Task Group)、礼 拝教理作業班(Worship and Doctrine Task Force)

〔社会介護評議会(Social Care Council)〕

〔支援業務評議会(Support and Services Council)〕

《傘下の委員会》総会開催準備委員会 (Assembly Arrangements Committee)、中央総務委員会 (Central Services Committee)、世界 キリスト教関係委員会 (Ecumenical Relations Committee)、法務委員 会(Legal Questions Committee)、青少年健全育成局(Safeguarding Office)

[世界宣教評議会(World Mission Council)]

(3) その他の中央機関

スコットランド教会の中央機関としては、総会評議会や6つの評議会 に加え、「指名委員会 (Nomination Committee)」、「審査および改革審議 会(Panel on Review and Reform)」などの独立委員会がある。また、教会 の財産管理や投資を担当する「受託者団 (General Trustees)」、聖職者や その家族、退職者向けの住宅支援を担当する「住宅ローン基金(Housing and Loan Fund)」、その他「教区開発基金(Parish Development Fund)」 などがある。

5 スコットランド長老制教会における権限行使の基本

長老制のスコットランド教会では、合議制のコート [治会] を通じて、 執行行政・司法・立法の三権を非分権的に行使する。コート [治会] のよ うな包括的な権限行使機関を、今日の三権分立の考え方をそのまま当ては めて把握するのは難しい。こうした聖的裁治の仕組みの特性を織り込んだ うえで、今日の三権分立的な視角からコート [治会] の権限行使について 点検してみると、次のとおりである。

「図表 VII-5] スコットランド長老制教会における権限行使の基本

<u>執行行政</u>:執行行政については、各段階にコート〔治会〕が、各種委員 会などを設けて執り行っている。

立法: 立法権については、最高位のコートである教会総会のみが、スコットランド教会に固有の事項に限定して、それを行使することができる。しかし、イングランド国教会立法 (measures) の場合とは異なり、スコットランド教会総会が制定した法が発効するには、世俗議会の承認を要しない⁽¹¹²⁾。スコットランド教会総会が制定した法 (Acts) や規則 (Regulations) は、世俗の裁判所⁽¹¹³⁾、教会の信徒および聖務および俗務執行者を拘束する。

司法(紛争処理):コート [治会] は、教会内部事項にかかる司法(紛争処理)権限を行使できる。最高位のコート [治会] である教会総会は、下位のコート [治会] からの不服申立てがあった場合、当該案件について終局的な裁断を下すことができる。

6 コート〔治会〕に対する発案手続

教会にかかる事項について発案〔提案、建議など〕をしたい、あるいは、ある事項について助言・裁断を求めたいとする。こうした場合、長老制のもと平等性を重んじるスコットランド教会においては、いかなる内部

⁽¹¹²⁾ なお、総会が制定した法(legislative acts) [1929年以降)は、データベース化されており、スコットランド教会のホームページ(HP)にアクセスするば、入手できる。Available at: http://www.churchofscotland.org.uk/extranet/xchurchlaw/xchurchlawacts.htm.

⁽¹¹³⁾ 聖俗分離の法理の下、世俗裁判所は、教会聖務への不介入(聖務か俗務かの裁断は可)が原則となる。ただし、人権法などとの兼合いで、世俗裁判所が、教会の教理に基づく"差別"的な慣行などに介入できるか否かなど難しい問題が山積している。詳しくは、本論X参照。

機関、信徒ないし聖職者も、自らの所属するコート〔治会〕に対してその旨を書面で提出することができる。また、下位のコート〔治会〕は、上位のコート〔治会〕対する発案を書面で提出することができる。

(1) 提案意見を記載した委員会報告書の提出

コート [治会] の内部機関は、その所属するコート [治会] に対して書面で提案意見を提出することができる。こうした書面は、「報告書 (Report)」あるいは「委員会報告書 (Committee's Report)」と呼ばれる。その報告書のなかには、提出した機関が所属するコート [治会] に承認して欲しい「提案意見 (Proposed Deliverance)」が記されている。提出先は、コート [治会] 書記である。

例えば、最高位のコート〔治会〕である教会総会の場合、内部機関が総会あてに提出した「提案意見を記載した報告書(Report with Proposed Deliverance)」書式サンプルは、次のとおりである。

〔図表 VII-6〕「提案意見を記載した報告書」書式サンプル

○○委員会(○○ Committee) 2009年5月

提案意見(Proposed Deliverance)

総会 (General Assembly)

- 1. 報告書を受理
- 2. 報告書に記載された検討委員会および協議会に対し変更の申出をする

報告書 (Report)

- 1
- 2.

- 2.1
- 2.2....
- 3.

この場合、提案意見を記載した委員会報告書が受理されれば、最高位のコート [治会] の場合、総会で、質疑討論 [ディベート (debate)] に付される。議場からの動議を含め質疑討論を行い、その結論は、最終意見 (Final Deliverance) として、そのコート [治会] の政策、指示ないし決議に反映される。

(2) 建議書の提出

教会の小会(Kirk Session)ないし中会(Presbyteries)[あるいはその信徒]から提案がある場合、上位のコート〔治会〕(すなわち、小会の場合には中会、中会の場合には総会)に対して「建議書(Overture)」を提出することができる。この「建議書」は、上位のコート〔治会〕に承認して欲しい「提案意見(Proposed Deliverance)」が記されている。実質的に前記①「委員会報告書(Committee's Report)」に匹敵する。建議書は上位のコート〔治会〕書記に提出される。当該書記は、受理に先立ち、そのなかに記載された提案意見を精査する。なぜならば、建議は、内容によってはあらたな教会立法(Acts)につながりかねず、教会の教理・礼拝・裁治・戒規事項に重大な変更をもたらす建議について、スコットランド教会総会が1697年に定めた「障壁法(Barrier Act 1697)」により、教会の広範な意見を拝聴する手続を踏むなど慎重な対応が求められるからである(114)。

⁽¹¹⁴⁾ 障壁法の語源・趣旨は、教会の伝統的な教理、礼拝その他の祭式、戒規など重要 事項を稚拙な立法で改変するのを防止するための障壁(厳正な手続)を設けること にある。この法の立法経緯について詳しくは、Available at: http://www.british-history. ac.uk/report.aspx?compid=60098.

具体的には、そうした法案は、次回総会に提出し表決に付されるに先立 ち、全中会の過半数の賛成を得なければならない。

下位のコート「治会」から上位のコート「治会」に対しては、毎年、数 多くの建議書が提出される。もっとも多いのが、教会中会から教会総会に 対する建議である。そのサンプルは、次のとおりである。

「図表 Ⅵ-7〕 中会から総会へ提出される「建議書」サンプル

建議書 (Overture)

聖務行為に関して(Anent Ministerial Conduct) ロッチカロンースキエ中会から (From the Presbytery of Lochcarron-Skye)

- 1 同性愛慣行と歴史的な聖書の教えに関するスコットランド教会の理 解が、近年、問題視されている。
- 2. この問題についての長い期間をかけた検討が行われてきたのにもか かわらず、結論を得るにいたっていない。
- 3. 結論を出すに先立ち、教会の各コート〔治会〕は個別に、目前の事 **案に関して裁断を下すように求められているとは思っていない。**

ロッチカロンースキエ中会の牧師は、総会の尊者に対して、下記の提 案意見を受諾くださるように建議する。

「スコットランド教会は、男女間での誠実な結婚の枠外において性的 関係にある者を、教会のいかなる聖務に関しても、修練、叙任、入 会、再入会、聖職位の承認または体験させるべきではないし

提案意見 (Proposed Deliverance)

総会 (General Assembly)

- 1 建議書を受理
- 2 聖務行為に関する建議

さらに練れた建議書およびその要旨を採択し、かつ、障壁法の定めに 従い、各中会へそれらの副本を送達し、遅くとも2009年12月31日まで に総会主席書記あてに意見を具申するように指示すること。

- 総会は、中会総数の過半数の同意を得て、次のことを法で定めること。 1. スコットランド教会のいかなるコート [治会] または機関も、男女間での誠実な結婚の枠外において性的関係にある者を、教会のいかなる聖務に関しても、修養、叙任、入会、再入会、聖職位の承認または体験させるべきではないこと。
- 2. このことを定めた法が、スコットランド教会の法律および規則、とりわけ2002年教会法律第4号、2003年教会法律第8号および2004年教会法律第5号、と抵触しないと解すること。

(3) 嘆願書の提出

いかなる個人または団体も、スコットランド教会の会員かどうかを問わず、いかなる問題についても、いかなる段階のコート〔治会〕に対しても 嘆願(petition)を行うことができる。ただし、その嘆願が適切かつ妥当 なものと判断されるためには、嘆願したものが正当な利益があることを証明しなければならない。嘆願書は、建議書(overture)と類似する点もあるが、嘆願書には、建議書に盛り込むことができる提案意見(Proposed Deliverance)を掲載することはできない。むしろ、救済を求める事項を簡潔の記載するように求められる。また、嘆願を受けたコート〔治会〕側も、その一部のみを審査したり、再提案をしたり、あるいは嘆願内容を修正したうえで、その嘆願に答えることもできる。

(4) 不服申立て、反対意見および苦情申立書の提出

コート [治会]、あるいはその機関が下した決定 [裁断、原決定・原裁断] に対して不満な個人や団体は、原決定 [原裁断] をしたコート [治会]) に対して「不服申立て(Appeal)」することができる。一方、原決定 [原裁断] に賛成できないコート [治会] の1人以上の構成員は、「反対意見および苦情申立書(Dissent and Complaint)」のかたちで不服申立てをすることができる。

原決定「原裁断」の見直しを求めて不服申立てをするものは、不服を申 し立てることに十分な利益があることを証明する必要がある。申立て期間 が限られているため、不服申立ての提出を受けたコート「治会」の書記 は、速やかな事務処理が求められる。一方、申立てを受けた相手方である コート「治会」側は、通例、「回答(Answers)」を公表して対応する。

教会中会の決定に対する「反対意見および苦情申立書」のサンプルは 次のとおりである。

「図表 VII-8] 中会に提出される「反対意見および苦情申立書」サンプル「抜粋」

アバディーン中会の裁断に対する反対意見および苦情申立書 (Dissent and Complaint Against a Decision of the Presbytery of Aberdeen)

私ども、ピーター・デクソン、ソコット・ガイ、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、 $\triangle\triangle\triangle$ およ び×××は、アバティーン中会が、クィーンズクロス信徒会からスコッ ト・レニー師を中会牧師に招聘することを支持したことにかかる中会の 決定に対して、不服申立書を提出する。その理由は、次のとおりである。

- 1. スコット・レニー氏は、クィーンズクロス教区教会の牧師選任委員 会に唯一の候補者として出席し、多数決で選任された。「中略」レ ニー氏が説教をした礼拝において配布された文書のなかで「中略」 彼はキリスト教徒であるパートナー、ディービットと深い関係にあ ることを認めている。「中略」(この問題について)2009年1月6日 に、中会の特別委員会が召集され、スコット・レニー氏をクィーン ズクロス教区教会の牧師として招聘するかどうかが諮られた。中会 は、招聘を支持する旨を表決で決めた。
- 2. 叙任および聖職位就任の行為に関して、スコットランド教会は、旧 約聖書および新約聖書が信仰生活上の最高の教規である。
- 3. 旧約聖書および新約聖書では、同性愛行為について、これを誤った 選択である旨を記している。
- 4. ~ 6. [略]

- 7. 能動的な(active)同性愛者の叙任および聖職位への就任は、スコットランド教会または公同教会における承認された慣行ではない。 「中略」
- 8. アバティーン中会は、能動的な同性愛関係にあると公言してはばからない者を牧師として招聘する決定をすることは、教会の確立された見解および慣行に反し、邪悪なことである。

[以下、略]

上記「反対意見および苦情申立書」に対する「回答」のサンプルは、次のとおりである⁽¹¹⁵⁾。

「図表 VII-9〕 中会が公表した「回答」サンプル「抜粋〕

アバディーン中会の回答 (Answers of the Presbytery of Aberdeen)

この文書は、ピーター・デクソン、ソコット・ゲイ、○○○、△△△ および×××から提出されたアバティーン中会が、クィーンズクロス信徒会からスコット・レニー師を中会牧師に招聘することを支持したことにかかる中会の決定に対する苦情申立てに応答するものである。

序〔要約〕

項目番号順に記された各回答は、苦情申立書に並べられた苦情番号に対応している。

番号順の回答

1. ~6. [略]

⁽¹¹⁵⁾ かねてからスコットランド教会では、同性愛の関係にある聖職者の叙任の可否が大きな問題となっていた。教会総会は、2009年年次総会開催中の2009年5月23日に、4時間以上の質疑討論を経て、326対267の表決で、同性愛者であるスコット・レニー師をクィーンズクロス教区教会の牧師として叙任するアバディーン中会の決定を支持した。News, "Church of Scotland upholds gay minister's appointment," Christian Today (May 24, 2009). Available at: http://www.christiantoday.co.uk/article/church.of.scotland.upholds.gay.ministers.appointment/23428.htm.

7. スコットランド教会は、牧師職の修練または候補者の選任手続にお いて、その者が同性愛者であるかどうかについて質問する慣行を 持っていない。また、教会総会が定めたいかなる法または規則も、 「能動的な同性愛者」は、叙任、聖職位に就任する資格がないとす べきことを規定していない。

8 [略]

9 上記第8で述べたように、この苦情に記されたスコット・レニー師 に関する評価は、推論に基づいており、招聘の支持を取り消すに十 分な根拠があるとは考えられない。「以下、略」

ちなみに、最上位のコート「治会」である総会が出した決定「裁断〕 は、終局的なものであることから、不服申立て(Appeal)や苦情申立て (Complaint) は認められない。反対意見書(Dissent) の提出ができるに とどまる。

7 スコットランド教会総会での執行

スコットランド教会の最高位のコート「治会」である「総会(General Assembly) は、毎年一回、約1週間にわたり、5月にエジンバラで開催 される。しかし、今日、早急な意思決定を求められる事項や課題も多い。 翌年の総会まで待っていては機を失いかねない。

そこで、総会は、年次総会の閉会に先立ち、総会閉会中に総会の執行 事務の処理にあたらせるために「総会委員会(Commission of the General Assembly) を任命することになっている(1997年教会法律第 6 号)。総 会委員会は、「総会自体が行使したと同様とみなされる(as if the General Assembly themselves were acting) かたちで権能の委任を受けて、執行 にあたることができる。

(1)総会委員会の構成と議決

総会委員会は、総会構成員総数の10分の1であり、少なくとも各中会から1人の牧師と1人の長老が入っていなければならない。議決する場合の定足数は、構成員総数の3分の1以上で、そのうちの3分の1は、牧師と長老でなければならない。資格や定足数に疑義が生じた場合には、総会の「建議・事案に関する委員会(Committee on Overtures and Cases)」で精査され、検討結果は、勧告(recommendations)のかたちで報告書(report)にまとめあげられ、各委員や関係当事者に配布される。勧告は、最初に、委員会で質疑応答〔ディベート(debate)〕に付される。3人から5人の委員からなる調査委員会(Investigating Committee)が、事実確認をし、結果報告を行う。調査委員会の裁断は終局的なものとなり、いかなる不服申立ても認められない。

(2)総会委員会の業務

総会の委任を受けて業務執行にあたる総会委員会は、次のような業務を 執行できる。

[図表 VII-10] 総会から総会委員会に委任された事項

- ①総会が委員会に付託した事項の処理、
- ②次回の総会まで検討を引き延ばしていては教会に不利になると思われる場合で、国内外で教会の一般的利益に影響を及ぼす事項の処理、および、
- ③次の事項について、審議しかつ最終的に処理すること: (i) すべての不服申立て(Appeals)、ならびに反対意見および苦情申立て(Dissents and Complaints)。ただし、司法委員会(Judicial Commission)または聖務上訴審査会(Ministries Appeals Panel)の管轄となる紛争処理事案は除く。(ii) 調整事案として付託されている事項、ならびに、(iii) すべての嘆願(Petitions)事案。ただし、牧師資格または再資格付与に関する事案は除く。

8 スコットランド教会総会での立法

スコットランド教会において、総会(General Assembly)は、最高位の コート「治会」であり、中会 (Presbyteries) や小会 (Kirk Sessions) と は異なり、専属的に"立法権能"を行使する。ただ、総会は、立法・執行・ 司法の権能を非分権的に行使する機関である。今日の世俗統治における三 権分立の考え方をそのまま当てはめて"立法"とは何かを把握するのは難 しい。あらためて総会の"立法"権能とは何かが問われてくる。

例えば、「建議 (Overture)」や「嘆願 (petition)」は、総会では、一般 に"事案 (cases)"と呼ばれる。このことから、"司法"にかかる事項の ようにも見える。その一方で、「嘩願」は、その内容によっては、あるい は「建議」の多くは、"立法"ないし"執行"にかかる事項でもある。

こうした問題があることを織り込んだうえで、総会の立法権能について 点検してみる。教会総会が、下位のコート「治会」からの求めに応じて、 あるいはみずからの意思で、立法手続を踏んで制定する法規範には、「法 律 (Acts) | や「規則 (Regulations) | がある。

(1) 教会法律の制定

スコットランド教会は、1679年に、教会の伝統的な教理(doctrine)、 礼拝 (worship)、教会裁治 (church government)、戒規 (discipline) な ど重要事項を稚拙な立法で改変するのを防止するための障壁(厳正な手 続)を設ける趣旨で、障壁法(Barrier Act 1697)を定めた。総会が、教 会法律(Acts)を制定する手続をすすめる場合には、まず、障壁法の適用 となる事項に関する立法なのか、あるいは不適用の立法なのかが、精査さ れなければならない。

「図表 VII-11】 障壁法の適用・不適用と立法手続

- (a) 障壁法適用の場合の立法手続:①中会(Presbytery)が、総会に 対して法律改正につながるような提案意見 (Proposed Deliverance) 付きの報告書 (Report)、あるいは、こうした提案意見付きの建議書 (Overture) の提出する。②総会が、障壁法の適用事案であると裁断 した場合、当該事案を中会レベルで精査するように要請する。③各中 会は、法律改正を求める理由(場合によっては法律案骨子など)を記 した提案意見 (Proposed Deliverance) 付きの報告書 (Report)、ある いは、こうした提案意見付きの建議書(Overture)を、当該中会での 表決結果とともに公表する。④各中会が、提案に賛成か反対かを、実 際の表決結果とともに公表する。⑤各中会は、法律案に対する修正提 案をすることも可能である。⑥中会が修正提案の受諾を条件に原案に 賛成している場合、総会は、反対と判断する。⑥中会の賛否について は、次期の総会で報告する。⑦この報告を受けて、その提案に対し中 会総数の過半数の賛成が得られている場合、総会は、最終法律案を作 成し、それを承認し法律として施行する。⑧最終法律案の作成に際し、 総会は、自らの持つ立法権能を行使し、原提案に対する必要な修正を 加えることができる。
- (b) 障壁法不適用の場合の立法手続:①教会総会は、教会の教理、礼拝、教会裁治および戒規以外の事項にかかる法律を、中会(Presbyteries)の同意なしの制定することができる。②こうした法律には、「疑問を回避するために(for the avoidance of doubt)」という文言ではじまる、ある事項についての疑問点を明確にするために制定される、いわゆる"確認法(Declaratory Acts)"を含む。

ちなみに、障壁法の適用を受けて制定された法律は、「スコットランド教会の拘束力ある教憲および教規(binding rules and constitution of the Church)」となる。また、こうした手続を経て制定された法律を改正または廃止する場合には、あらためて障壁法上の手続を踏む必要がない。また、障壁法不適用で制定された法律も、適用を受けて制定された法律と同様の拘束力を有する。

総会は、教会の教理、礼拝、教会裁治および戒規事項に関する法律であっても、しばしば、障壁法上の手続を踏まずに制定することも多々ある。その限界判定基準は不明瞭であり、総会の裁量にゆだねられている。

(2) 教会法施行規則の制定

教会総会は、教会法律(Acts)の制定とともに、その法律を施行するた めに「規則(Regulations)」を制定する。教会法施行規則は、総会の同意 を得て発布される。

9 今日のスコットランド教会司法

すでにふれたように、スコットランド教会の最高位のコート「治会」で ある総会(General Assembly)は、立法・執行・司法の権能を非分権的に 行使する。したがって、総会は、同教会の内部事項にかかる下位のコート (小会や中会) から上訴(不服申立て)があった場合、そうした事項に対 して司法(紛争処理)権能を行使できる。

しかし、今日、教会総会は、こうした司法(紛争処理)権能の大部分 を、2つの委員会に移譲している。それらは、「総会委員会(Commission of Assembly) | と1940年代に設けられた「司法委員会(Judicial Commission)| である。もっとも、これらの委員会に対し司法権限を移譲したといっても、 総会自体が司法権能を完全に放棄したわけではない。とりわけ、総会に留 保された司法権能のひとつとして、信仰の「教理 (doctrine)」にかかる 事項がある。すなわち、スコットランド教会の「教理|にかかる紛争につ いては、総会が処理・裁断することになっている。

また、2007年には、聖務に関する紛争処理機関として「聖務上訴審査 会 (Ministries Appeal Panel) | が設置され、それまで総会委員会が管轄し てきた種類の上訴(不服申立て)事案の大部分を管轄することになった (2007年教会法律第6号)。

(1)総会委員会による紛争処理

すでにふれたように、総会(General Assembly)に置かれた「総会委員 会(Commission of General Assembly)」は、総会閉会中に総会の執行行 政事務の処理にあたるねらいで任命される。立法以外の権能を行使することがその責務である。その起源は古く、かつては、紛争処理業務も幅広く担当していた。その後、司法委員会や聖務上訴審査会が設けられたことから、総会委員会が担う"司法(紛争処理)"管轄は、これら司法委員会や聖務上訴審査会が管轄しない事項に限られる。実際には、今日、総会委員会は、教区の信徒会の再編(parish appraisal)に関する紛争処理が主な任務になっている。総会委員会は書面審理を原則としている。総会委員会での紛争処理手続を図説すると、次のとおりである。

「図表 VII-13〕 総会委員会の紛争処理手続の概要

委員会の構成

- ・総会委員会は、委員のなかから議長を互選する。ただし、互選できな いときには、総会議長がこれを務める。
- ・総会書記が委員会の書記を務める。
- ・教会付弁護士(Procurator)⁽¹¹⁶⁾ と事務弁護士(Solicitor)が出席する。

事案の受理・不受理

- ・委員会に不服申立て(Appeal)、反対意見書(Dissent)、苦情申立て (Complaint)の提出があった場合、まず、その事案が当該委員会の管 轄に属するかどうかを判断しなければならない。
- ・管轄事項かどうかの判断は、書記、教会代理人および弁護士からなる「建議及び事案に関する委員会 (Committee on Overtures and Cases)」が行う。
- ・上記委員会が、上訴が適切との判断を下した場合、書記はただちに相 手方である中会(Presbytery)に対して反論を求める。

(2) 司法委員会の管轄

スコットランド教会総会 (General Assembly) の司法委員会 (Judicial Commission) は、総会から権限を与えられて、中会の委員会 (Presbyterian Commissions) の裁断にかかる不服申立て事案を審理する。その管轄は、

⁽¹¹⁶⁾ プロキュレーター(Procurator)は、勅撰弁護士(QC=Queen's Counsel)の資格を有する者で、主に世俗法(civil law)に関し、教会総会の依頼を受けて法律相談等に応じる。スコットランド教会総会が選任する。法務委員会(Legal Question Committee)の委員も務める。また、教会が当事者となる訴訟においては、教会側の訴訟代理人を務める。

①聖務に就いている牧師、牧師有資格者、聖職者養成課程卒業予定者およ び執事にかかる戒規事案。ならびに②牧師と信徒会との間の司牧に関する 問題が信徒会側に不満なかたちで解決された事案(ただし教理に関する事 項を除く。) である。

(a)司法委員会の概要

スコットランド教会総会の司法委員会は、沿革的には、1935年に総会 が聖職者の戒規事案を審査する手続を法定したことにはじまる。今日の 司法委員会は、1998年教会法律第1号「司法委員会に関する法律(Act anent the Judicial Commission)、2001年教会法律第3号および2007年教会 法律第1号による改正、以下「司法委員会法」という。」により組織・運 営されている。同法に従い司法委員会の概要を図説すると、次のとおりで ある。

「図表 VII-14】 司法委員会法から読み取った司法委員会の概要(抜粋)

- ◆司法委員会委員の構成:司法委員会の委員は48人「牧師と長老各24 人〕とする(司法委員会法2条a項)。
- ◆委員の任命:司法委員会の委員は、総会の任用委員会(Nomination) Committee) の推挙に基づき、総会が任命する(2条a項)。
- ◆委員の任期: 4年を越えてはならない。特段に事由がある場合を除 いて、任期1年を終了しない限り、再任の資格を有しない(2条b 項)。委員に推挙され総会で任命される者は、必ずしも総会の構成 員である必要はない(2条c項)。総会は、任命する委員の一人を 司法委員会の委員長(Chairman)に、そしてもう一人を副委員長 (Vice-Chairman) に任命するものとする。議長および副議長は、委 員の任期とは別途に、5年の任期とする(2条 d項)。司法委員会 委員が死亡または辞任した場合には、法務委員会(Legal Questions Committee)が、代わりの者が任命する。ただし、その者の任期は、 次の総会の終了時までとする(2条e項)。退職[65歳]時に委員が 担当している事案については、再任がなかった場合でも、任期終了 後も、その事案が終結するまで担当できることとする(2条f項)。

- ◆司法委員会定足数:司法委員会の定足数は16人とする。委員長は、賛 否同数の場合に限り表決に加わるものとする。審理は、開会時に少な くとも24人の委員が出席していなければ、それを開始してはならない (2条g項)。
- ◆開廷:司法委員会の開廷は、委員長または副委員長が司る。ただし、 双方が不在の場合には、委員から互選された委員長代理が、その事案 が終了するまで司る(2条h項)。
- ◆<u>委員の適格</u>: 法務委員会の委員である教会付弁護士 (Procurator) は、司法委員会の委員になることはできない。総会書記 (Clerks) は司法委員会の書記を兼任するが、委員になることはできない。司法委員会の委員は、係争事案につき出身コート [治会] において原審を担当している場合には、利益相反を回避するために、審理に参加することはできない。この場合、法務委員会が、該当する委員 [牧師、長老] に変えて委員代行を任命するものとする (2条 i 項)。
- ◆公正な審理の確保:司法委員会の委員は、不服申立てのすべての手続に参加していなかった場合には、事実審理や表決に参加してはならないものとする(2条k項)。不服申立人は、委員の忌避申立てをする権利を有するものとする。忌避申立てを認めるかどうかは、忌避を申し立てられた委員を除いた委員で、その理由を審査し、裁断するものとする(2条1項)。
- ◆司法委員会の管轄:司法委員会は、中会の委員会(Presbyterian Commissions)の裁断にかかる不服申立て事案を審理する。その管轄は、聖務に就いている牧師、牧師有資格者、聖職者養成課程卒業予定者および執事にかかる戒規事案(3条前段)、ならびに牧師と信徒会との間の司牧に関する問題が信徒会側に不満なかたちで解決された事案(ただし教理に関する事項を除く。)である(4条)。裁断結果は、終局的であり、再審査されないものとする。司法委員会の傍論や最終裁断は、総会の報告書に収録するものとする。ただし、司法委員会が認定した事実や最終判断は、終局的であり、総会での審査の対象とはしない(3条後段、4条後段)。
- ◆不服審査手続規則:司法委員会の審理は、司法委員会法の附則に定められた不服申立手続規則(Rules of Procedures)に準拠してすすめられる。当該手続規則は法的拘束力を有する。教会総会は、スコットランド教会が定めた障壁法(Barrier Act)が求める法律改正に先立つ中会の承諾手続を経ることなしに、当該手続規則を改正することができる(5条)。
- ◆読替え:司法委員会法にいう「不服申立て(Appeal)」は「反対意見 および苦情申立て(Dissent and Complaint)」も含み、「不服申立人 (Appellant)」には「苦情申立人(Complainer)」を含み、かつ、「下位 のコート(Inferior Court)」とは「中会(Presbytery)」を指す(6条)。

◆費用:司法委員会の委員および手続にかかる費用については、総会 が別段の決定「裁断」を下す場合を除き、教会の一般基金(General Purposes Fund) から支出するものとする (7条)。

(b) 司法委員会の手続

スコットランド教会総会の司法委員会は、牧師と長老で構成される。牧 師は法律の専門家ではないが聖務の専門家であり、教会の教理や礼拝、戒 規、さらには教会裁治に明るい。一方、委員として参加する長老の多く は、法曹資格を有する者から選仟されており、争訟手続や法廷の指揮に明 るい。

司法委員会における審理(hearing)は、当事者主義あるいは対審制 (adversary system) を基調とした"口頭審理 (oral hearing)"を原則と している。すなわち、原則として、公開の委員会で、当事者が出席し、当 事者が文書で提出した事実上および教会法上の証拠や主張、その主張につ いても口頭での弁論といった裁判類似の手続ですすめられる。

司法委員会の手続は、スコットランド教会司法委員会法附則「手続規則 (Rules of Procedure)] に定められている。その概要を図説すると、次の とおりである。

[図表 VII-15] 法附則 [手続規則] から読み取った司法委員会手続の概要 (抜粋)

- ◆要式行為:司法委員会に対する不服申立てはすべて、既定の要式にし たがって行わなければならない(1条)。
- ◆不服申立人の資料借用権:不服申立人は、下位のコート〔治会〕また は中会委員会(Presbyterian Commission)が作成したいかなる資料も 借用する権利を有する。この場合において、不服申立人個人またはそ の代理人は、当該資料を大切に扱いかつ求められた期日に返還するこ とを約した借用書を提出するものとする(2条)。

- ◆中会から司法委員会への争訟資料の送達:2001年教会法律第3号に基づく不服申立てに関して、中会委員会の事務長は、不服申立書を受領してから14日以内に、司法委員会の書記に対して、当該不服申立書、不服申立通知書(Notice of Complaint)、特別反論書(Notice of Special Defence)、資料、証拠書類、手続にかかるすべての記録を送達するものとする。1988年教会法律第1号に基づく不服申立てに関し、中会の書記は、不服申立書を受領してから14日以内に、司法委員会の書記に対して、前記書類に加え、その他すべての記録を送達するものとする(4条)。
- ◆日程の決定・通知:司法委員会の書記は、不服申立てを受理した場合、申立ての審理に日程を決めるように司法委員会の委員長ないし副委員長に対して通知するものとする。また、司法委員会の委員長ないし副委員長は、司法委員会書記に対し、決定した日程を関係当事者へ通知するように指示する。当事者への通知は、少なくとも開廷前7日までに到達するように送達しなければならない(5条)。
- ◆継続した審理:申立ての審理は結論がでるまで日々継続して行うものとする。ただし、司法委員会は、正義にかなうその他十分な理由があると判断する場合には、職権によりもしくは当事者の求めに応じまたは適切と思われる条件にしたがって、審理を中断する権限を有する(6条)。
- ◆<u>審理の非公開</u>:司法委員会は、手続を非公開にすることを決定できる (7条)。
- ◆代理人の依頼:司法委員会へ不服申立てをする当事者は、助言者または自分を代理する弁護人を依頼することができる。当事者は、自らの裁量により、代理人を依頼しないかどうかを選択することができる。もう一方の当事者となる下位のコート(治会)は、自らが下した裁断が不服申立ての対象となった場合、その必要に応じて、法務委員会が任命した補佐人(Assessor)の支援を受けることができる(8条)。
- ◆証人の召喚:不服申立ての審理において、司法委員会は、証拠が必要と思う場合には、司法委員会書記に証人を召喚するように求めるものとする。召喚された証人は、司法委員会の指揮の下、宣誓のうえ当事者の質問に対して証言するものとする。その後、もう一方の当事者は、その証人に対して反対質問をすることができる。証人に対する当事者による質問を終えるにあたり、司法委員会の委員は、当事者に代わって質問するか、または、当事者に必要な質問をするように進言することができる。証人から得た証言は、速記のかたちで記録することができる(9条)。

- ▶当事者の主張:最初に、不服申立人が司法委員会で主張する。その後、 相手方が、下位のコート「治会」、中会委員会または司法委員会へ提出 した証拠その他この不服申立てにかかるあらゆる実質的事項に関する 主張をする。相手方の主張が終った後で、申立人は、司法委員会の指 揮の下、提出された証拠について反論する権利を行使することができ る (10条)。
- ◆最終裁断書の作成:不服申立ての審理が終結した場合、司法委員会 は、閉廷に先立ち、傍論や最終裁断を文書にし、委員会の回覧に付し、 かつ、委員長または委員長代理はそれに署名するものとする(11条)。
- ◆当事者への理由書の送達:不服申立ての結審から14日以内に、司法委 員会の委員長は、書記を通して審理に参加した者と協議をしたうえ で、委員会の裁断に対する理由書を作成するものとする。書記は、不 服申立ての結審から21日以内に当該事案の当事者へ理由書の副本を送 達するものとする(12条)。

(3) 聖務上訴審査会の管轄

スコットランド教会総会は、2007年に、48ある中会の過半数の賛成を 得て、2007年教会法律第 6 号「聖務上訴審査会に関する法律(Act anent the Ministries Appeal Panel) 2009年教会法律第1号および第3号による改 正、以下「聖務上訴審査会法」という。」を制定、あらたに「聖務上訴審 査会 (Ministries Appeal Panel) | を設けた(117)。性格的には、総会の常任委 員会 (standing committee) である。

聖務にかかる紛争処理機関(Panel)として聖務上訴審査会が管轄す る範囲は、①聖務協議会(Ministries Council)の決定一般に加え、②聖 職者になるための「聖書・聖典礼にかかる聖職(Ministry of Word and Sacrament) | 養成課程への募集、選任、教育および霊的修養問題に関 係する各種委員会の決定、③牧師補職(Auxiliary Ministry)、執事職 (Diaconate) および読師職 (Readership) にかかる各種委員会の決定に 対する、個人からの不服申立て(appeals)の審査である。

⁽¹¹⁷⁾ Act VI 2007; Act Anent the Ministries Appeals Panel. Available at: http://www. churchofscotland.org.uk/extranet/xchurchlaw/downLords/xchurchlaw2007act06.doc.

これらの管轄事項は、大部分それまで総会委員会(Commission of Assembly)が管轄してきたものである。言い換えると、聖務上訴審査会が、総会委員会の上訴事案の大部分を代わって管轄することになったわけである。

「図表 VII-16】 聖務上訴審査会法から読み取った上訴審査手続の概要(抜粋)

- ◆聖務上訴審査会の目的:スコットランド教会総会は、本法の規定に基づいて、総会から委任された不服申立て (appeals) を審査しかつ終局的な紛争処理をする「聖務上訴審査会 (Ministries Appeals Panel)」と称される常任委員会 (standing Committee) を任命する。聖務上訴審査会の裁断は終局的であり、その裁断にはいかなる最審査を求める権利も有しないものとする。問題が起こることを回避するために、本教会のいかなる小会 (Kirk Session) または中会 (Presbytery) が単独で下した裁断も、聖務上訴審査会に対して上訴できない (1条)。
- ◆審査会の構成: 聖務上訴審査会は、会長(Convener)、副会長(Vice-Convener) および3人の委員からなり、総会規則の規定に基づいて、任用委員会の推挙にしたがい総会が任命する。これら5人のうち、少なくとも1人は法曹、1人は牧師、そして1人は長老であるものとする。聖務上訴審査会の定足数は、会長または副会長ならびに少なくとも1人の長老および1人の牧師を含め3人とする(2条1項)。
- ◆審査会の手続等: 聖務上訴審査会の手続は、本法の趣旨にそいかつ適用可能な限り総会規則によるものとする。聖務上訴審査会は、本教会の教憲および総会が定めた法律に従って活動するものとし、かつ、現行の法律に反するもしくは改正するまたは立法する権限を与えられてものと解してはならない。聖務上訴審査会は、総会の監督を受け、総会は審査会に権限ゆえつの行為があったと思う場合にはそれを取り消すことができる(3条)。
- ◆審査会の裁断の報告:聖務評議会(Ministries Council)は、本法の規定に基づいて聖務上訴審査会が下したすべての裁断を総会に報告するものとする(4条)。
- ◆審査会の所轄:聖務上訴審査会は、総会が定めた法律および規則に 従って、聖務評議会の決定一般、聖職者になるためのフルタイム「聖 書・聖典礼にかかる聖職(Ministry of Word and Sacrament)」養成課 程への募集、選任、教育および霊的修養問題に関係する各種委員会の 決定、さらには、牧師補職(Auxiliary Ministry)、執事職(Diaconate) および読師職(Readership)にかかる各種委員会の決定の関する個人 からの不服申立てを審査する(5条)。

以上が、本稿でイングランド国教会との制度比較をするのに必要とされ る範囲内でのスコットランド教会法制の骨子である(118)。

国教会体制の下での教会法と国家法の関係 VIII

16世紀初頭に確立された"国教会体制 (establishment)"の下、イン グランドという国家とアングリカン教会(Church of England、Anglican Church)とは、いわばコインの表裏のようなかたちで相互依存関係を強 くしていった。下級聖職者の叙任やサクラメント(聖奠)、戒規を含む教 会司法(紛争処理)などを除いては、アングリカン教会の自律は次第に失 われていった。同教会の教会法の立法権能や執行権能は、世俗議会と国王 (女王) の手に移っていった。

国家と教会との表裏一体の関係を示す例をいくつかあげてみよう。イギ リス国王はイングランド国教会の至高の最高指導者(the Supreme Head) であるとか「(Act of Supremacy):1558~1558年国王至上法。ただし、現 在は、「至高の裁治者 (the Supreme Governor)」」、および王位継承資格 者は国教徒でなければならないとか「(Act of Settlement):1701~1701年 王位継承法]、イングランド国教会の主教(bishop)26人〔そのうち2人 は大主教(Archbishop)〕は、イギリス議会上院〔貴族院〕で、「聖職貴族 (Lords Spiritual)」として当然に議席が得られるなどは、最たるものとい える。

イングランド国教会に対し直接に国庫支出を認める法律はない。し たがって、国教会は公的資金で支えられた制度ではない。しかし、イ ングランドにおいては、わが国などでいう絶対的な意味での「政教 分離(separation of religion and politics)」または「教会と国家の分離

⁽¹¹⁸⁾ 紙幅の都合上、スコットランド教会の法制全般にわたる分析は割愛した。時機を 見て、別稿として発表したい。

(separation of church and state)」は確立されていない。むしろ、国教会と国家は強い結びつきを保っていると見てよい。

また、イギリスが非独立国家連合のかたちを採りながらも、イングランドという覇権を有する一つの非独立国がみずからの国教会制度を持ち、しかも、その国教会が世俗議会や世俗裁判所と競合するかたちで、みずからの立法権能や司法権能を行使しえる統治秩序にある。こうした政体に対しては、成文憲法のなかに政教分離原則あるいは聖俗分離の法理の規定を置く諸国などからみれば、違和感を覚えざるを得ないことも確かである(119)。

1 別格の教会法と国家法が融合する国教会体制

イングランド国教会制度とは、国教会に選別された一つのキリスト教派 「アングリカン教会、聖公会」を、他のキリスト教派や宗教とは違う、"別 格の存在 (unique status)"として制度的に保障する仕組みである。

かつては、国教会を受け容れない人たちには過酷な試練が待ち受けていた。その後、時代も変わり、国教会以外のキリスト教派やその他の宗教・宗派を信仰する人たちの「信教の自由(religious liberty)」も、宗教的寛容(passive religious tolerance)の精神にもとづいて、認められるにいたった。その契機となったのが、1689年の寛容法(Toleration Act 1689)の制定である。確かに、近年では、とりわけ1998年人権法(HRA)などの制定が、民の「信仰の自由」のより積極的な認知につながり、これまでの流

⁽¹¹⁹⁾ See, Cyril Garbett, Church and state in England (Hodder & Stoughton, 1950); John Habgood, Church and Nation in a Secular Age (Darton, Longman & Todd Ltd., 1983); Stuart Lamont, Church and State: Uneasy Alliances, (The Bodley Head, 1989); Adrian Hastings, Church and State~ The English Experience: The Prideaux Lectures for 1990 (University of Exeter Press, 1991); Grace Davie, Church and State: A Framework for Discussion, in Religion in Britain Since 1945 (Blackwell, 1994); The Scottish Parliament, The Information Centre, The Act of Settlement (Research Paper 99/17, Dec., 1999). Available at: http://www.scottish.parliament.uk/business/research/pdf_res_papers/rp99-17.pdf; Carolyn. Evans, Freedom of Religion Under the European Convention on Human Rights (Oxford, U.P., 2001); Paul D.L. Avis, Church, State and Establishment (SPCK Publishing, 2001); Rex Ahdar & Ian Leigh, "Is Establishment Consistent with Religious Freedom?," 49 McGill Law Journal 635 (2004).

れを大きく換える契機となっていることは特記すべきことである。

とは言っても、国教会体制が敷かれているイングランドでは、今日でも なおかつ、イングランド国教徒以外の、いかなるキリスト教派、宗教・宗 派の教理を信仰している者であっても、"別格の存在"であるイングラン ド国教会の教理・聖礼典・典礼様式・儀式などに敬意を払わざるをえない という立場に置かれている事実には変わりがない。また、イングランド以 外、すなわちウェールズやスコットランドなど、非独立国家連合のメン バー国にとっても、覇者であるイングランドの国教会の存在は無視し得な V12

日本やアメリカ、フランスなどは、教会と国家の分離原則ないし聖俗分 離原則にそった統治機構や国法秩序を有する国家である。こうした国家に あっては、「教会法 (ius ecclesiasticum, ecclesiastical laws, church laws) と「世俗法 (ius civile, civil laws, secular laws)」とを分離し、相互にでき るだけ干渉しないルールを確立してきている。これに対して、イギリスの ような国教会体制を敷く統治機構や国法秩序の国にあっては、こうした ルールは通用しにくい。さまざまな世俗法「議会制定法」などでもって、 一つの選別されたキリスト教派「アングリカン教会、聖公会」を"別格の 存在(unique status)"とし、それを制度的に保障しているからである。 こうした体制の下では、世俗議会が国教会のための議会制定法をつくるの みならず国教会自身が法をつくり、その法を世俗議会が承認すれば国家法 たる性格を持つ。このような仕組みの下では、教会法「教会の自律規範」 と国家法「世俗法」との間に明確な線引きをすることはきわめて困難であ る。むしろ、双方は融合常態にある。まさに、国教会体制とは、別格の教 会の教会法と国家法が融合する仕組みと見て取れる。

教会法と国家法の融合と聖俗分離の意味

「教会法〔宗教法〕」、「国家法〔世俗法〕」といった言葉は、さまざまな

使われ方をしている。あえて一義的な定義する必要もないともいえる。ただ、国教会体制を敷いていない国々と、国教会体制を擁するイギリスとでは、それぞれの言葉の意味合いもかなり異なってくる⁽¹²⁰⁾。そこで、少し論点を整理しておきたい。

(1) 日・米・仏などの場合

日本(日)やアメリカ(米)、フランス(仏)⁽¹²¹⁾ などは、「政教分離原則」、「教会と国家の分離原則」ないし「聖俗分離の法理」にそった統治機構や国法秩序を維持する国家である。こうした国家にあっては、「教会法 (ius ecclesiasticum、ecclesiastical law)」と「世俗法 (ius civile、civil laws, secular laws)」とは分離され、相互にできるだけ尊重しあうルールを確立してきている。

ここでの「教会法(internal[domestic] church[ecclesiastical] laws)」とは、自律的な信仰集団〔信仰団体〕の教理・聖礼典・典礼様式・儀式、さらには統治(裁治)などに関する内部規範〔自律規範〕を指す。すなわち、もっぱら教会の内部事項(internal church[ecclesiastical] matters)に関する規範である。世俗法としての効力は有せず、したがって、「教会法」とは、それぞれの信仰集団〔信仰団体〕の聖職者や信徒など内部者を規律するに過ぎない。(ちなみに、わが国では「宗憲・教憲(constitution)」、「宗規・教規(rules, regulations)」とも呼ばれる。)

一方、「世俗法」とは、世俗議会〔立法府〕が定める法「国家法(laws of the land)」をさす。世俗法のうち、信仰集団〔信仰団体〕が法人となる場合、あるいは礼拝施設などの財産を所有し、これを維持運用し、その他

⁽¹²⁰⁾ See, Rt Rev Eric Kemp, "The Spirit of the Canon Law and its Application in England," 1 Ecclesiastical Law Journal 5 (1977-78); Alesandro, A.J., The Code of Cannon Law: A Text & Commentary (Paulist Press, 1985); James A. Corriden, An Introduction to Canon Law (Geoffrey Chapman, 1991); Frederic William Maitland, F.W., Roman Canon Law in the Church of England: Six Essays (Lawbook Exchange Ltd, 1998).

⁽¹²¹⁾ フランス政教分離について邦文による分析として詳しくは、小泉洋一『政教分離の法』(法律文化社、2005年)参照。

その目的達成のための業務及び事業を運営することに資することをねらい に定められる国家法を一般に「宗教法 (external religious laws)」という。 ここで言う国家法たる「宗教法」は、信仰集団「信仰団体」の教理、教憲・ 宗憲などに対して世俗法としての効力を与える、あるいは認めるものでは ない。

(2) イギリスの場合

今日のイギリスにおいては、世俗の刑事犯罪に該当する行為がない限り "国家は信仰集団「信仰団体」の聖務(internal spiritual matters)に介入 しない"という意味での聖俗分離の法理はおおむね遵守されている。問題 は、"国家が特定の信仰集団「信仰団体」の教理、教憲・宗憲などを規定 した教会法「宗教法」に対して、国家法「世俗法」としての効力を与えな い"という意味での聖俗分離の法理が堅持されているかどうかである。

イギリスのおける教会法「宗教法」と国家法〔世俗法〕との融合あるい は分離状況を分析する場合には、少し粗いが、信仰集団「信仰団体」を次 のように類別したうえで点検するのも一案である。

「図表 VIII-1〕 イギリスにおける聖俗分離を計るための信仰団体の類別

《A群 [別格の教会]》

《B群[A群以外の教会・信仰団体]》

AAA イングランド国教会

スコットランド教会「国教会」

ウェールズ教会「旧国教会」

カトリック教会、その他のキリスト 教派、ユダヤ教、イスラム教、シー ク教、仏教、新宗教など

(a) 教会法と国家法との融合・分離の実態分析

非独立国家の連合であるイギリス、そのなかでもイングランドやスコッ トランドにおいては、日本やアメリカ、フランスなどとは異なり、国教会 体制を擁する統治機構や法秩序を維持する。とりわけ、イングランドの場 合は、選別された教会(アングリカン教会)に対して超 "別格の存在"、

いわば"別格度 AAA・トリプル A"を、"国家法"で制度的に保障している。教会は、世俗議会と女王の承認を前提に、国家法としての効力を有する教会法を制定できる。世俗議会も、教会法を制定できる。ここでは、教会法(internal[domestic] church[ecclesiastical] law)と国家法とが融合しており、双方の間の明瞭な線引きは難しい。

これに対して、長老派のスコットランド教会も "国教会" としての地位を保障されてはいるものの、イングランドに比べると、聖俗分離は徹底している。国家と国教会との相互依存度は薄く、"別格度 AA"の国教会と見ることもできる。ただ、ここでも、教会が国家法としての効力を有する教会法 (internal[domestic] church[ecclesiastical] law) を制定でき、国家法としての効力を有する。教会法の発効に、世俗議会や女王の承認は要らないが、法形式論的には国家法と宗教法 (internal[domestic] church[ecclesiastical] law) との間の線引きは不透明である。

その一方で、ウェールズ教会は脱国教会化を成しとげ、その教会法 (internal[domestic] church[ecclesiastical] law) は国家法としての効力を 有せず、世俗法と教会法との間の線引きができる。しかし、丹念に分析してみると、いまだ国教会であった時代に持っていた優越的な地位の残存が 見られる。国家とウェールズ教会との相互依存度はきわめて薄いものの、ウェールズにおいて、ウェールズ教会は実質的に別格の地位を維持しており、いわば"別格度 A"の国教会と見ることもできる。もちろん、ウェールズ教会は、B群に配置することも可能である。

着眼点をかえ、B群〔A群以外の教会・信仰団体〕サイドからみると、 国家は宗教に対する不介入の原則を維持し、"国家が特定の信仰集団〔信仰団体〕の教理、教憲・宗憲などを規定した教会法(internal[domestic] church[ecclesiastical] law)〔宗教法〕に対して、国家法〔世俗法〕としての効力を与えられない"という意味での聖俗分離ははっきりしている。ここでは、国家法〔世俗法〕と教会法(internal[domestic] church[ecclesiastical]

law) 「宗教法」との間の線引きは明瞭になる。

もう少し論理的に言うと、B群サイドからみた場合の"教会法"とは、 その信仰団体「信仰集団」の聖務 (spiritual matters) や俗務 (temporal matters) を律する自律規範「数憲・数規など内部規範 (internal[domestic] church[ecclesiastical] law)] を指すことになる。したがって、性格的には、 信徒や聖職者の単なる信仰生活上の私的規範(private internal domestic church[ecclesiastical] rules) にすぎない。この場合に"教会法「宗教法」" は、"世俗法「国家法」"「B群サイドからみると他律=「俗の法(secular laws) [] と対比される概念となる。言い換えると、この場合の"教会法〔宗 教法]"とは、実質的に、B群の信仰団体「信仰集団」の内部規範、~具体 的にはカソリック教会や非国教会派プロテスタント教会その他イスラムや 仏教などの宗教・宗派が定めたカノン法(ius canonicum, canon law) その他 の宗教団体の宗憲・宗規、教憲・教規~を指すと見てよい。

(b) 論点整理

以上のような教会法「宗教法」と国家法「世俗法」との融合ないし分離 の実態の分析から見えてきたことがある。それは、イギリスにおける教会 法「宗教法」と国家法「世俗法」の関係を探る場合には、はっきりさせな ければならない大きな論点は二つあるということである。

その一つは、そもそも、政教分離の原則あるいは"教会と国家の分離" 原則とは何かである。この点については、"教会と国家の分離"の真の意 味は、一つの選ばれた教会・教派(アングリカン教会か、ローマ・カト リック教会、長老制教会かなどを問わず)あるいは宗教・宗派に対して、 国家が別格の地位を制度的に保障しているかどうかが重要な判断基準で あると解したい。また、"国家が特定の信仰団体〔信仰集団〕の教理、教 憲・宗憲などを規定した宗教法(internal[domestic] church[ecclesiastical] law) に対して、国家法〔世俗法〕としての効力を与えない"という意味 での聖俗分離の障壁が設けられていることにあると解したい。

二つ目の論点は、イギリスの"国のかたち"についてである。つまり、イギリス(UK)は、非独立国家連合といわれるが、イングランド(England)、ウェールズ(Wales)、スコットランド(Scotland)といった非独立国家を個別に"UKのメンバー国家"ととらえるべきなのか、それともわが国と同じような単一国家(unitary state)と見てよいのか、という点である。個別にとらえるとすれば、法形式的には、国教会制度を敷くイングランドとスコットランドは、政教分離〔国家と教会の分離〕が確立されておらず、脱国教会化を成しとげたウェールズでは政教分離〔国家と教会の分離〕が確立されておらず、脱国教会化を成しとげたウェールズでは政教分離〔国家と教会の分離〕が確立されているといえる。これに対して、イギリスを単一国家と見ると、この国の政教関係を明確な判断を下すことはますます難しくなる。

(c) 国教会の存在と聖俗分離の意味

イギリスを単一国家と見た場合、連合国家の覇者であるイングランドには "超別格(AAA)"の国教会が存在する。ここでの国教会の「教会法」とは、①アングリカン教会〔イングランド国教会〕が定めた聖務(spiritual matters)+俗務(temporal matters)を律する教憲・教規などの自律規範 [内部規範(internal[domestic] church[ecclesiastical] laws)〕に加え、②イングランド国教会総会議が定めた国教会法(measures)、さらには③世俗議会〔ウエストミンスター議会〕が定めたアングリカン教会に関する議会制定法(external church[ecclesiastical] laws)を包括した概念である。

②および③についてもっと具体的に言うと、イングランド国教会は、 国教会総会議(General Synod)を置いて、聖礼典・秘跡・聖奠〔洗礼 (baptism)と聖餐(sacraments)〕・典礼様式(rites)・儀式(ceremonies)、 さらには教会の裁治〔立法・執行・司法〕の仕組みや運営方法などについ て、自前で国教会法(measure)を定める権限を有している。そして、 国教会総会議がつくった国教会法は、イギリス議会両院の教会委員会 (Ecclesiastical Committee)で審査のうえ、上下両院の決議で承認されか つ女王の裁可がえられれば、国家法としても効力を有することになってい る。

まさに、単一国家としてみる限りでは、イギリスにおいては、"国家が特定の信仰集団 [信仰集団] の教理、教憲・宗憲などを規定した教会法 [宗教法] に対して、国家法 [世俗法] としての効力を与えない"という意味での確固とした聖俗分離の障壁が確立されていない。このことから、教会法と国家法との融合する"国教会体制 (establishment)"を敷く国家といえる。

IX 現代イギリスの教会司法と世俗司法との接点

今日のイギリスの世俗司法(secular courts, civil courts)は、聖俗分離の法理に従い、原則として、信仰集団〔信仰団体・宗教団体〕の内部事項に関しては、それが世俗の刑事犯罪にあたる場合や公序則(public policy)に抵触する場合などを除いて、不干渉のルールを貫いてきている。したがって、信仰集団の内部事項については、基本的には教会司法(church courts)ないし信仰集団の内部紛争処理機関(internal resolution process)による裁断が終局的となる。

ただ、聖俗分離の法理に基づく教会司法への世俗司法不干渉のルールに対しては、1998年の人権法(Human Rights Act 1998)や2006年平等法(Equality Act 2006)などの施行が、大きなインパクトを与えている。これらの世俗法は、「教会活動の自由」の名の下、あるいは信仰や教理の下で容認されてきた"差別"に結びつくような教会の慣行や聖務などの見直しを迫る典拠になっている。また、教会司法ないし信仰集団〔信仰団体〕の内部紛争処理機関による自律的な裁断とそれに対する世俗司法の関与の

可否について、数多くの限界事案を生む要因になっている(122)。

そうした限界事案の裁断にあたっては、国教会(established churches)の場合も、非国教会(non-established churches)その他の信仰集団の場合も、同じ視点で検討されるべきなのか議論のあるところである。また、同じく国教会であっても、イングランド国教会の場合とスコットランド教会の場合とでは、異なる視点から検討されるべきなのかも議論のあるところである。

1 イングランド国教会司法と世俗司法との接点

まず、イングランド国教会における教会司法による自律的裁断とそれに対する世俗司法の介入に可否をめぐる限界事例について点検してみる。イングランド国教会の裁判所は、性格的には、国家法〔国法〕に準拠して設けられた国の裁判所であり、かつ、強制執行のできる裁判権を行使している。1963年教会裁判管轄権〔国教会〕法(Ecclesiastical Jurisdiction Measure 1963)は、世俗の高等裁判所(High Court)に対して国教会裁判所を監督する管轄権限を付与している。同法81条3項の下、例えば、高等裁判所は、主教裁判所(Consistory Court)で法廷侮辱罪(contempt)が問われている事件について、主教の尚書〔チャンセラー(Chancellor)〕による確認に基づいて、その事件を審理する権限を行使できる。言い換えると、高等裁判所は、その事件を審理する権限を行使できる。言い換えると、高等裁判所は、その事件を自らの裁判所で法廷侮辱罪を問うと同様の手続に従って裁くことができる。また、教会裁判所の手続が自然的正義(natural justice)に反すると見られる場合には、世俗裁判所は教会裁判所に介入することもできる⁽¹²³⁾。

高等裁判所は、国教会裁判所の裁判権の行使を伸縮するねらいで、禁止 (prohibition) や職務執行 (mandamus) を命じる権限を有している。し

⁽¹²²⁾ See, Memorandum from Norman Doe, Mark Hill *et al.*, (March 3, 2004) Human Rights Joint Committee on Human Rights, Parliament of the UK. Available at: http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200304/jtselect/jtrights/39/39we22.htm.

⁽¹²³⁾ See, e.g., R. v North, Ex parte Oakey [1927] 1 K.B. 491.

かし、高等裁判所は、数会裁判所の判決を破棄することにつながる事件の 移送 (certiorari)を命じることはできない(124)。この点について、高等裁判 所の上訴を管轄する控訴裁判所(Court of Appeal)は、移送命令を発する ことができる。ただし、この場合であっても、教会の内部事項であって、 教会内の裁判所が裁断できると思われるときには、世俗的な裁判管轄権の 行使を抑制する慣わしとなっている⁽¹²⁵⁾。

1992年の Harries v Church Commissioners for England 事件では、オック スフォードの主教らの請求に基づき、高等裁判所が、イングランド国教会 の資金調達を担当しているチャーチコミッショナーの投資モラルがキリス トの教えに反するかどうかを審査した⁽¹²⁶⁾。チャーチコミッショナーは、 1947年チャーチコミッショナー「国教会」法(Church Commissioners Measure 1947) に基づいて、教会財務、資金調達業務を担当している。 チャーチコミッショナーは、その当時アパルトヘイト(人種隔離)政策を 実施していた南アフリカの会社に多額の投資をしていた。この投資方針は モラル的に問題であるのではないかということで聖職者のなかに異論が あった。批判的な主教らからの訴えがあり、世俗の高等裁判所が審査した 事案である。高等裁判所は、受託者の地位にあるチャーチコミッショナー の任務は、資金の効率的な運用にある点に着眼し、"資金調達が倫理問題 に勝る"との判断を下した。この判断に対しては批判もあるが、一般的に は世俗裁判所が教会の内部事項に不介入の立場を貫いた判断であると理解 されている⁽¹²⁷⁾。

⁽¹²⁴⁾ See, R, v Chancellor of St. Edmundsbury and Ipswich Diocese ex parte White [1948] 1 K.B. 195.

⁽¹²⁵⁾ See, R. v Chancellor of Chichester Consistory Court ex parte News Group Newspaper Ltd. [1992] Crown Office Digest 48 (Q.B. Divisional Ct. 1992).

^{(126) [1992] 1} WRL 1241; [1993] 2 All ER 300.

⁽¹²⁷⁾ See, Rosy Thornton, "Etical Investments: A Case of Disjointd Thinking," 67 Cambridge Law Journal (2008) at 396.

2 スコットランド教会司法と世俗司法との接点

次に、スコットランド教会における自律的裁定とそれに対する世俗司法 の介入に可否をめぐる限界事例について点検してみる。

スコットランド教会(Church of Scotland)は、イギリスにおけるもう一つの国教会(established Church)である。すでにふれたように、スコットランド長老制教会の統治の単位は"コート〔治会(Court)〕"と呼ばれる。ここでの"コート"とは、今日の「司法」あるいは「裁判所」を意味するのではなく、合議制を基本とした立法・執行・司法の権限を非分権的に行使する裁治機関を指す。スコットランド教会の司法〔紛争処理機関〕は、同じく聖的非分権的裁治システムを採りながらも比較的独立性の強い教会裁判所を有するイングランド国教会とは異なる。

スコットランド教会は、「宣言的箇条(Articles Declaratory)」において、教会事項(church matters)、すなわち「教会の信者や聖務についてのあらゆる問題を決定する権利、教憲および教会裁判所の構成員、職務担当者の選任方法、ならびに教会の聖職者その他の職務担当者の職位策定を含む、教会の教理(doctrine)、礼拝(worship)、教会裁治(church government)および戒規(discipline)に関するすべての事項」については、スコットランド教会の専属管轄事項である旨を確認している(6条)。また、イギリス議会は、1921年スコットランド教会法(Church of Scotland Act 1921)を定め、スコットランド教会の宣言的箇条は法的効力を有する条項であり、かつ、そのなかに記された権利、権能および自由はいかなる世俗法によっても制限されない旨を、確認している(1条)。

このようなスコットランド教会の聖務にかかる専属管轄は、生来教会が 持つ固有な権限である。言い換えると、世俗法により教会に付与されたも のとは解されていない。

1851年の Lockhart v Presbytery of Deer 事件において、スコットランド 民事上級裁判所(Court of Session)は、「世俗裁判所は、教会の戒規事項 に関して教会のコート「治会」の手続に介入する権利を有しない」と判示 している⁽¹²⁸⁾、また、1870年の Wight v Presbytery of Dunkeld 事件におい て、民事上級裁判所は「スコットランド教会のコート「治会」は、国の司 法と認められており、「中略」教会のコート「治会」の裁断は、聖界内で は終局であり、それは、民事管轄において世俗裁判所の判断が終局である と同様である。教会の戒規にかかる事項はもっぱら教会コート「治会」 の管轄内にあり、世俗裁判所が介入する権限を有しない」と判示してい ろ⁽¹²⁹⁾。

さらに、1995年の Logan v Presbytery of Dumbarton 事件においては、 戒規事案についての中会(Presbytery)の裁定に不満な牧師が世俗裁判 所へ救済を求めた。民事上級裁判所は、戒規裁定に不満な場合には、教 会総会(General Assembly) に対して不服申立て(appeal) をすべきであ り、世俗裁判所へ上訴すべきでないとの理由から、本案審理を拒絶してい る(130)。

このように、世俗裁判所は、聖俗分離に法理を尊重する姿勢を堅持して いる。この背景には、国教会であるスコットランド教会は、宣言的箇条6 条および1921年スコットランド教会法の下で、戒規事案について自律が 認められていることがある。また、もう一方で、世俗裁判所は、格別議会 制定法によって裁判管轄権が認められていない限り、教会が下した裁断に 介入しない姿勢を堅持していることがある。

この点について、イギリス議会下院の1997年~98年の人権法案 (Human Rights Bill) の報告審議における質疑討論〔ディベート (debate)〕の際に、当時のスコットランド担当国務大臣は、「スコットラ ンドの世俗裁判所(civil courts)は、判断求められた事案が聖的事項の定 義内にあるかどうかについて判別する権限を有している。しかし、当該裁

^{(128) [1851] 13} D 1296, at 1299.

^{(129) [1870] 8} M 921, at 925.

^{(130) [1995]} Scots L. Times 1288.

判所は聖的事項自体に対して裁断を加える権限を有していない。政府には、こうした秩序をかき乱す意図はない。」と答弁している(131)。すなわち、公的団体としての存在感が強い国教会の場合であっても、聖俗分離の視角から、当該教会の内部事項については、広く"自律 (autonomy)"に委ねられ、原則として世俗司法は不干渉のルールは維持すべきである、というのが政府見解であると読み取ることができる。

3 非国教会等の自律的な裁断と世俗司法との接点

つづいて、非国教会(non-established churches)その他の信仰団体〔信仰集団〕の内部事項(internal ecclesiastical matters)に関する自律的な裁断とそれに対する世俗司法の関与の可否について点検する。

イギリス法は、信仰団体 [信仰集団] をはじめ自律的な運営を行っている団体については、できるだけその内部自治・私的自治を尊重すべきであり、当該団体の内部事項に対する司法の介入はできるだけ抑制されなければならない、という原則を護ってきている。言い換えると、こうした団体の構成員などが内部事項について例外的に司法審査を求めることができるのは、一般に、その団体の権限行使が公的な性格を有し、かつ、他に利用できる救済手段がない場合に限られる。

こうした法原則の下にあって、私法契約(private law contract)に基づいて組織されている信仰団体〔信仰集団〕内にある戒規機関ないし司法権能を行使する機関が行った裁断に対しては、聖俗分離の法理に基づき、原則として世俗司法は介入しないというのが、今日のイギリス世俗司法の基本姿勢である。言い換えると、信仰団体〔信仰集団〕の構成員などがその内部事項(internal matters)〔聖的事項(spiritual matters)+俗的事項(temporal matters)〕に対して世俗裁判所が介入を求める場合、当該裁判所は、まず、その団体内にある不服申立手続を踏むように求めなければな

⁽¹³¹⁾ See. House of Commons Debates (1997-98) 317 c 1345.

らない。また、世俗裁判所は、訴えを許可するとした場合には、救済を求 められた事項が教会事項かどうかを判断しなければなない。さらに、とり わけ当該教会事項が聖的事項にあたるとすれば、当該裁判所は、司法権の 行使を抑制しなければならない。

(1) ウェールズ教会司法と世俗司法との接点

すでにふれたように、ウェールズ教会(Church in Wales)は、1914年 ウェールズ教会法 (Welsh Church Act 1914) の下、1920年に、イング ランド国教会(Church [of England] in Wales) から離脱、脱国教会化を 成しとげた。これに伴い、ウェールズ教会の教会裁判所(ecclesiastical courts) は強制執行のできる裁判権の行使を停止し、かつ、ウェールズ教 会の教会法 (ecclesiastical law) は、国法としての効力を停止した(法3) 条1項)。

脱国教会化に伴い、ウェールズ教会は、1914年法の発効後、その信徒 のみに拘束力のある教憲(Constitution)や規則(regulations)を置き、 そのなかで、脱国教会以前にそれまで法で規定していた聖職者の戒規や教 理・聖礼典・典礼様式・儀式などの内部事項を定めるかたちをとった。こ のように、脱国教会化後、教会裁判所の運営は、教会教憲や規則に基づい て行われる体制になったものの、従来の教会裁判所の仕組み自体は維持さ れた。

1992年の R v. Provincial Court of the Church in Wales, ex parte Williams 事件においては、ウェールズ教会の聖職者が教憲に反するスキャンダラス な事件を起し、同教会の大主教管区裁判所で聖職から破門の処分を推挙さ れた。当該聖職者は、この処分を不服として高等裁判所へ司法審査を求め た。高等裁判所は、聖俗分離のルールを尊重する立場から、ウェールズ教 会の内部事項に介入することを自制し、本案審理に入ることなくその訴え を却下した(132)。

(2) 信仰団体内部での裁断と世俗司法との接点

ひとくちに信仰団体〔信仰集団〕と言っても、イギリスにおいては、国教会以外のキリスト教諸派(Christianity)やユダヤ教(Judaism)、イスラム教、仏教、その他の新宗教まで、実に多様な団体が存在する。世俗裁判所がどのような場合にどのように司法権の行使を抑制するのかについては、判例の集積に頼ることになる。

Regina v Chief Rabbi of the United Hebrew Congregations of the Great Britain and the Commonwealth, Ex Parte Wachmann 事件においては、ユダヤ教正統派の宗教教師〔ラビ(rabbi)〕イヴァン・ウォッチマン師が姦通(adultery)の罪で宗教教師の職を解任されたことから、その解職を不当として争った事案である「133」。本件において、上席ラビは、査問委員会の結果に基づき、ウォッチマン師が倫理的のみならず宗教上も宗教教師の職を遂行する適格性を有しないと宣言したことから、信徒会はウォッチマン師を解任した。ウォッチマン氏は、上席ラビの決定は手続的公正を欠いているとの理由で世俗裁判所へ司法審査を求めた事案である。裁判所は、本件は、真正な意味での公法的性格(truly public law character)を欠く事案であり、世俗裁判所が審理すべきではない宗教機能(religious function)に関するものであるとの理由で、本案審理に入るのを拒否し、却下した。

1992年の R v Imam of Bury Park, ex parte Sulaiman 事件においては、イスラム寺院の宗教教師 [イーマム([Imam)] が、モスク委員会における特定の委員(信徒)の表決権を停止したことから、表決権行使を妨げられた信徒がこれを不当として世俗裁判所に救済を求めた事案である[[34] [[裁判所

^{(132) [1999] 5} Ecclesiastical Law Journal 217. ちなみに、従来、ウェールズ教会聖職者の 戒規事案は、大主教裁判所が管轄していた。これが、2000年以降は、教会の戒規審判 所(Disciplinary Tribunal) が管轄することになった。

^{(133) [1992] 1} WLR 1036

^{(134) [1992]} Crown Office Digest 132 DC.

は、信仰団体の内部事項であり、世俗司法が介入すべきことではないとの 理由で、司法審査事案でないとして本案審理を拒絶し、却下した。

X 国教会に対する人権法の影響

イギリスは、キリスト教派、宗教・宗派の多様化、世俗化のうねりの なかにある。イギリスには、「信教の自由 (freedom of religion, freedom of religious belief)」を制度的に保障した、あるいは逆に信教の自由を制約す る、成文の憲法条項は存在しない。このことの裏返しで、いかなる民も、 コモンローないし議会法で制約されない限り、こうした自由を享受できる 構図にある、と見ることができる(135)。とは言っても、16世紀初頭に確立 されたイングランド国教会は、イギリスの統治機構のなかに深く組み込ま れ、今日にいたっても国政や民の信仰生活に大きな影響力を保っている。 史実が物語るように、イギリスでは、国教会制度の下にあって、民、と りわけ非国教徒の信教の自由は、消極的に宗教的寛容 (passive religious tolerance)の枠内で認められるという伝統は脈々と続いてきた。

こうした伝統に少なからずインパクトを与えたのが、1950年ヨーロッパ人 権条約 (ECHR=European Convention on Human Rights and Fundamental Freedoms)の批准や、イギリス国内法である1998年人権法(HRA=Human Rights Act 1998) の2000年10月2日からの全面施行である。ここでは、思 想、良心および信教の自由に対する権利(the right to freedom of thought, conscience and religion)の保障が謳われ、民の信教の自由は、これまで のような消極的に宗教的寛容に基づくのではなくして、より積極的な基本 権として位置づけられている⁽¹³⁶⁾。

⁽¹³⁵⁾ See, Mark Hill, "Church Autonomy in the Untied Kingdom," in Gerhard Robbers (ed.) Church Autonomy (Peter Lang GmbH, Frankfur am Main, 2001) at 367-284.

⁽¹³⁶⁾ David Feldman, Civil Liberties and Human Rights in England and Wales (2d ed., Oxford University Press, 2002).

1 人権法にいう「公的機関」とは

ヨーロッパ人権条約(ECHR)や1998年人権法(HRA)は、国教会制度が信教の自由と相容れない仕組みであるとの見解にたつものではない⁽¹³⁷⁾。しかし、人権条約(ECHR)の批准や人権法(HRA)の施行を契機に、国教会、とりわけイングランド国教会の自律性に微妙な影響を与えているように見える。なぜならば、人権条約(ECHR)や人権法(HRA)は、「公的機関(public authorities)」に対して、ECHR や HRA が保障する自由や権利を侵害する行為を禁止するからである(例えば、HAR 6 条)。

人権法にいう「公的機関(public authorities)」は、大きく2つに分けることができる。①一つは、「本来的な公的機関(core public authorities)」である。例えば行政機関や地方議会のような、すべての事項についてHRA の基準に従うことを求められる機関や団体が、これにあたる。そして、②もう一つは、「機能的な公的機関(functional public authorities)」である。「機能的な公的機関」とは、「私的団体で公的性格を有する権能を行使するもの(public bodies that perform "functions of a public nature")」を指す(138)。

2 国教会は「公的機関」にあたるのか

イングランドおよびスコットランドでは、国教会制度を維持する。国教会 (established church) は、他のキリスト教派や宗派とは異なり、著しく公的な性格が強いことから、人権法がストレートに適用のなる「本来的

⁽¹³⁷⁾ イギリス以外の人権条約(ECHR)加盟国、デンマークやノルウェー、フィンランド、アイスランドなどでも国教会(ルター派キリスト教会)体制を維持する。一方、スウェーデンでは、2000年に国教会制度を廃止した。

⁽¹³⁸⁾ 第三セクター (NPO、チャリティ界) は、「本来的な公的機関」にあたらない、と解釈もなりたつ。しかし、この場合でも、政府からの公的支援を仰いで公的機能・公共サービスを受託した第三セクター団体は「機能的な公的機関」にあたるとの解釈もなりたつ。

な公的機関」にあたるのかどうかが問われてくる⁽¹³⁹⁾。あるいは、国教会は「本来的な公的機関」にはあたらないと解されるとしても、「機能的な公的機関(functional public authorities)」にあたると解されると、国教会が行う宗教活動が、人権法の適用の及ぶ"公的権能(public function)"の行使にあたるのではないかが問われてくる⁽¹⁴⁰⁾。

一方、人権法にいう「公的機関(public authority)」には、その権能が公的性格を有する「裁判所(court)もしくは審判所(tribunal)」も含まれる(HRA6条3項a号)。このことは、イングランド国教会の裁判所(Church courts)や審判所(Church tribunals)、さらには同じく国教会であるスコットランド教会のコート(治会)自体ないしコート内に設けられた司法委員会(Judicial Committee)や審判機関〔聖務上訴審査会(Ministries Appeal Panel)〕が司法権限を行使する場合には、ECHRやHRAに盛られた自由や権利を擁護する義務を負うことを意味する。当然、国教会の自律〔教会法〕と他律〔世俗法たるHRA〕とがぶつかり合う場面がたくさん出てくる。

(1) イングランド国教会の場合

イギリスにおいては、ストレートに「国教会 (established Church)」= 「公的機関」と解する見方もある。しかし、こうした見方に対しては、と

⁽¹³⁹⁾ イングランドを例にして見ると、国教会であるアングリカン教会と、カトリックその他のキリスト教派およびイスラム教や仏教などの宗派とは、人権法(HRA)の適用において異なる扱いをすべきであるとの考え方もなりたつ。その一方で、信教の自由を享受する信仰界(religious faith communities)は等しく、人権法の適用除外の特典を享受すべき立場にあるとの考え方もなりたつ。イギリスのキリスト教派は、"信仰団体は公的機関にはあてはまらず人権法(HRA)の適用除外とされるべきである"との主張をしている。See, Evangelical Alliance, "Meaning of 'Public Authority' under the Human Rights Act: Response to the Joint Committee on Human Rights Press Notice No.3. Available at: http://www.eauk.org/public-affairs/humanrights/upLord/Response_to_Joint_Committee_on_Human_Rights.pdf.

⁽¹⁴⁰⁾ この点については、アメリカ法においては、私人、私的団体の行為であっても、公的性格が強いときには、その行為を「私人の公権的行為(state action)」とみなして憲法を直接適用することにより市民の自由や権利を保障しようとする判例法の考え方とアナロジーでとらえることもできよう。See, Note, "State Action: Theories for Applying Constitutional Restrictions to Private Action," 74 Colum. L. R. 656 (1974).

りわけ国教会側から強い異論が出されている。国教会は、信仰に根ざした 団体 [信仰団体] であり、他の宗教団体 (other religious organizations) と変わらない存在であり、人権法の適用にあたっては、国教会とそれ以外 の信仰団体は同じ基準で取り扱われるべきであるとの主張である。こうし た主張は、信仰の自由を護るためには、聖俗分離の障壁はできるだけ高い ことが望ましい、したがって、信仰界 (religious faith communities) には 一律にできるだけ幅広く人権法の適用除外の特典を享受すべきである、と の確信に裏打ちされている。

一般に、イギリスにおけるキリスト「教会(Churches)」あるいは教派は、法人格を有しない。イングランド国教会(Church of England)も、法人格を有していない。しかし、国教会を構成する各種機関、例えば、チャーチコミッショナー(Church Commissioners)、主教区(dioceses)、教区教会評議会(PCC=Parochial Church Councils)などは、一人法人(corporations sole)などの法人形態を用いて法人格を有している。したがって、イングランド国教会が人権法の適用対象となる「公的機関」にあたるのかどうかは、国教会を構成する機関ごとに判断すべきであるとの主張がある。言い換えると、イングランド国教会を概括的に"公的機関"と見て、一律に人権法の適用対象とみるのは稚拙すぎる、というのが国教会側に組する研究者などの支配的な見解である⁽¹⁴¹⁾。

すでにふれたように、2003年の Aston Cantlow Parochial Church Council v. Wallbank 事件⁽¹⁴²⁾ において、最終司法機関であるイギリス議会上院上訴委員会(Appellate Committee of the House of Lords)は、イングランド国教会の「国教たる地位(established nature)」に関して、国教会の聖的性

⁽¹⁴¹⁾ See, Mark Hill, 21 Memorandum from Norman Doe, Mark Hill et al., (March 3, 2004) Human Rights Joint Committee on Human Rights, Parliament of the UK. Available at: http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200304/jtselect/jtrights/39/39we22. htm.

^{(142) [2003] 3}WLR 283. Available at: http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200203/ldjudgmt/jd030626/aston-1.htm. See, M. Hill & R. Stangberg, "Is Noting Sacred? Clashing Symbols in a Secular World," Public Law (2008) at 488.

格 (spiritual nature) に着眼して、ストレートに人権法が適用になる「公 的機関 (public authority)」にはあたらないと判示している (143)。

(2) スコットランド教会の場合

スコットランド教会 (Church of Scotland) も、イギリスにおいて"国 教会(established Church)"としての地位を保障されている。このスコッ トランド教会についても、ストレートに「国教会 (established Church)」 =「公的機関」の解釈を適用すべきであるとの見解がある。こうした見解 は、同教会が定める法律(acts)は国法としての取扱がなされるなど、公 的性格が強いとの理由に裏打ちされている。しかし、その一方で、スコッ トランド教会は、確実に政治との距離を置いており、現象的には一般の信 仰団体と変わらない。したがって、イングランド国教会に比べれば、「国 教会」=「公的機関」との見解があてはまりにくいといえる。

スコットランド教会のコート「治会(Court)」は、合議制を基本とし た執行行政・立法・司法の権限を非分権的に行使する機関である。しか し、本来的には聖務を執り行う機関である。したがって、スコットランド 教会は、聖俗分離の視点から、コートに対する人権法の適用については、 消極的に解すべきである、としている。しかし、教会総会は、2007年に、 48ある中会の過半数の賛成を得て、「聖務上訴審査会(Ministries Appeal Panel) | をあらたに設ける法を制定した⁽¹⁴⁴⁾。これにより、とりわけ戒規処 分手続の透明化をはかり、人権法の適用拡大に備えている。また、教会総

⁽¹⁴³⁾ こうした判例、とりわけ「機能的な公的機関」をめぐる判例の展開について、 「人権の擁護」という人権法 (HRA) の立法意思の軌道を外れてきているとして、 イギリス議会の人権に関する合同委員会が批判的な報告書を公表している。See. 7th Report of Session 2003-04, The Meaning of Public Authority under the Human Rights Act, HL Paper 39/HC382. Available at: http://www.publications.parliament.uk/pa/ it200304/jtselect/jtrights/39/39.pdf. なお、この報告書に対する国教会大主教評議 会 (Archbishops' Council) の「公的機関」についての反論は、See, Archbishops' Council, Inquiry into the Meaning of "Public Authority" under the Human Rights Act (Dec. 2006)

⁽¹⁴⁴⁾ Act VI 2007; Act Anent the Ministries Appeals Panel. Available at: http://www. churchofscotland.org.uk/extranet/xchurchlaw/downLords/xchurchlaw2007act06.doc.

会が、同性愛者である牧師の任用を承認するなど、人権法の適用を意識した決定も多々みられる。

(3) ウェールズ教会の場合

脱国教会化したウェールズ教会(Church in Wales)は、イングランド国教会やスコットランド教会とは、その存在感が異なる。今日のウェールズ教会は、私法契約(private law contract)に基づいて組織されている信仰団体の一つであるとの見方がある。こうした考え方に立つと、確かにストレートに「国教会(established Church)」=「公的機関」の解釈はなじまない。しかし、かつて国教会であったことに基因する議会制定法が認めるウェールズ教会の"格別の存在"感(名残)はいまだ各所に見受けられる。したがって、人権法の適用対象となる「公的機関」にあたるのかどうかは、ウェールズ教会を構成する各機関ごとに判断すべきであるとの見解が支配的である。

(a)特別許可事案

ウェールズ教会は、脱国教会化以降も、1914年ウェールズ教会法に基づき、自前の教憲や教規を定め、従前からの教会司法や特別許可(faculty)制度を維持している。例えば、特別許可事案(faculty cases)については、ウェールズ教会の主教区裁判所(Diocesan Court)が裁断し、その裁断に不満がある場合には、大主教管区裁判所(Provincial Court)に上訴できる仕組みになっている。

特別許可事案にあたるものの一つに、文化財保護法の教会への適用除外にかかる自主規制スキームがある。聖俗分離の法理を勘案してつくられた仕組みである。イングランドおよびウェールズにおける文化財保護法ともいえる1990年計画(登録建造物及び保全地域)法の下では、聖別された土地にある教会建造物などに対しては、教会の自律性を重んじる視点から、

一定の要件を充たせば、建造物登録の政府規制を外し(「教会への適用除 外 (church exemption)」とし)、教会の自主規制に委ねることになってい る(145)。ウェールズ教会は、この「教会への適用除外」の対象となるが、代わ りに教会裁判所が責任を持って特別許可事案として自律的な規制を実施する ことになっている。この場合、ウェールズ教会裁判所の権限行使は、世俗事 項と深くかかわるものである。純粋な聖務事項とはいえない。こうしたスキー ム実施に責任を持つ教会機関は、人権法上、「公的機関 (public authorities) にあたる。あるいは「公的権限を行使する機関」にあたるものと解される。

(b) 刑務所チャプレン

他にも人権法の適用対象となると解される事例がある。例えば、刑務 所法(Prison Act1 952) の規定に基づき、ウェールズにおいては、刑務 所付のチャプレン (prison chaplain) およびチャプレン補佐 (assistant chaplain)は、ウェールズ教会の聖職者でなければならない(7条4項、 53条4項)(146)。この議会制定法の規定は、あきらかに、ウェールズ教会が かつて国教会であったことの名残である。この場合、ウェールズ教会の

⁽¹⁴⁵⁾ 具体的な適用除外要件などについては、1990年計画(登録建造物及び保全地域) 法60条〔教会建造物及び余剰教会への適用除外〕の下、所管の国務大臣である文化・ メディア・スポーツ省(DCMS)担当相が、政令で適用除外の範囲を定めることが できることになっている(法60条5項)1994年以降、1990年計画(登録建造物及び 保全地域)上の規制が適用除外とされているのは、イングランド国教会(Church of England) に限られない。その他一定のキリスト教派にも適用除外は及ぶ。具体 的には、ウェールズ教会 (Church in Wales)、ローマ・カトリック教会 (Roman Catholic Church)、バプティスト同盟教会(Baptist Union Church)、メソジスト教会 (Methodist Church)、合同改革派教会 (United Reformed Church)、スコットラン ド教会 (Church of Scotland)、スコットランド自由教会 (Free Church of Scotland)、 自由長老教会 (Free Presbyterian Church) などが適用除外となる (1994年議会制 定法従位文書(Statutory Instruments) 第1771号、1994年教会適用除外(登録建造 物及び保全地域)政令(Ecclesiastical Exemption (Listed Buildings and Conservation Areas) Order 1994) 第6条参照)。Available at: http://www.opsi.gov.uk/si/si1994/ Uksi 19941771 en 1.htm).

⁽¹⁴⁶⁾ ただし、所管大臣は、ウェールズ教会以外の教派や宗派の信仰者である収容者の求め があり、その求めが適切であると判断する場合には、該当する聖職者の訪問を許可するこ とができる。ただし、刑務所付チャプレンに任命することはできない(刑務所法10条)。 Available at: http://www.opsi.gov.uk/RevisedStatutes/Acts/ukpga/1952/cukpga 19520052 en_1#pb1-l1g1.

チャプレンは、公的権能を行使する公的機関とみなされる。

(c) 埋葬および教区墓地に埋葬してもらう権利

一般に、教会の信徒には教区墓地に埋葬してもらう権利 (right of parishioners to burial in the parish burial ground) があるとされる。こうした権利をはじめとして教区墓地の維持管理や埋葬にかかる詳細は、国教会以外の教派の場合には、教規など教会内規で定めている。

これに対して、ウェールズ教会の場合、教区墓地の維持管理や埋葬にかかる基本事項は、議会制定法である1945年ウェールズ教会(埋葬地)法(Welsh Church (Burial Grounds) Act 1945)で定めている。この法律の下、埋葬の告示、料金や葬式等に関する規程については、墓地の譲渡や維持管理をする代議員会が定め、ウェールズ議会(National Assembly for Wales)の承認を要することになっている(4条2項)(147)。また、ウェールズ教会の教区墓地に埋葬してもらう権利を有する信徒を除き、ウェールズ教会が維持管理する墓地への埋葬に関しては、教会信徒とそうでない者とを差別してはならないことになっている(4条1項)。こうした議会制定法の規定は、あきらかに、ウェールズ教会がかつて国教会であったことの名残である。ともあれ、ウェールズ教会の教区墓地や埋葬にかかる行為は、公的権能と有するものと解される。したがって、教区墓地への埋葬に関し違法な差別により被害を受けた者〔犠牲者(victim)〕は救済を求めて法的手続を開始することができる。

⁽¹⁴⁷⁾ ウェールズ教会(埋葬地)法4条2項では、「国務大臣」の承認を受けることになっているが、1999年ウェールズ議会(権限の移譲)命令(National Assembly (Transfer of Functions) Order 1999)に基づき、この国務大臣の権限は1999年7月1日からウェールズ議会、さらには2006年ウェールズ政府法(Government of Wales Act 2006)別表11に基づきウェールズの大臣に移譲されている。See, Burial fees 2009; The Minister for Social Justice and Local Government has agreed an increase in burial fees from 1 January 2009 (11 November 2008). Available at: http://new.wales.gov.uk/publications/accessinfo/drnewhomepage/lifedrs2/Lifedrs2008/burialfees2009/?lang=en.

人権法の適用拡大と信仰団体の今後

いまや国教会は聖俗関係見直しの激流のなかにある。こうした流れを後押 しするかたちで、2006年平等法 (Equality Act 2006)⁽¹⁴⁸⁾ をはじめした議会制定 法も数多くつくられてきており、現代のイギリス宗教法の分析においては、と りわけ人権法関連の動きも見逃せない⁽¹⁴⁹⁾。また、イギリスにおける移民人口の 増加 信仰する宗教の多様化などに伴い 人権法(HRA)を拠りどころにした 自らの信仰の自由「宗教上の人権 (religious human rights)] とぶつかるさま ざまな法的・経済的な規制、部分社会規制などとの融和 (accommodation) を司法「世俗裁判所」に求める動き「例えば、輸血、職務中の礼拝、学 校でのスカーフ着用、受刑者の処遇、日曜安息日の遵守(Observance

(149) イギリスの伝統的なキリスト教派には、人権法(HRA)が、平等(equality)や 人権(human rights) 擁護に偏重するあまり、逆に宗教上の自由権(the rights of freedom of religion) や教会の自律がないがしろにされていると、危惧する声が強 い。この点について、イングランド国教会のウイリアムズ(Rowan Williams)カン タベリー大主教は、人権法(HRA)が、法的な平等(equality before the law)、個人 主義 (individualism) や非寛容 (intolerance) を必要以上に強調する構図になってお り、実質的に世俗的自由主義の道具(tool of secular liberalism)と化し、キリスト教 界への脅威となっていることに警鐘を鳴らしている。See, "Church raises fears over Human rights Act," Telegraph (17, January, 2009). Available at: http://www.telegraph. co.uk/news/newstopics/religion/4279103/Church-raises-fears-over-Human-Rights-Act. html.

^{(148) 2006}年平等法は、従来からあった機会均等委員会(EOC=Equal Opportunity Commission) や人種平等委員会 (CRE-Commission for Racial Equality) などを再編 し、あらたに法人格を有する「平等・人権委員会(EHRC=Equality and Human Rights Commission)」を創設した。ちなみに、平等・人権委員会(EHRC)は、年齢、障 害、性別役割分担、婚姻関係、妊娠や育児、人種、宗教または信仰、男女、性的志 向(異性愛、同性愛、両性愛)を理由とした差別問題に包括的に対処する機関(one stop shop) として創設され、2007年10月1日に発足した。Available at: http://www. equalityhumanrightsjobs.com/. また、平等法は、物品の提供、施設利用および役務 の提供、教育、住居の利用や処分ならびに公的権能 (public function) の行使におい て、宗教および信仰を理由に差別することを違法とする。さらに、同法は、公的機 関(public authorities) に対しては、男女の機会均等を推進し、かつ、公的権能の 行使において性差別を禁止するための一般的な義務を課すとともに、男女平等計画 (Gender Equality Scheme) の作成を義務づけている。その一方で、宗教団体(信仰 団体)に対しては、その収益事業を除き、平等法の一部適用除外を定めている。すな わち、信仰ないし教理などの基づく、信徒資格、宗教活動への参加、宗教施設の利用 などの面で差別を容認する。ここでも、国教会の"公的性格"が問われる結果となっ ている。平等法は、2007年4月30日に施行された。同法に対するイングランド国教会 の対応について詳しくは、See, Archbishops' Council, The Equality Act 2006. Available at: http://www.cofe.anglican.org/about/churchlawlegis/guidance/equalitvact.rtf.

of Sunday)ないし緩和など〕も増加の一途をたどっている⁽¹⁵⁰⁾。 世俗司法は、聖俗分離ルールを機軸に、教会その他信仰団体の内部事項、とりわけ聖務、にはできるだけ干渉しないというイギリス法上の原則を貫いてきている。これまでのところ、世俗司法は、人権法を典拠とした聖職者などからの訴えに対しては、聖俗分離ルールを典拠に裁断を下しているように見える。しかし、長期的には、人権法(HRC)を拠りどころとした自由権的な主張が徐々に強まり、伝統的なイギリス法原則に風穴をあけるような世俗司法の判断が出てくることも予想される。

また、かねてから、立法府〔イギリス議会〕には、信仰が多元化した現代イギリス社会(multi-faith society)に呼応して、イングランド国教会に対する教会冒涜罪(blasphemy)を廃止し、逆に、人種に対する偏見に加え特定の宗教に対する偏見を煽動すること(incitement of religious hatred)を犯罪として処罰しようという提案があった $^{(151)}$ 。こうした提案の一部は、三度イギリス議会に提出され、「2006年人種・宗教偏見煽動禁止法(Racial and Religious Hatred Act 2006)」として結実し、2007年10月1日に施行された $^{(152)}$ 。こうした動きが、イギリスにおける政教関係をどのように変容させていくことにつながるのか、予断を許さない。

⁽¹⁵⁰⁾ イングランド国教会その他のキリスト教派〔教徒〕や宗派〔宗徒〕の宗教活動や信仰の自由と、1988年人権法(HRA)の適用については、世俗裁判所において、聖俗分離あるいは聖俗一致の側面から大きな問題となっている。この点については、別稿において詳論したい。さしあたって、See, Peter Cumper, "Religious Human Rights in the UK" 10 Emory International Law Review 115 (1996); Mark Hill, "Essay: On the Permissible Scope of Legal Limitations on the Freedom of Religion or Belief in the United Kingdom," 19 Emory International Law Review 1129 (2005).

⁽¹⁵¹⁾ See, House of Lords, Report: Select Committee on Religious Offences in England and Wales (April 10, 2003). Available at: http://www.publications.parliament.uk/pa/ ld200203/ldselect/ldrelof/95/9501.htm.

⁽¹⁵²⁾ See, Lucinda Maer, The Racial and Religious Hatred Act 2006 (House of Commons Library SN/PC/03768, 10 June, 2008). Available at: http://www.parliament.uk/commons/lib/research/briefings/snpc-03768.pdf. Kay Goodall, "Incitement to Religious Hatred: All Talk and No Substance," 70 Modern Law Review (2007) 89.

むすび

イングランド国教会やスコットランド教会に関する法制をはじめとし た。これまでのイギリス数会法「宗教法」研究は、史学や宗教学などの専 攻者による"法制史"的分析が先行してきた。しかも、執筆者の考え方を 盛りこむなどして着色されたものも少なくない。また、法律学者(いわゆ る英米法学者)による研究であっても、国王至高法(Acts of Supremacy 1534, 1558) や王位継承法(Act of Settlement 1701)のような"史跡発掘 的"な域を出ていない。しかし、もっと"法律学"の目線で実定規定にメ スを入れ、しかも、着色していない「無添加」の分析が求められている。

この拙論は、イギリスにおける国家と教会との関係「政教関係」につい て、国教会における立法と司法に傾注するかたちで、実定法を丹念にあら う作業から得られたものをまとめ上げたものである。アメリカ型の「国家 と教会の分離」信奉論者からすれば、この拙論は方法論が不透明で的外れ な単なる制度紹介と映るかも知れない。しかし、熟読していただけるな ら、実定法を通じてイギリスおける政教関係をかなり深く知る手がかりが 得られるのではないかと思う。率直に言って、「イギリスはコモンローの 国」というのは"遺言"であって、イギリスの国教会法制の例を見る限り においては、実定教会法による網の目のような"法の支配(rule of law)" が行き届いている、というのが筆者の実感である。

この拙論をまとめあげる直接のきっかけとなったのは、本学法科大学院 の野畑健太郎教授(憲法学)の「わが国の憲法学界においては、アメリカ 型政教分離論がひとり歩きし、イギリスなど欧州型の政教関係がしっかり と分析・紹介されていない。| との自戒を込めた一言にある。「憲法学者の 怠慢では?| と思いつつ、導師の一言を素直に受け容れることにより、イ ギリス教会法制の"ジャングル"に迷い込み、難行・苦行で修練を積むこ とできたことに感謝したい。

220 白鷗大学法科大学院紀要 第3号(2009年11月)

今回の拙論をまとめあげるにあたり、白鷗大学総合研究所から特別研究 助成をいただくことができた。この研究助成により幅広い文献収集をする ことができた。今後の研鑽を誓って、こころから謝意を表する。

土本武司先生の今後のますますのご健康とご活躍を祈念して、本拙稿を 捧げる次第です。

(本学法学部・法科大学院兼担教員)